

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する
調査研究

報 告 書

令和４年３月

株式会社 日本総合研究所

認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する調査研究

要 旨

目的

認可外保育施設の認可保育所等への移行を検討する際の阻害要因等を把握し、対応の方向性を検討することを目的とする。

そのために、認可保育所等への移行を希望している場合の阻害要因、阻害要因の解決策に関する調査・分析・検討を実施する。また、移行を希望していない施設についても、その理由の把握を行い、認可外保育施設のあり方を検討するための基礎資料を整備する。

調査の方法・進め方

本調査研究では以下の内容を実施した。

(1) 検討委員会の設置・運営

- ・有識者・実務者、自治体職員からなる委員会を設置・運営した。委員会は4回開催した。

(2) 認可外保育施設に対するアンケート調査

- ・全国の認可外保育施設を対象に電子メールにて調査票を配布、ウェブ上で回収
- ・令和3年9月9日～10月15日の期間で実施、有効回収数4,237件
- ・調査項目は施設基本情報/認可保育所等への移行ニーズ/施設利用状況 等

(3) 自治体に対するアンケート調査

- ・全国の都道府県、市町村を対象に電子メールにて調査票を配布、ウェブ上で回収
- ・令和3年9月9日～10月15日の期間で実施、有効回収数1,114件
- ・調査項目は自治体基本情報/地域における施設の認可移行ニーズ/施設支援状況 等

(4) 認可外保育施設・自治体へのヒアリング調査

- ・アンケート調査結果の内容を踏まえ、特徴的な状況にある、または特徴的な取組を行っていると考えられる施設、自治体を抽出し、ヒアリングを実施した。
- ・認可外保育移設23件、自治体18件に対してヒアリングを行った。

(5) 移行阻害要因および対応策の検討

- ・認可保育所等への移行の阻害要因の分析・検討、要因別の対応策の検討を実施した。

(6) 報告取りまとめ

- ・調査、検討結果について報告書として取りまとめを行った。

アンケート調査結果の要点

各アンケート調査の主要な結果は以下の通り。

【認可外保育施設向けアンケート調査】

- アンケート調査に回答した認可外保育施設のうち、認可保育所等への移行について検討している施設の割合は少ない。
- 認可保育所等への移行に向けた課題としては、「移行に必要な資源(資金・土地等)の確保」、「自治体として運営事業者の募集をしていない」、「既存の施設・設備では認可施設の設備基準(保育室等の建物部分)」を満たすことができない」が多く挙げられる。
- 認可外保育施設においては、認可移行に関する要件や手続きに関する情報を十分に把握できていない傾向にあり、また、認可移行に関連する行政の支援策についても認知・活用が進んでいない状況にある。

【自治体向けアンケート調査】

- 認可外保育施設の認可移行はその他の認可外保育施設から認可保育所、小規模保育事業への移行などが多く、次いで、事業所内保育施設の事業所内保育事業への移行が多い。ただし、現状、自治体の多くにおいては、積極的に認可保育所等への移行を推進している状況にはない。
- 指定都市等では認可移行を政策として進めている割合が比較的大きいが、一般市町村の多くは政策として進めてはいない。
- 認可移行を政策として進めていない大きな要因は、保育の受け皿が管内の認可保育所等で充足していると考えていることが挙げられる。待機児童の解消によって認可保育所等を増やす予定がないという意見もみられる。認可外保育施設からのニーズがないことを確認しているケース、認可保育所等への移行希望があった施設はすでに認可保育所等に移行を終えているというケースもある。
- 自治体が考える、認可移行のさらなる推進のために必要な支援策としては、手続きの簡素化や、現行制度の改変(審査内容の見直し、多様な保育の容認、利用者選択の見直しなど)などが挙げられる。

ヒアリング調査結果の要点

ヒアリング調査における主なポイントは以下の通り。

【認可外保育施設向けヒアリング調査】

- 認可保育所等への移行を検討している施設の検討・希望理由としては、「利用者確保・運営の安定(運営費補助)」、「質の向上」、「保育士確保・処遇改善」、「保護者の負担軽減・安心感」といったものが挙げられる。
- 認可保育所等への移行に向けた課題・障壁としては「自治体が募集していない」というものが最も多く挙げられた。

【自治体向けヒアリング調査】

- 待機児童数の減少や、既存の認可保育所等で受け皿が足りている自治体は、認可移行に積極的でない傾向にある。
- 過去３年の移行実績がある自治体も、待機児童減少に伴い今後は認可移行を抑える方針もみられる。「小規模保育事業」のみ認可する、といった自治体もみられる。

考察・提案

各結果を踏まえ、認可外保育施設の認可移行における課題を以下のように整理した。

- 認可外保育施設の認可移行が十分に進まない要因として、自治体の方針によるところ、施設の問題によるところの双方が想定される。
- 認可外保育施設の認可移行についてさらなる促進を考えるうえでは、認可移行を進める流れに応じて課題を整理し、取組の方向性を考えることが効果的と考えられる。
- 今後、自治体および認可外保育施設それぞれの視点から課題・論点についてその方向性を明確にしていくことが必要である。

上記の課題を解消し、認可移行を促進するための今後の論点として以下を挙げ、それぞれについて検討の方向性を示した。

【各自治体・地域における認可外保育施設の認可移行のさらなる促進に向けて】

（論点 1）今後新規に認可保育所等を増やす予定がない自治体においてどのような対応を図るべきか

【認可外保育施設の認可移行を推進するうえでの自治体の対応策・対応範囲について】

（論点 2）認可移行に関する条件・対象などの周知策、情報提供はどのようにすべきか

（論点 3）認可移行を進める際、自治体がどこまで支援すべきか

【現状では、認可外保育施設から認可保育所等への移行が難しい状況下での対応について】

（論点 4）認可保育所等への即時の移行が難しい状況の場合、どのような方策が考えられるか

（論点 5）認可外保育施設としての運営を維持する場合の対応をどう考えるか

認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する調査研究 報告書

【目次】

第1章	本調査研究の概要	1
1.	調査研究の背景・目的	1
2.	調査の方法・進め方	3
(1)	検討委員会の設置・運営	4
(2)	認可外保育施設に対するアンケート調査	5
(3)	自治体に対するアンケート調査	5
(4)	認可外保育施設・自治体へのヒアリング調査	5
(5)	移行阻害要因および対応策の検討	5
(6)	報告取りまとめ	5
第2章	アンケート調査結果	6
1.	認可外保育施設向けアンケート調査	6
(1)	回答施設の概況について	11
(2)	認可保育所等への移行に関する検討状況・考えについて	14
(3)	認可保育所等への移行に関する移行検討理由、移行における課題について	19
(4)	自治体からの情報提供および自治体等への期待について	22
2.	自治体向けアンケート調査	26
(1)	地域における基礎的な情報について	27
(2)	認可外保育施設の認可保育所等への移行実績について	29
(3)	認可外保育施設の認可移行支援などに関する自治体としての取組状況について	31
(4)	認可移行に関する相談・ニーズの状況および移行支援のポイント・課題について	33
(5)	認可外保育施設に対する支援、都道府県・市町村間の連携状況について	38
3.	アンケート調査結果の整理	45
(1)	認可外保育施設向けアンケート調査	45
(2)	自治体向けアンケート調査	46
第3章	ヒアリング調査結果	47
1.	認可外保育施設向けヒアリング調査	47
2.	自治体向けヒアリング調査	56
第4章	まとめ	62
1.	各種調査結果からの示唆・考察	62
2.	今後の論点および検討の方向性	64
参考資料1	施設向け調査票	68
参考資料2	自治体向け調査票	73
参考資料3	その他集計表・自由記述(施設アンケート調査)	78
参考資料4	その他集計表・自由記述(自治体アンケート調査)	95

第1章 本調査研究の概要

1. 調査研究の背景・目的

■背景

認可外保育施設は児童福祉法上、保育所等の業務を目的とする施設であって認可を受けていないものであり、と規定され、平成31年3月時点で全国に約9,000か所存在している(除くベビーシッター)。認可外保育施設数は増加傾向にあるが、これは主に事業所内保育施設の増加によるところが大きい。また、認可外保育施設は全国に存在するが、とくに東京都等の都市部の占める比重が大きい。

認可外保育施設は、認可保育所等に入れない場合の受け皿となっている側面を有しており、表面上の待機児童解消には大きく貢献しないものの、待機児童問題の解消の一助となっている面がある。

令和元年10月に施行された幼児教育・保育の無償化において、待機児童問題によりやむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない家庭があることも考慮され、代替的な措置として認可外保育施設も無償化の対象とされた。無償化の対象としては原則、都道府県等に届出、認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要である。ただし、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために5年間の猶予期間を設けている。しかし、現状、指導監督基準に適合している施設は3分の2に満たない状況である。

認可保育所等と同様に無償化の対象となっている背景には、認可保育所等利用者と認可外保育施設利用者間の公正性の観点があることから、無償化の対象である以上、認可外保育施設においても認可保育所等と同様の対応が一定程度求められるものであり、質の確保・向上に向けた取組が必要となる。「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」においても、「質の確保の重要性」が指摘されており、都道府県等による指導監督の対象とされているところである。

認可外保育施設でも質の高い保育を実践している施設は少なくないと考えられるが、認可保育所等に近い基準を満たし、求められる対応を図ることも必要である。認可外保育施設の質の確保・向上のために国においても、都道府県等による認可外保育施設に対する指導監督の充実などの支援に取り組んでいる。認可保育所等への移行を希望する施設に対しては運営費や移行費、改修費支援などの補助が行われている。

しかし、平成30年度に認可の施設・事業へ移行した件数は200件程度であり、全体の数%にとどまっている。認可外保育施設が最も多い東京都などの都市部の自治体では、独自制度として認証保育所等への移行に対する支援も実施しているが、認可保育所等・認証保育所いずれへの移行もあまり進んでいない状況も多くみられる。

認可外保育施設の認可保育所等への移行については、そもそも移行を希望していないケース、移行を希望しているものの移行できていないケースの双方が考えられる。

移行を希望していないケースとしては、独自に特色ある保育を提供している、利用者との直接契約の方が望ましいと考えているなどの要因が考えられる。特徴的な保育を実践している施設では保護者の理解が必要であり、直接契約によりお互いに選択できる関係であることを望むという声も聞かれる。外遊びを重視しており、服が汚れたり、多少の擦り傷などを負うこともあることを前提とした保育を行っていたり、食育に注力しており、家庭での食事についても施設から要望することがあるといった施設があり、それら施設では保護者に十分に理解をもらったうえで入所されることを希望している。

また、都市部では施設の制約、人的制約から認可保育所等への移行を希望していても現実的に実現できないということも想定される。また、現状、指導監督基準に適合していない施設が多いことを勘案すると、認可外保育施設からはハードルが非常に高いと感じられている可能性もある。

さらに、施設側の意向に加えて、一定程度保護者側の考えについても把握することが重要と考えられる。保護者側が認可保育所等と認可外保育施設の相違を明確に理解できているか、認可外保育施設を意識的に選択している場合の選択理由としてどのようなものがあるか、などについて把握したうえで認可保育所等への移行促進、質の確保・向上について考えることも必要と言える。

以上のように、認可外保育施設においても質の確保が必要であり、認可保育所等への移行が期待されるところであるが、さまざまな要因から認可保育所等への移行は十分には進んでいない実態がある。

■目的

以上の背景を踏まえ、本調査研究では認可外保育施設の認可保育所等への移行を考えるうえでの阻害要因などを把握し、対応の方向性を検討することを目的とする。

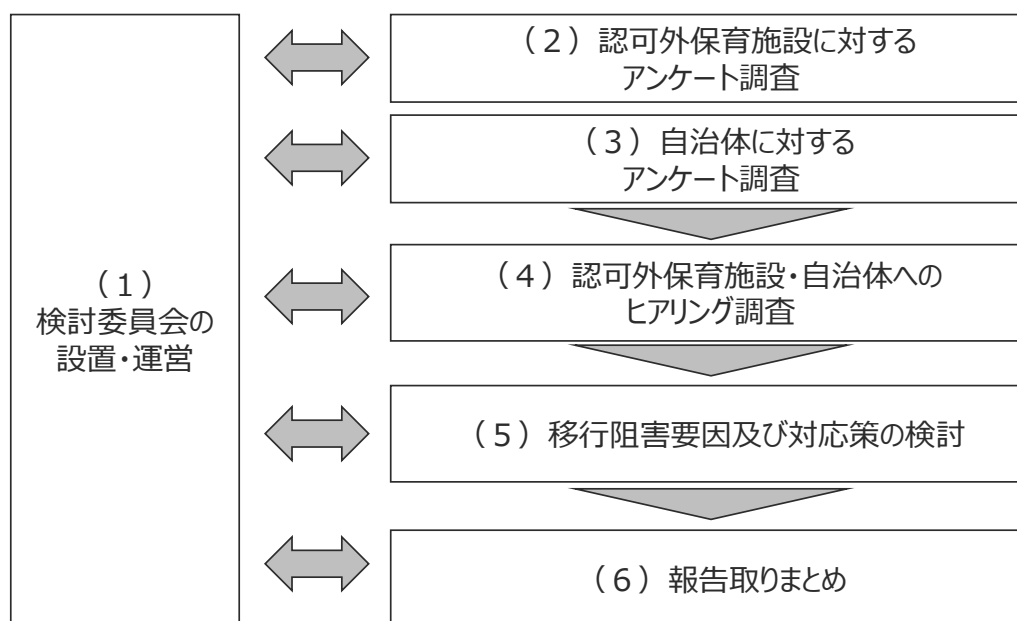
そのために、認可保育所等への移行を希望している場合の、阻害要因、阻害要因の解決策に関する調査・分析・検討を実施し、取りまとめのうえ、広く周知することを狙いとする。

また、移行を希望していない施設についても、移行せずに現状維持を希望する理由の把握を行い、認可外保育施設のあり方を検討するための基礎資料を整備する。移行を希望しない施設においては、質の確保における考え方や具体的な取組についての把握も試みる。

2. 調査の方法・進め方

本調査研究は以下の実施事項・進め方にて検討・整理を進めた。それぞれの概要については次頁以降に示す。

図表 1 本調査研究の実施事項・進め方



(1) 検討委員会の設置・運営

本調査研究を円滑かつ効果的なものとするため、有識者・実務者、自治体職員からなる検討委員会を設置・運営した。検討委員会では、調査研究の実施手法・進め方、各種検討における視点・要点、分析・検討の方向性、今後に向けた提言検討・取りまとめなど、各検討事項に関する内容の検討を行った。検討委員会は以下の内容にて4回開催した。

図表 2 検討委員会での議題

回	実施日	議題
第1回	(持ち回り・書面開催)	■ 事業概要について ■ アンケート調査票(案)について
第2回	令和3年 10月22日(金)	■ アンケート調査結果(速報)について ■ ヒアリング進捗状況について ■ 調査を踏まえた示唆の検討について
第3回	令和3年 11月26日(火)	■ 前回検討内容の振り返りについて ■ 追加調査・分析結果について ■ 取りまとめに向けた課題・方策の検討について
第4回	令和3年 12月24日(金)	■ 報告書の取りまとめについて

図表 3 検討委員会委員(50音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
天久 薫	社会福祉法人 四季の会 理事長
長田 弘子	川崎市こども未来局 保育事業部保育第2課 課長
吉井 英司	東京都福祉保健局 認証・認可外保育施設 担当課長
米原 立将	流通経済大学 社会学部 准教授

(オブザーバー)厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

(2) 認可外保育施設に対するアンケート調査

全国の認可外保育施設に対して、認可保育所等への移行ニーズ、移行における障壁、移行を希望しない場合の理由などについて把握するためのアンケート調査を実施した。

アンケート調査では、移行の希望がある場合は、移行に向けた課題と課題解消に向けて必要となる対応などについて具体的に把握できるよう設計を留意し、移行の希望がない場合は、移行を希望しない要因の把握、認可保育所等への移行をしない中での質の確保策などについて把握することに重点を置いて調査設計を行った。

(3) 自治体に対するアンケート調査

認可外保育施設を指導監督する都道府県、指定都市、中核市および一般市に対して、自治体内の認可外保育施設への支援内容、地域内の移行ニーズ、移行状況、認可移行への地域での課題・受ける相談などについて把握するためのアンケート調査を実施した。

調査においては、今後の移行に関する事項に加え、これまでに認可保育所等への移行の際に課題となったこと、課題解消のための取組なども把握を試みた。また、移行ニーズがない認可外保育施設についての実態把握の状況などについても確認した。

(4) 認可外保育施設・自治体へのヒアリング調査

アンケート調査から特徴的な取組を行っている、特徴的な状況にあると考えられる保育施設、自治体を抽出し、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリング対象は地域ごとの比較が可能となるよう、比較的移行ニーズが大きい・移行実績が多い地域とニーズが小さく・実績も少ない地域などの双方が含まれるように配慮した。また、現状の認可外保育施設の施設数などにも配慮して対象を選定した。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からヒアリングは原則として電話・オンラインで実施した。

(5) 移行阻害要因および対応策の検討

調査結果などを踏まえ、認可保育所等への移行の阻害要因の分析・検討、要因別の対応策の検討を実施した。主として検討委員会での議論を中心に整理を行った。

(6) 報告取りまとめ

(2)～(5)の検討内容について報告書として取りまとめを行った。

第2章 アンケート調査結果

本章では、認可外保育施設向けおよび自治体向けに実施したアンケート調査結果について示す。

1. 認可外保育施設向けアンケート調査

本節では、認可外保育施設向けに実施したアンケート調査結果を示す。調査の概要は以下の通り。

図表 4 認可外保育施設向けアンケート調査概要

調査対象：	全国の認可外保育施設 ・企業主導型保育事業 ・事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く） ・ベビーホテル ・認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター事業者） ・その他認可外保育施設 回答者は原則施設長などの施設責任者
実施時期：	令和3年9月9日～10月15日
実施方法：	都道府県および指定都市・中核市経由での電子メールまたは郵送による依頼状・回答要領の配布、ウェブ上での回収 ※ウェブ回答が難しい場合、メール添付、FAXにて回収
有効回収数：	4,237件 ※都道府県等に依頼して調査票を配布しており発出数が明確でないため回収率を算出することはできないが、全国の届出施設のうち22%程度の施設からの回収が得られていると想定される
主な調査項目：	施設基本情報 認可保育所等への移行ニーズ 施設利用状況 その他

※回答施設の主な基本属性は以下の通り。

本アンケート調査の主な回答施設の属性は以下の通り。全国の届出施設全体と比較して認可外の居宅訪問型保育事業の比率が低く、企業主導型保育事業の比率が高いといった傾向にあり、一定の偏りがあることに留意が必要である。

図表 5 回答施設の施設種別

	施設数	比率
企業主導型保育事業	1,604	37.9%
事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。）	1,184	28.0%
ベビーホテル	113	2.7%
認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）	180	4.2%
その他	1,155	27.3%
計	4,236	100.0%

図表 6 【参考】全国の届出認可外保育施設数(令和 2 年 3 月時点)

	施設数	比率
企業主導型保育事業	3,768	19.8%
事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。）	4,442	23.3%
ベビーホテル	1,255	6.6%
認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者）	5,454	28.6%
その他	4,159	21.8%
計	19,078	100.0%

【出所】

- ・企業主導型保育事業施設数については、公益財団法人児童育成協会「企業主導型保育事業助成決定一覧令和 2 年 3 月 31 日」より
- ・事業所内保育施設、ベビーホテル、認可外の居宅訪問型保育事業、その他認可外保育施設については厚労省「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」より(事業所内保育施設数は企業主導型を含む数値が公表されているためその値を差し引いた値としている)

図表 7 回答施設の運営法人種別

	n=4,236
公立	2.6%
社会福祉法人	7.6%
社団法人・財団法人(公益・一般)	6.8%
株式会社・有限会社	44.9%
学校法人	4.2%
NPO法人	4.5%
宗教法人	0.4%
個人	11.0%
その他	18.0%

図表 8 施設運営法人の認可保育所等運営数

n=4,236

0施設	76.1%
1施設	7.9%
2施設	2.9%
3施設	2.0%
4施設	1.0%
5施設	0.9%
6～10施設	3.1%
11～50施設	2.7%
51施設以上	3.4%
無回答	0.0%

図表 9 施設運営法人の認可外保育施設運営数

n=4,236

1施設	65.2%
2施設	12.1%
3施設	4.6%
4施設	2.0%
5施設	1.3%
6～10施設	3.1%
11～50施設	8.4%
51施設以上	3.2%
無回答・無効回答	0.2%

図表 10 施設が対象としている年齢

n=4,236

0歳児	82.1%
1歳児	93.2%
2歳児	96.4%
3歳児	75.7%
4歳児	68.8%
5歳児	66.8%
6歳児以上	27.5%

図表 11 利用定員(全年齢)

	n=4,236
1～10名	13.5%
11～20名	40.1%
21～30名	16.1%
31～40名	10.0%
41名以上	15.7%
定員設定なし	4.6%

図表 12 利用者数(全年齢)

	n=4,236
1～10名	38.8%
11～20名	29.8%
21～30名	10.7%
31～40名	5.7%
41名以上	8.8%
無回答・無効回答	6.3%

図表 13 保育士資格保有者数

	n=4,236
0名	2.2%
1～3名	29.4%
4～6名	33.9%
7～10名	22.9%
11名以上	11.6%

図表 14 看護師・准看護師資格保有者数

	n=4,236
0名	77.6%
1～3名	20.8%
4～6名	1.4%
7～10名	0.1%
11名以上	0.0%

図表 15 都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修修了者数

	n=4,236
0名	58.9%
1～3名	33.4%
4～6名	5.6%
7～10名	1.4%
11名以上	0.7%

図表 16 資格を有していない保育者数

	n=4,236
0名	49.4%
1～3名	39.2%
4～6名	7.7%
7～10名	2.3%
11名以上	1.5%

(1) 回答施設の概況について

- 認可外保育施設の指導監督基準は満たしているとの回答が大半である。(なお、厚生労働省「令和元年度認可外保育施設の現況取りまとめ」において認可外保育施設のうち指導監督基準適合施設の割合は 59.8%であり、本調査との乖離が見られることから、回答者に一定の偏りがあることに留意が必要である。)
- 職員配置基準を満たしていないケースの大半は、「有資格者の不足・不在」、「人員(頭数)不足」となっている。
- 設備基準を満たしていないケースとしては「非常口の設置」、「健康診断」、「調理設備」、「専用トイレ・手洗い場」、「保育室面積」、「園庭」など多岐に渡る。「非常口」に関する、「健康診断」に関する内容がやや多い。
- 基準を満たすことができない要因としては、「資金面・財源」、「人の確保」、「移転、建て替え困難」などがあげられる。
- 期待される支援としては「補助・助成」といった資金面の支援が多いが、人材確保の支援、具体的な助言・指導の実施といったニーズもみられる。
- いずれかあるいは両方について、指導監督基準を満たしていないと回答した施設が 5 年間の経過期間を経たのちに無償化の対象外となることを認識しているかについては、多くが知っていると回答しているが、一部に知らなかったとの回答がみられる。
- 今後、指導監督基準を満たすことを目指すか否かについては、目指すという回答が半数を超える。
- 自治体独自の認証制度の取得状況については、独自認証を採用している自治体が限定的なこともあってか、少数派である。
- 定員充足率は 50%未満の施設が多い。
- 過去 5 年間の利用人数の推移は施設ごとにばらついている。
- 減少している要因についての認識にもばらつきがみられるが、待機児童減少の影響が小さくないと考えられる。

図表 17 指導監督基準への対応状況【職員配置基準】

n=4,236	
満たしている	97.9%
満たしていない	2.1%

図表 18 指導監督基準への対応状況【設備基準】

n=4,236	
満たしている	96.0%
満たしていない	4.0%

図表 19 5年間の経過期間終了後に指導監督基準を満たさない場合、
無償化の対象外となることを知っているか

	n=215
知っている	76.3%
知らなかった	23.7%

図表 20 経過期間終了を見据えて指導監督基準を満たすことを目指すか

	n=215
指導監督基準を満たすことは考えていない	12.6%
指導監督基準を満たすことを目指す	66.5%
対応未定	20.9%

図表 21 自治体独自の認証制度を取得しているか

	n=2,633
認証を取得している	14.1%
自治体に認証制度がない、又は認証を取得していない	85.9%

図表 22 定員充足率

	n=4,236
50%未満	33.3%
50%以上60%未満	10.1%
60%以上70%未満	9.2%
70%以上80%未満	8.7%
80%以上90%未満	9.4%
90%以上100%未満	7.2%
100%以上	17.5%
(定員設定なし)	4.6%

図表 23 過去5年間の利用人数推移

	n=4,236
増加している	30.4%
変わらない	31.8%
減少している	37.8%

図表 24 利用人数の減少要因の認識

		n=1,601
地域における待機児童数の減少により、認可保育所等への入所ができず受け入れてきた者が減少したため		46.5%
幼児教育・保育の無償化の制度の開始に伴い、認可保育所等を希望する者が増加したため		41.5%
新型コロナウイルスの影響により、利用を控える者がいるため		35.4%
その他		29.2%

(2) 認可保育所等への移行に関する検討状況・考えについて

- 認可外保育施設において、認可移行を検討している施設は限定的であり、半数以上の施設では認可保育所等への移行を検討していない。
- 全体の傾向と比較すると、「その他」認可外保育施設と「ベビーホテル」では認可移行に向けて準備中という割合がやや高い。「その他」認可外保育施設は認可移行を検討しているが、具体的な準備などは進めていないという割合もやや大きい。事業所内保育施設は、認可移行について検討しておらず、今後検討する予定もないとの回答割合がやや大きい。
- NPO 法人や個人、株式会社・有限会社のほうがやや認可移行を検討している割合が大きい。一方で、公立やその他においては認可移行を検討していない割合が大きい(公立では僻地保育、その他では医療法人が多い)。
- 施設の運営法人が全体として運営する施設数(認可保育所等＋認可外保育施設)によって認可移行の検討状況に大きな差はみられないが、運営施設数が多いほうが、認可移行について検討しておらず、今後検討する予定もないという割合がわずかに大きい。
- 定員数が多い施設のほうがわずかではあるが、認可移行について検討しているが、具体的な準備などは進めていないとの回答割合、検討したことがあるが断念したとの回答割合が大きい。
- 定員設定なし(ベビーシッターなど)においては、認可移行について検討しておらず、今後検討する予定もないという割合が大きい。
- 定員充足率が高い施設のほうが、認可移行を検討しておらず、今後検討する予定もないという割合がやや低い。
- 職員配置基準について認可外保育施設の指導監督基準を満たしているか否かで大きく認可移行に関する傾向の差はないが、満たしていない場合、「検討したことがあるが断念した」という割合がやや高い。
- 設備基準について、認可外保育施設の指導監督基準を満たしている施設のほうが、わずかではあるが、認可移行についての検討している傾向にある。
- 自治体の独自の認証制度を取得している施設のほうが、認可保育所等への移行について検討している傾向にある。
- 過去 5 年間の利用者の増減動向でみると、利用者が増加している施設のほうが、認可保育所等への移行を検討している割合がやや大きい。

図表 25 認可保育所等への移行に関する検討状況

n=4,236	
検討しており、現在移行に向けた準備中である	3.5%
検討しているが、具体的な準備等は進めていない	12.5%
検討したことがあるが断念した	9.5%
現在は検討していないが、今後検討の可能性がある	16.3%
検討しておらず、今後検討する予定もない	58.2%

図表 26 認可保育所等への移行に関する検討状況(施設類型別)

	n	検討しており、 現在移行に向 けた準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後検討の可能性 がある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
企業主導型保育事業	1,604	1.7%	14.7%	5.7%	24.7%	53.1%
事業所内保育施設	1,184	1.7%	3.1%	4.8%	7.9%	82.4%
ベビーホテル	113	6.2%	12.4%	18.6%	15.0%	47.8%
認可外の居宅訪問型保育事業	180	0.0%	13.9%	5.6%	13.9%	66.7%
その他	1,155	8.1%	18.7%	19.4%	13.6%	40.3%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 27 認可保育所等への移行に関する検討状況(運営法人種別)

	n	検討しており、 現在移行に向 けた準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後検討の可能性 がある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
公立	112	0.9%	0.0%	0.0%	6.3%	92.9%
社会福祉法人	322	3.7%	6.2%	6.2%	15.2%	68.6%
社団法人・財団法人(公益・一般)	289	2.1%	10.7%	9.7%	15.6%	61.9%
株式会社・有限会社	1,904	4.4%	16.4%	8.6%	19.6%	51.0%
学校法人	177	2.8%	12.4%	5.1%	20.3%	59.3%
NPO法人	191	6.8%	21.5%	18.8%	15.7%	37.2%
宗教法人	15	6.7%	13.3%	20.0%	20.0%	40.0%
個人	465	3.7%	13.1%	20.0%	13.3%	49.9%
その他	761	1.2%	5.1%	6.8%	10.9%	76.0%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 28 認可保育所等への移行に関する検討状況(運営施設数別)

	n	検討しており、 けた準備中である	検討しているが、 備等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
1施設	2,398	2.6%	10.9%	11.1%	16.1%	59.3%
2～5施設	1,067	3.5%	16.1%	8.8%	19.2%	52.4%
6～10施設	173	5.2%	17.9%	9.8%	14.5%	52.6%
11～50施設	355	5.4%	15.2%	5.4%	9.9%	64.2%
51施設以上	241	8.3%	3.3%	3.3%	16.2%	68.9%
全体	4,234	3.5%	12.4%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 29 認可保育所等への移行に関する検討状況(定員数別)

	n	検討しており、 けた準備中である	検討しているが、 備等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
1～10名	573	1.7%	5.4%	8.7%	9.4%	74.7%
11～20名	1,698	2.1%	12.5%	6.7%	19.3%	59.5%
21～30名	683	5.1%	14.5%	12.7%	15.5%	52.1%
31～40名	422	7.3%	15.6%	12.8%	18.7%	45.5%
41名以上	665	5.3%	17.6%	14.4%	15.0%	47.7%
定員設定なし	195	0.5%	1.5%	2.1%	11.8%	84.1%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 30 認可保育所等への移行に関する検討状況(定員充足率別)

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
50%未満	1,412	1.9%	7.9%	9.1%	10.0%	71.1%
50%以上60%未満	429	4.0%	13.1%	7.5%	18.4%	57.1%
60%以上70%未満	388	3.9%	13.7%	8.8%	18.3%	55.4%
70%以上80%未満	367	3.8%	15.8%	11.4%	23.7%	45.2%
80%以上90%未満	399	4.8%	16.0%	10.8%	23.3%	45.1%
90%以上100%未満	304	6.6%	20.4%	13.8%	22.7%	36.5%
100%以上	742	4.7%	16.3%	10.5%	17.0%	51.5%
(定員設定なし)	195	0.5%	1.5%	2.1%	11.8%	84.1%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 31 認可保育所等への移行に関する検討状況(職員配置基準の充足状況別)

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
満たしている	4,145	3.5%	12.5%	9.4%	16.2%	58.3%
満たしていない	91	2.2%	9.9%	16.5%	17.6%	53.8%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 32 認可保育所等への移行に関する検討状況(設備基準の充足状況別)

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
満たしている	4,066	3.6%	12.6%	9.6%	16.5%	57.8%
満たしていない	170	1.2%	9.4%	8.8%	11.2%	69.4%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 33 認可保育所等への移行に関する検討状況(自治体独自の認証制度の取得有無別)

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
認証を取得している	371	13.5%	24.3%	17.3%	18.1%	27.0%
自治体に認証制度がない、又は認証を取得していない	2,262	3.1%	9.0%	11.0%	10.0%	67.0%
全体	2,633	4.6%	11.2%	12.0%	11.3%	61.5%

図表 34 認可保育所等への移行に関する検討状況(利用者の増減動向別)

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
増加している	1,286	3.2%	16.5%	8.9%	21.7%	49.8%
変わらない	1,349	3.4%	10.7%	7.6%	17.1%	61.2%
減少している	1,601	3.8%	10.7%	11.7%	11.2%	62.5%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

(3) 認可保育所等への移行に関する移行検討理由、移行における課題について

【検討対象施設類型・検討理由】

- 認可保育所等への移行を検討している場合、移行対象として検討している施設類型としては、「認可保育所(保育所型認定こども園を含む。)」が最も多く、次いで「小規模保育事業」である。
- 認可保育所等への移行の検討理由としては、「自治体から運営費の支給があり、運営が安定するため」、「利用者確保のため」、「自治体から各種補助や支援が受けられるから」が大きい。一方で、自治体から要請されて認可移行を検討している施設は限定的である。

【認可移行における課題・障壁】

- 認可移行の課題・障壁としては、移行に必要な資源(資金・土地など)の確保、自治体として運営事業者の募集をしていない、既存の施設・設備では認可保育所等の設備基準(保育室等の建物部分)を満たすことができないがそれぞれ4割超と多い。利用者を自ら選考できなくなること、現状の保育内容・園の特色が維持できなくなる可能性といった項目も4分の1程度の施設が回答している。
- 認可保育所等への移行について、検討したが断念した場合においては、認可移行に進めなかった理由は、移行を検討している場合の課題・障壁とおおむね同様の内容が回答されている。
- 認可保育所等への移行について、これまで検討しておらず、今後も検討予定がない場合は、企業主導型保育事業として助成を受けて実施しており、現状のままでよいと考えている、が最も多く、次いで既存の施設・設備では認可保育所等の設備基準(保育室等の建物部分)を満たすことができない、が多い。

図表 35 認可保育所等への移行を検討している場合の移行対象施設類型

	n=1,080
認可保育所(保育所型認定こども園を含む。)	54.6%
幼保連携型認定こども園	5.6%
小規模保育事業	28.8%
事業所内保育事業	8.1%
家庭的保育事業	2.5%
居宅訪問型保育事業	0.5%

(Q21 で「検討しており、現在移行に向けて準備中である」、「検討しているが、具体的な準備などは進めていない」、「検討したことがあるが断念した」を選択した施設のみ対象)

図表 36 認可保育所等への移行を検討している理由

	n=1,080
利用者確保のため	61.1%
保育士の確保のため	29.3%
自治体からの要請	4.6%
自治体から運営費の支給があり、運営が安定するため	66.6%
自治体から各種補助や支援が受けられるから	56.9%
保育の質の向上のため	43.6%
保護者や地域からの要請	29.4%
その他	8.9%

(Q21 で「検討しており、現在移行に向けて準備中である」、「検討しているが、具体的な準備などは進めていない」、「検討したことがあるが断念した」を選択した施設のみ対象)

図表 37 認可保育所等への移行に係る課題・障壁

	n=1,080
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(保育室等の建物部分)を満たすことができない	40.6%
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(屋外遊技場)を満たすことができない	30.9%
人員配置基準の充足	18.4%
移行に必要な資源(資金、土地等)の確保	42.2%
自治体として運営事業者の募集をしていない	41.3%
保護者の理解を得ること	6.2%
職員の理解を得ること	5.1%
法人本部の方針として認可化を決めるか	7.3%
現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整	17.8%
利用者を自ら選考できなくなる	24.2%
行政の関与が増える	10.0%
現状の保育内容・園の特色が維持できなくなる可能性	24.6%
事業所の収入が減る可能性がある	4.0%
どのように進めたらよいか分からない	31.7%
その他	11.7%

(Q21 で「検討しており、現在移行に向けて準備中である」、「検討しているが、具体的な準備などは進めていない」、「検討したことがあるが断念した」を選択した施設のみ対象)

図表 38 移行について検討したが断念した場合の断念理由

n=404	
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(保育室等の建物部分)を満たすことができない	41.6%
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(屋外遊技場)を満たすことができない	26.5%
認可施設の人員配置基準を満たすことができない	14.6%
移行に必要な資源(資金、土地等)が確保できない	38.4%
自治体が運営事業者の募集をしていない	38.6%
保護者の理解を得ることが難しい	5.0%
職員の理解を得ることが難しい	4.0%
法人本部の方針として認可移行しないこととしたため	6.2%
現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整が困難	15.1%
利用者を自ら選考できなくなるため	23.8%
行政の関与が増えると考えている	9.7%
現状の保育内容が維持できなくなる可能性がある	24.0%
事業所の収入が減る可能性があると考えた	3.2%
どのように進めたらよいか分からなかった	15.8%
その他	15.1%

(Q21 で「検討したことがあるが断念した」を選択した施設のみ対象)

図表 39 移行についてこれまで検討しておらず今後も検討予定がない理由

n=2,467	
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(保育室等の建物部分)を満たすことができない	22.8%
既存の施設・設備では認可施設の設備基準(屋外遊技場)を満たすことができない	23.1%
認可施設の人員配置基準を満たすことができない	12.5%
移行に必要な資源(資金、土地等)が確保できない	15.7%
企業主導型保育事業として助成を受けて実施しており、現状のままで良いと考えているため	29.5%
自治体から補助を受けて実施しているため	4.7%
行政の関与が増えると考えている	5.3%
現状の保育内容が維持できなくなる可能性がある	15.5%
保護者の理解を得ることが難しいと思うため	3.4%
職員の理解を得ることが難しい	3.1%
法人本部の方針として認可化しないこととしているため	15.8%
現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整が困難	8.2%
利用者を自ら選考できなくなるため	17.1%
事業所の収入が減る可能性があると思うため	1.5%
上記の選択肢以外で認可化するメリットがないため	7.7%
その他	18.9%

(Q21 で「検討しておらず、今後検討する予定もない」を選択した施設のみ対象)

(4) 自治体からの情報提供および自治体等への期待について

【自治体からの情報提供】

- 認可外保育施設の 8 割以上は自治体から、認可移行に関する情報提供を受けたことがないと回答している。情報提供を受けたことがある施設は限定的であるが、情報提供を受けたことがない施設と比べて、認可保育所等への移行を検討している割合が大きい。
- 自治体からの認可移行に関する情報提供のきっかけとしては、施設・法人から認可移行を進めることを希望し、自治体へ相談した、が最も多い。

【各種支援制度・施策の認知状況】

- 行政が提供する多くの支援制度・施策は認可外保育施設にはあまり認識されておらず、利用状況は極めて限定的である。
- 認可保育所等への移行に関して、自治体に期待することとしては、具体的かつ丁寧な情報提供、手続き面のサポートなどが挙げられる。また、特徴的な保育内容を維持できるよう希望する施設もみられる。

図表 40 自治体から認可移行に関する情報提供を受けたことがあるか

	n=4,236
認可へ移行するための流れ等の概要について情報提供を受けたことがある	12.6%
認可へ移行するための支援内容について具体的な情報提供を受けたことがある	4.3%
その他、認可へ移行するための情報提供を受けたことがある	3.1%
いずれの情報提供も受けたことがない	83.4%

図表 41 自治体から情報提供を受けたことがある否かの別の認可移行の検討状況

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等はない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後検討の可能性がある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
何らかの情報提供を受けたことがある	705	13.9%	20.3%	23.8%	9.8%	32.2%
いずれの情報提供も受けたことがない	3,531	1.4%	10.9%	6.7%	17.6%	63.4%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 42 自治体からの情報提供のきっかけ

		n=705
認可化移行を進めることについて、自治体の方から打診があった		26.7%
貴施設や運営法人が認可化移行を進めることを希望し、自治体へ相談した		41.7%
その他		31.3%

図表 43 情報提供のきっかけにおける「その他」の具体例(自由記述・抜粋)

2歳児の受け入れ希望があって、すでに幼稚園で満3歳児を預かってはいたのでどういう施設ならできるか、と相談した事がきっかけ
アンケートが行われた為
アンケート調査
県から市への周知メールの転送が当法人にあったと思われる
グループ企業からの情報提供
グループ内で認可取得の提案があった
こちらからどのような仕組みか相談し情報を得た
メールが自治体から来たため
メールでの簡単な情報提供のみ
メールでの通知
メールで一括送信されたもの
メールにて詳細の連絡が案内された
案内があった様に記憶している
案内だけが来ました
以前一律に認可移行に関する通知が来た
一斉メールでの案内
一般公募の説明会
一般的な概要のお知らせのほか、認可外保育施設の立入調査時に認可移行意思確認あり
一般的な説明
開園する際に説明を受けた
開園時に概要を確認した程度
開設時の比較検討のため
系列園が認可へ移行したため
個人として家庭的保育支援事業の情報を問い合わせた
厚労省から認可外保育施設への通知があり、自治体から認可外保育施設へメールが転送された参考情報として、自治体からメールの一斉送信による情報提供があった。
仕組みを理解するため説明を受けた。
子ども・子育て支援制度発足のタイミングで、自治体からの情報提供があった。
市町村全ての施設に平等に通知があった
自治体からの案内
自治体からの意向調査の中で
自治体からの一斉送信メール
自治体からの広報
自治体からの支援を相談した際、解決策として提案された。
自治体からの書類配布があった
自治体の概要説明会に参加、認可制度が始まる前の一回のみ
自治体より認可化移行について打診があり、その場合については前向きに検討すると回答を行った。
自治体より認可化移行に関する意向調査があった
書面案内が送られてきた
情報提供として資料が送られてきた
数年前、市の事業者に対して説明会が開かれた
数年前から自治体と情報交換をする中で検討を進めた
説明会の案内があり、それに参加した。
説明会の案内が県から届き、参考までに参加させていただいた。
他地区の事例を地方公共団体に打診した
定期的な情報提供
定期的な情報提供をメールでいただいている
定期的に情報がいただける。
認可への移行希望調査
認可移行の研修会があった際、参加し聞いた。

図表 44 認可外保育施設に対する支援制度・施策の認知・利用状況

	n	その よう な 内 容 の 利 用 が あ る こ と	その よう な 内 容 の 支 援 が あ る こ と	その よう な 内 容 の 支 援 が あ る こ と
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、それぞれの認可基準を満たすために必要な改修費等の経費の一部を補助(保育所等改修費等支援事業(認可化移行改修費等))	4,235	2.8%	32.5%	64.7%
指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助。認可化移行計画を策定し、「認可化移行運営費支援事業」による補助を受け、当該補助を受けた時点から5年以内に認可への移行を図ること等が必要。(認可外保育施設改修費等支援事業)	4,235	2.4%	26.7%	70.9%
認可を目指す認可外保育施設が認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助(認可化移行可能性調査支援事業)	4,235	2.1%	20.7%	77.2%
認可を目指す認可外保育施設が認可保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助(認可化移行助言指導支援事業)	4,235	2.1%	20.9%	77.0%
認可を目指しているが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言・指導を行うための費用の一部を補助(指導監督基準遵守助言指導支援事業)	4,235	2.1%	20.3%	77.6%
認可を目指しているが、立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の認可基準を満たすことができない認可外保育施設の移転費や仮設設置費に必要な費用の一部を補助(認可化移行移転費等支援事業)	4,235	2.0%	21.7%	76.3%
認可を目指す認可外保育施設に対し、運営費を補助(認可化移行運営費支援事業)	4,235	2.5%	24.1%	73.4%
認可外保育施設指導監督基準を満たす等の要件を満たす認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設における受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費を補助(認可外保育施設保育士資格取得支援事業)	4,235	4.0%	25.7%	70.3%
保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助(受験対策学習費用補助事業)	4,235	3.3%	24.7%	72.1%
認可保育所等への移行を前提とし、改修費等の補助を受けている認可外保育施設等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げる費用の一部を補助(保育士宿舎借り上げ支援事業)	4,235	4.6%	21.5%	73.8%
認可外の家庭的保育事業及び事業所内保育事業においては有資格者がいない場合に1人以上、認可外の居宅訪問型保育事業においては有資格者でない場合に必ず受講が求められる、保育に従事する者に関する研修の実施(認可外の居宅訪問型保育研修事業、家庭的保育者等研修事業(基礎研修)、居宅訪問型保育研修事業(基礎研修)、子育て支援員研修事業(地域保育コース))	4,235	14.8%	22.8%	62.4%

図表 45 認可保育所等への移行に関して自治体等に期待する支援(自由記述・抜粋)

賃貸の施設で認可への移行が可能になること。また、公営施設の民営化を受けることで認可への移行ができることを願っています。	賃貸施設の認可移行
・英語保育であっても認可への移行を是非検討していただきたいです。	英語教育の許容
・可能なら、どのようにしたらよいのかを直接指導して頂きたい	直接の指導・支援
・企業主導型にした場合、外部からの入園を断れるような制度があるのか？・保育の質の向上や、良い保育の提供を考えると認可にした方が良いとは思っている為、その事について改善案などがあれば情報提供が欲しいと思っている。	具体的な情報提供
・区有地の活用にあたり 新規事業者の前に その地域の認証に打診、優遇をしてほしい。・同法人で認可運営経験が浅くても支援してほしい。	公営の土地の活用
・候補物件や要件確認等を問い合わせた際、担当者判断の曖昧な回答が繰り返され不動産業者との交渉が進まない。認可化移行要件の明文化、判断基準の統一化、公表等、改善を求める。・認可化移行調査で「移行希望」と回答しても、その後連絡がない。移行調査の意図目的を明確にしていきたい。	具体的な情報提供 要件の明確化
・書類関係・税務署等の関係各所の流れが分からない。提出書類が多いので簡素化してほしい	手続き・事務所類の簡素化
・詳しい情報を最新のもので教えてほしい。	具体的な情報提供
・情報をいただきたいです。・企業主導型保育園が認可に移行できるのかなど相談できる窓口があるといいです。	具体的な情報提供 窓口の一元化
・積極的に情報を発信することを望む・窓口にて相談を望んだが、班長？に理不尽な言葉をもて門前払いされた経験をした。・各補助金などの情報を積極的に提供すること望む	具体的な情報提供
・設備面や常勤保育士の確保に関する情報提供	具体的な情報提供
・当園は2園とも情報提供がなかったのでぜひおこなってほしい。・認可移行に関して相談できる窓口の開設など、気軽に相談できるようになるといい。・自然フィールドに出かけるためのバスのリース代などの移動費への補助があると嬉しい。・軽度の特性のあるお子さんの受け入れはしていきたいと思うので加配の制度を充実させてほしい。	具体的な情報提供
・認可移行における書類等手続きへの援助(アドバイス)・施設改修における助成金の補助	直接の指導・支援
・認可移行に関する情報をもっとわかりやすくしてほしい。自治体のホームページを見てもそれがどこにあるのかが解らない。	具体的な情報提供、わかりやすい情報開示
・補助金・一からサポートしていただきたい(全くわからないため)	窓口・サポート一元化
・補助金窓口の一本化・地域枠について空き枠でも助成対象にしてほしい。または、4月時点で利用予定がない枠は、従業員枠として利用しても良いなどの緩和策	窓口・サポート一元化
24時間、365日対応可能な認可保育所が増えるよう 補助(支援)等を是非、考慮願いたい。	優先枠の設定等の条件緩和 24時間対応の考慮
24時間運営の保育所で、認可基準を満たすのは相当厳しい。	24時間対応の考慮
24時間営業でも認可をして頂けると助かります。	24時間対応の考慮
いろいろな認可移行に関する認可外の支援事業をこのアンケートの回答でしている状況です。このような内容の説明会など、お知らせいただければ嬉しいです。	具体的な情報提供
インターナショナルスクール(英語幼稚園)の扱いについて情報があれば知りたい。園に対する東京都の補助金制度があれば知りたい。現在園にはまったく補助金をいただいていない。	英語教育の許容
インターナショナルスクールでも認可に移行しやすい様に制度を考えて頂きたい。外国人でも保育士資格が取れる様な内容にしてもらえるとありがたいです。	英語教育の許容
インターナショナルプリスクールとして、通常の基準に合わない部分があることを理解していただき、臨機応変な対応をしていただけことを望む。(日本の保育士では、英語教育が出来ないため、海外の”教師資格者”の採用が必須)	英語教育の許容
オンライン説明会の開催	情報入手機会の拡大
これまでの保育内容の継続	保育内容の維持・継続
これまで自治体から認可移行に関することや支援あるいは情報提供など一切きていないので、認可移行に関する情報がほしい。	具体的な情報提供
これまで通りのカリキュラムでいられるのならばぜひ検討したい。	保育内容の維持・継続
そもそも企業主導型から認可に移行が可能なのか	移行可否の情報提供
そもそも認可に移行できる可能性があるのかどうかも含め、情報をいただきたい。	移行可否の情報提供
そもそも認可への移行の募集がないので、募集をしてほしい。	移行可否の情報提供
ベビーシッター 居宅訪問型保育の認可制度	ベビーシッターの認可
ベビーシッターにおいて、認可移行がそもそも可能であるのか。運営にあたっては、段々と必要性和重要性が高まってきたシッター業務において、問題点や支援への取り組みを期待する。また、情報提供においては、石狩振興局や北広島市役所の方より細かくメールなどでお知らせ頂いており、対応も迅速なため、満足している。	ベビーシッターの認可
ベビーシッターにも、もっと情報提供して欲しい。子育て支援で変化があっても、ニュースを見て知る程度。もっと詳しい情報が欲しい。	ベビーシッターの認可

2. 自治体向けアンケート調査

本節では、自治体向けに実施したアンケート調査結果を示す。

図表 46 自治体向けアンケート調査概要

調査対象：	全国の自治体 ・都道府県 ・指定都市 ・中核市 ・児童相談所設置市(中核市除く) ・上記以外の市町村
実施時期：	令和3年9月9日～10月15日
実施方法：	厚生労働省より都道府県および指定都市、中核市に協力依頼 これら以外については都道府県経由で依頼状・回答要領を配布 ウェブ上で回収 ※ウェブ回答が難しい場合、メール添付、FAXにて回収
有効回収数：	1,114件 ※都道府県等に依頼して調査依頼を配布しており発出数不明
主な調査項目：	自治体の基本情報 地域における施設の認可移行ニーズ 施設の支援状況 その他

※集計で、指定都市、中核市、児童相談所設置市(中核市除く)をまとめて「指定都市等」として集計している

(1) 地域における基礎的な情報について

【待機児童数および地域内の施設の状況】

- 令和3年4月時点の待機児童数は一般の市町村の8割超が0名、指定都市・中核市・児童相談所設置市の半数以上においても0名となっている。都道府県についても3割ほどが待機児童数0名となっているが、一部に待機児童が比較的多い自治体がみられる。
- 企業主導型保育事業の施設数は、一般市町村の6割で0施設となっている。都道府県や指定都市等においては、2桁以上の施設数となっている割合が半数を超える。
- 事業所内保育施設は、一般市町村の約半数で0施設となっている。都道府県や指定都市等では半数以上が2桁以上の施設数となっている。
- ベビーホテルは、一般市町村の9割超で0施設であり、都道府県、指定都市等でも多くが1桁の施設数となっている。
- 認可外の居宅訪問型事業者数は、一般市町村の半数程度が0事業者であるが、指定都市等では2桁以上の事業者がいる自治体も少なくない。
- その他認可外保育施設についても、一般市町村では半数超が0施設であるが、指定都市等、都道府県の多くでは2桁以上の施設数となっている。

【独自制度、市区町村への権限移譲の状況】

- 自治体独自の認証制度の有無については、都道府県の1割強、指定都市等の2割強が独自の認証制度を設けているものの多くの自治体では独自制度は設けていない。
- 市区町村への権限移譲を行っている都道府県は3分の1を超える。権限委譲している都道府県のすべてが、「指導監督基準に基づく立入調査等」、「児童福祉法第59条の2に基づく届出等」の双方を移譲している。また、その他の事務はいずれの都道府県も市区町村に権限移譲していない。

図表 47 待機児童数の分布

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	31.6%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	10.5%	15.8%	7.9%	23.7%
指定都市等	84	59.5%	3.6%	2.4%	1.2%	2.4%	0.0%	3.6%	7.1%	15.5%	1.2%	3.6%
一般市町村	992	82.6%	1.7%	1.7%	1.5%	0.7%	1.2%	1.8%	4.1%	3.5%	1.0%	0.1%
計	1,114	79.1%	2.0%	1.7%	1.4%	0.8%	1.1%	2.1%	4.6%	4.8%	1.3%	1.2%

図表 48 認可外保育施設数の分布(企業主導型保育事業)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	5.3%	2.6%	2.6%	0.0%	2.6%	0.0%	13.2%	21.1%	28.9%	18.4%	5.3%
指定都市等	84	2.4%	6.0%	1.2%	2.4%	1.2%	4.8%	28.6%	25.0%	20.2%	3.6%	4.8%
一般市町村	992	60.9%	17.1%	8.3%	3.0%	2.7%	2.3%	4.2%	1.1%	0.3%	0.0%	0.0%
計	1,114	54.6%	15.8%	7.5%	2.9%	2.6%	2.4%	6.4%	3.6%	2.8%	0.9%	0.5%

図表 49 認可外保育施設数の分布(事業所内保育施設)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	7.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	5.3%	15.8%	36.8%	18.4%	13.2%
指定都市等	84	0.0%	3.6%	0.0%	2.4%	2.4%	4.8%	21.4%	40.5%	20.2%	4.8%	0.0%
一般市町村	992	50.5%	16.1%	11.7%	7.1%	4.9%	3.2%	4.8%	1.5%	0.1%	0.0%	0.0%
計	1,114	45.2%	14.6%	10.4%	6.5%	4.7%	3.2%	6.1%	4.9%	2.9%	1.0%	0.4%

図表 50 認可外保育施設数の分布(ベビーホテル)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	21.1%	18.4%	10.5%	13.2%	2.6%	5.3%	13.2%	7.9%	5.3%	0.0%	2.6%
指定都市等	84	21.4%	9.5%	19.0%	4.8%	7.1%	9.5%	15.5%	7.1%	6.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	91.9%	4.9%	0.8%	0.5%	0.8%	0.1%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%
計	1,114	84.2%	5.7%	2.5%	1.3%	1.3%	1.0%	2.1%	1.1%	0.7%	0.0%	0.1%

図表 51 認可外保育施設数の分布(認可外の居宅訪問型事業者)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	7.9%	10.5%	0.0%	5.3%	13.2%	5.3%	23.7%	15.8%	10.5%	0.0%	7.9%
指定都市等	84	1.2%	3.6%	3.6%	3.6%	4.8%	7.1%	20.2%	31.0%	19.0%	3.6%	2.4%
一般市町村	992	53.0%	19.0%	10.3%	4.9%	4.0%	2.3%	3.8%	2.0%	0.5%	0.1%	0.0%
計	1,114	47.7%	17.1%	9.4%	4.8%	3.9%	2.6%	5.6%	4.7%	2.6%	1.0%	0.5%

図表 52 認可外保育施設数の分布(その他認可外保育施設)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	10.5%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	18.4%	15.8%	21.1%	18.4%	10.5%
指定都市等	84	1.2%	3.6%	3.6%	3.6%	4.8%	7.1%	20.2%	31.0%	19.0%	3.6%	2.4%
一般市町村	992	53.0%	19.0%	10.3%	4.9%	4.0%	2.3%	3.8%	2.0%	0.5%	0.1%	0.0%
計	1,114	47.7%	17.1%	9.4%	4.8%	3.9%	2.6%	5.6%	4.7%	2.6%	1.0%	0.5%

図表 53 独自の認証制度を設けているか

	n	認証制度 を設けて いる	認証制度 は設けて いない
都道府県	38	10.5%	89.5%
指定都市等	84	23.8%	76.2%
一般市町村	992	2.2%	97.8%
計	1,114	4.1%	95.9%

図表 54 市区町村への権限移譲の有無

	n	行ってい る	行ってい ない
都道府県	38	36.8%	63.2%

図表 55 「指導監督基準に基づく立入調査等」、「児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出等」について権限委譲している場合の権限移譲市区町村数の分布

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	14	0.0%	21.4%	7.1%	28.6%	7.1%	0.0%	7.1%	21.4%	7.1%	0.0%	0.0%

(いずれの都道府県でも「指導監督基準に基づく立入調査等」、「児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出等」の双方を移譲)

図表 56 その他の事務を権限委譲している市町村数

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	14	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 認可外保育施設の認可保育所等への移行実績について

- 直近 3 か年でみると、各年度 100 を超える自治体において、認可外保育施設の認可保育所等への移行実績がある。とくに「その他の認可外保育施設」の移行が多い。次いで事業所内保育施設の移行が多い。それ以外はあまり実績が多い自治体はなく、ベビーシッター事業者については移行実績が 0 件である。
- 移行後の認可保育所等類型について、移行前が「その他の認可外保育施設」の場合、小規模保育事業あるいは認可保育所等への移行が多く、一部、家庭的保育事業や幼保連携型認定こども園、事業所内保育事業への移行もみられる。
- 移行前の施設類型が「事業所内保育施設」の場合、その多くは事業所内保育事業への移行となっている。

図表 57 認可外保育施設の認可保育所等への移行実績があった自治体数(年度別)

移行前	R2	H31	H30
企業主導型保育事業	5	6	2
事業所内保育施設	26	19	13
ベビーホテル	2	5	6
認可外の居宅訪問型 (いわゆる「ベビーシッター事業者」)	0	0	0
その他の認可外保育施設	83	85	100
合計	116	115	121

図表 58 事業所内保育施設からの認可移行の施設類型別実績件数

移行前	移行後	区分	R2	H31	H30
事業所内保育施設	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	1	0
		一般市町村	1	0	0
		計	1	1	0
	幼保連携型認定こども園	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	小規模保育事業	都道府県	3	2	0
		政令市等	0	1	0
		一般市町村	1	0	0
		計	4	3	0
	事業所内保育事業	都道府県	7	3	1
		政令市等	1	3	2
		一般市町村	13	9	10
		計	21	15	13
	家庭的保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
合計			26	19	13

図表 59 その他の認可外保育施設からの認可移行の施設類型別実績件数

移行前	移行後	区分	R2	H31	H30
その他の認可外保育施設	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）	都道府県	4	6	9
		政令市等	12	12	13
		一般市町村	20	16	23
		計	36	34	45
	幼保連携型認定こども園	都道府県	0	2	0
		政令市等	0	0	1
		一般市町村	4	0	1
		計	4	2	2
	小規模保育事業	都道府県	4	6	4
		政令市等	11	13	16
		一般市町村	18	22	20
		計	33	41	40
	事業所内保育事業	都道府県	1	0	1
		政令市等	1	2	1
		一般市町村	3	1	2
		計	5	3	4
	家庭的保育事業	都道府県	1	1	0
		政令市等	0	0	3
		一般市町村	4	4	5
		計	5	5	8
	居宅訪問型保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	1
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	1
合計			83	85	100

(3) 認可外保育施設の認可移行支援などに関する自治体としての取組状況について

- 指定都市等および都道府県の一部において、認可外保育施設への認可移行に関するニーズ調査が実施されているが、多くの自治体では調査は実施されていない。
- 認可外保育施設の認可移行について、政策として進めている自治体は、指定都市等で16.7%、都道府県で7.9%と多くない。政策として推進している場合、半数程度は、自治体から施設側に働きかけを行っていると回答している。
- 進めていない場合の理由としては、「管内の認可保育所は十分に整備されており、保育の受け皿が足りているため」が4割強と多い。「その他」の回答もある程度みられており、主な意見は以下のように集約できる。

【その他の回答の具体的内容】

- 対象となる認可外保育施設がない(または非常に少ない)
- 認可保育所等への移行ニーズがない
- 移行に関するニーズを把握していない
- 認可保育所等としての基準を満たしていない
- ニーズがあった施設はすでに認可保育所等へ移行済み
- とくに相談などがない など

●

図表 60 認可保育所等への移行に関するアンケート調査や聞き取り調査の実施状況

	n	アンケート調査と聞き取り調査(ヒアリング)を実施している	アンケート調査のみ実施している	聞き取り調査(ヒアリング)のみ実施している	調査は実施していない
都道府県	38	0.0%	10.5%	0.0%	89.5%
指定都市等	84	3.6%	13.1%	3.6%	79.8%
一般市町村	992	0.7%	0.9%	5.8%	92.5%
計	1114	0.9%	2.2%	5.5%	91.5%

図表 61 認可保育所等への移行を政策として進めているか

	n	進めている	特に進めていない
都道府県	38	7.9%	92.1%
指定都市等	84	16.7%	83.3%
一般市町村	992	2.6%	97.4%
計	1114	3.9%	96.1%

図表 62 政策として進めている場合に自治体から個別に働きかけを行っているか

	n	行っている	行っていない
都道府県	3	0.0%	100.0%
指定都市等	14	50.0%	50.0%
一般市町村	26	46.2%	53.8%
計	43	44.2%	55.8%

図表 63 政策として進めていない場合のその理由

	n	管内の認可施設は十分に整備されており、保育の受け皿が足りているため	認可施設を新規に整備する方針であるため	自治体独自の認証制度による整備を進める方針であるため	企業主導型保育事業による助成があるため	管内の認可外保育施設が認可施設へ移行する希望がないことを把握しているため	その他
都道府県	35	20.0%	8.6%	0.0%	14.3%	8.6%	62.9%
指定都市等	70	47.1%	21.4%	1.4%	14.3%	12.9%	27.1%
一般市町村	966	45.8%	9.8%	0.0%	6.6%	28.1%	25.4%
計	1071	45.0%	10.6%	0.1%	7.4%	26.4%	26.7%

(4) 認可移行に関する相談・ニーズの状況および移行支援のポイント・課題について

【相談状況・内容】

- 認可外保育施設から認可移行に係る相談を受けたことがあるか否かについて、全体では「相談を受けたことがある」が12.7%と多くないが、指定都市等では48.8%と半数近くが相談を受けたことがあるとの回答となっている。
- 相談の内容としては「移行に係る事務手続き等について」が7割強と最も多く、次いで「設備や職員配置基準について」、「移行に係る補助金について」が多い。
- ただし、相談件数を受けたことがあっても、多くの自治体で1件であり、大半の自治体では3件以内となっている。相談の具体的な内容としては「認可移行の基準・自治体の募集状況について」、「補助金、給付金について」、「必要書類、申請手続きについて」、「設備・建物基準について」が多くなっている。

【移行に至ったポイント・移行における課題】

- 相談があった事例について移行につながったポイント、要因としては「認可保育所等の設備基準（保育室等の建物部分）の充足」、「認可保育所等としての人員配置基準の充足」が多く挙げられる。指定都市等においては、「移行に必要な資金の確保」も多く挙げられている。
- 相談があったものの移行に至らなかった要因としては、「既存の施設では認可保育所等の設備基準（保育室等の建物部分）を満たすことができない」が最も多くあげられており、次いで「自治体として運営事業者の募集をしていない」が多い。

【施設の移行ニーズに関する認識】

- 現状の地域内の認可外保育施設の移行ニーズに関しては、多くの自治体がわからない、無回答としており、ニーズが大きいと考えている自治体はほぼみられない。一部の自治体においては少ないもののニーズがあると認識している。

図表 64 認可移行に関する相談を受けたことがあるか

	n	相談を受けたことがある	相談を受けたことがない
都道府県	38	21.1%	78.9%
指定都市等	84	48.8%	51.2%
一般市町村	992	9.3%	90.7%
計	1114	12.7%	87.3%

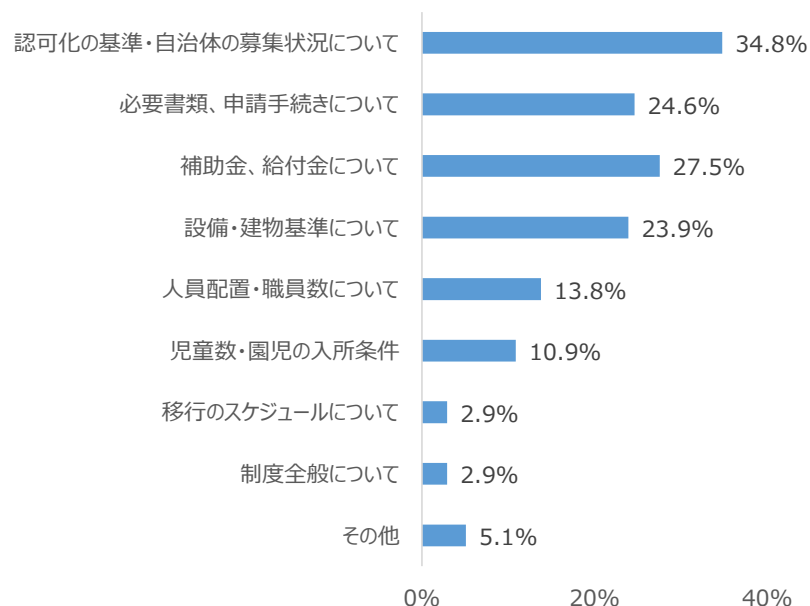
図表 65 相談を受けたことがある場合の相談内容

	n	移行に係る補助金について	移行に係る事務手続き等について	移行に係る具体的な支援・サポート内容について	設備や職員配置の基準について	その他
都道府県	8	50.0%	75.0%	25.0%	62.5%	0.0%
指定都市等	41	51.2%	80.5%	31.7%	65.9%	17.1%
一般市町村	92	45.7%	76.1%	30.4%	43.5%	21.7%
計	141	47.5%	77.3%	30.5%	51.1%	19.1%

図表 66 相談を受けたことがある場合の相談件数(年間)

	n	1	2	3	4	5	6-
都道府県	8	50.0%	25.0%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%
指定都市等	41	36.6%	31.7%	17.1%	4.9%	2.4%	2.4%
一般市町村	92	71.7%	18.5%	3.3%	2.2%	2.2%	1.1%
計	141	60.3%	22.7%	7.8%	3.5%	2.1%	1.4%

図表 67 相談内容の具体例(自由記述の集計) n=138



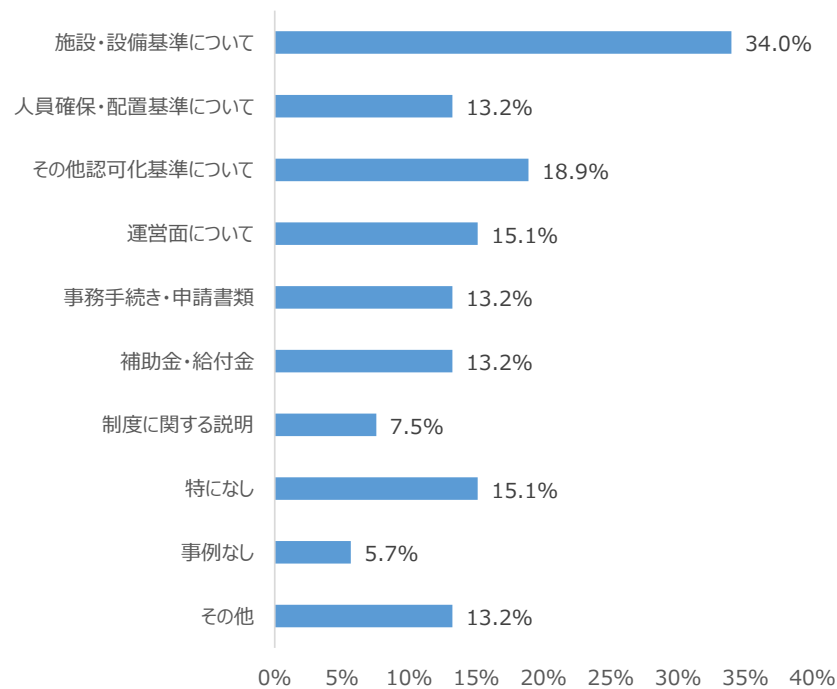
＜自由記述記載例＞

認可化の基準・自治体の募集状況について	- 認可施設に求められる条件について - 認可化を進める計画があるか、ある場合の応募条件、現施設と認可施設の基準の違い等 - 認可保育所等を新規に募集しているか
必要書類、申請手続きについて	移行に係る事務手続きについて
補助金、給付金について	- 活用可能な補助金の有無、補助金の額について - 補助対象経費について
設備・建物基準について	- 必要な設備の改修や面積について - 施設の図面確認 - 検討している移転先の認可基準の適合状況
人員配置・職員数について	条件を満たすために必要な職員配置について
児童数・園児の入所条件	- 在籍児童の受け入れについて - 小規模保育事業に移行する際の3歳時以上の在籍児童の調整について
移行のスケジュールについて	同左
制度全般について	同左
その他	- 経営面に関する相談 - 調理や検診に関する相談

図表 68 認可移行できた事例における移行につながったポイント

	n	認可施設の設備基準(保育室等の建物部分)の充足	認可施設の設備基準(屋外遊技場)の充足	認可施設としての人員配置基準の充足	保護者の理解	職員の理解	法人本部の方針として認可化を決めたこと	現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整	移行に必要な事項等についての情報の確保	移行に必要な資金の確保	現状の保育内容・特色の維持	事業所の安定的な運営	その他	直近で認可移行した施設はない
都道府県	8	37.5%	25.0%	37.5%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%	12.5%	12.5%	25.0%	12.5%	37.5%
指定都市等	41	29.3%	19.5%	19.5%	12.2%	4.9%	7.3%	17.1%	17.1%	22.0%	7.3%	12.2%	4.9%	53.7%
一般市町村	92	17.4%	2.2%	13.0%	8.7%	3.3%	3.3%	9.8%	12.0%	4.3%	1.1%	5.4%	6.5%	68.5%
計	141	22.0%	8.5%	16.3%	9.2%	3.5%	5.0%	11.3%	13.5%	9.9%	3.5%	8.5%	6.4%	62.4%

図表 69 移行につながつたポイントの具体例(自由記述集計) n=53



<自由記述記載例>

施設・設備基準について	施設基準を満たすための指導・各種法令の提示
人員確保・配置基準について	人員配置基準に関する助言
その他認可化基準について	- 認可外保育施設と認可保育所の違いや施設類型の説明 - 規定や保育計画の作成支援 - 利用児童の調整
運営面について	- 収支計画に関する指導 - 運営法人設立支援
事務手続き・申請書類	同左
補助金・給付金	- 整備費や運営費等の補助金相談 - 認可化移行後の給付費概算額の試算
制度に関する説明	同左
特になし	同左
事例なし	同左
その他	- 保護者への説明方法に関する支援 - 綿密な打ち合わせや巡回訪問

図表 70 移行に至らなかった要因

	n	既存の施設・設備では認可施設の設備基準（保育室等の建物部分）を満たすことができない	既存の施設・設備では認可施設の設備基準（屋外遊技場）を満たすことができない	認可施設の人員配置基準を満たすことができない	移行に必要な資金、土地等が確保できない	自治体として運営事業者の募集をしていない	保護者の理解を得ることが難しい	職員の理解を得ることが難しい	法人本部の方針として認可移行しないこととしたため	現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整が困難	施設が利用者を自ら選考できなくなる	行政の関与が増えると考えている	現状の保育内容が維持できなくなる可能性がある	事業所の収入が減る可能性があると考えた	その他	直近で相談を受けて認可移行できなかった例はない
都道府県	8	37.5%	25.0%	50.0%	12.5%	25.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%
指定都市等	41	48.8%	17.1%	17.1%	34.1%	29.3%	2.4%	2.4%	4.9%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	14.6%	12.2%
一般市町村	92	30.4%	8.7%	12.0%	9.8%	25.0%	3.3%	0.0%	5.4%	4.3%	3.3%	1.1%	3.3%	0.0%	34.8%	15.2%
計	141	36.2%	12.1%	15.6%	17.0%	26.2%	2.8%	0.7%	5.7%	3.5%	2.8%	1.4%	2.8%	0.7%	28.4%	14.9%

図表 71 地域内の認可外保育施設の認可移行ニーズの認識

【企業主導型保育事業からの移行ニーズ】

	n	移行ニーズはまだ多い	移行ニーズは少ない	移行ニーズはほとんどない	移行ニーズは全くない	移行ニーズはわからない	無回答
都道府県	38	2.6%	0.0%	15.8%	13.2%	63.2%	5.3%
政令市等	84	0.0%	6.0%	14.3%	16.7%	60.7%	2.4%
一般市町村	992	0.0%	0.9%	5.8%	11.4%	21.0%	60.9%
計	1114	0.1%	1.3%	6.8%	11.8%	25.4%	54.6%

【事業所内保育施設からの移行ニーズ】

	n	移行ニーズはまだ多い	移行ニーズは少ない	移行ニーズはほとんどない	移行ニーズは全くない	移行ニーズはわからない	無回答
都道府県	38	0.0%	2.6%	15.8%	13.2%	60.5%	7.9%
政令市等	84	1.2%	4.8%	16.7%	17.9%	59.5%	0.0%
一般市町村	992	0.0%	0.8%	7.4%	16.5%	24.8%	50.5%
計	1114	0.1%	1.2%	8.3%	16.5%	28.6%	45.2%

【ベビーホテルからの移行ニーズ】

	n	移行ニーズはまだ多い	移行ニーズは少ない	移行ニーズはほとんどない	移行ニーズは全くない	移行ニーズはわからない	無回答
都道府県	38	0.0%	2.6%	10.5%	7.9%	57.9%	21.1%
政令市等	84	0.0%	7.1%	7.1%	14.3%	50.0%	21.4%
一般市町村	992	0.0%	0.2%	1.2%	2.9%	3.7%	91.9%
計	1114	0.0%	0.8%	2.0%	3.9%	9.1%	84.2%

【認可外の居宅訪問型からの移行ニーズ】

	n	移行ニーズはまだ多い	移行ニーズは少ない	移行ニーズはほとんどない	移行ニーズは全くない	移行ニーズはわからない	無回答
都道府県	38	0.0%	0.0%	15.8%	13.2%	63.2%	7.9%
政令市等	84	0.0%	2.4%	9.5%	16.7%	58.3%	13.1%
一般市町村	992	0.0%	0.2%	3.0%	7.8%	14.6%	74.4%
計	1114	0.0%	0.4%	3.9%	8.6%	19.6%	67.5%

【その他の認可外保育施設からの移行ニーズ】

	n	移行ニーズはまだ多い	移行ニーズは少ない	移行ニーズはほとんどない	移行ニーズは全くない	移行ニーズはわからない	無回答
都道府県	38	2.6%	5.3%	21.1%	7.9%	52.6%	10.5%
政令市等	84	3.6%	13.1%	13.1%	13.1%	56.0%	1.2%
一般市町村	992	0.1%	3.6%	7.8%	16.2%	19.3%	53.0%
計	1114	0.4%	4.4%	8.6%	15.7%	23.2%	47.7%

(5) 認可外保育施設に対する支援、都道府県・市町村間の連携状況について

【巡回支援指導員の配置】

- 巡回支援指導員の配置については、都道府県や指定都市等では比較的配置していることが多いが、一般市町村では配置していない割合が9割を超える。

【認可移行を促進するために必要と考える支援や取組、制度】

- さらなる認可移行の促進のために必要と考える支援や取組、制度について具体的な記述のあった回答は多くはないが、制度・事務手続きの簡素化、既存事業の情報発信強化、補助事業の創設・拡充などが一部自治体から挙げられている。

【国の補助制度の活用状況】

- 国の補助制度に関しては、一部の事業を除いて、設備関連、人材関連の事業ともに多くの自治体で活用されていない状況である。

【自治体独自の支援策の実施状況】

- 自治体独自の支援策として、指定都市等では「人件費・事業費等に対する補助」が行われている割合が高いが、全体としてとくに実施されていない自治体も多い。

【都道府県と市町村の連携状況】

- 都道府県と市町村間の連携については、一部を除いて密な連携とはなっていないものとみられる。多くは情報の共有・提供などにとどまっているものと考えられる。

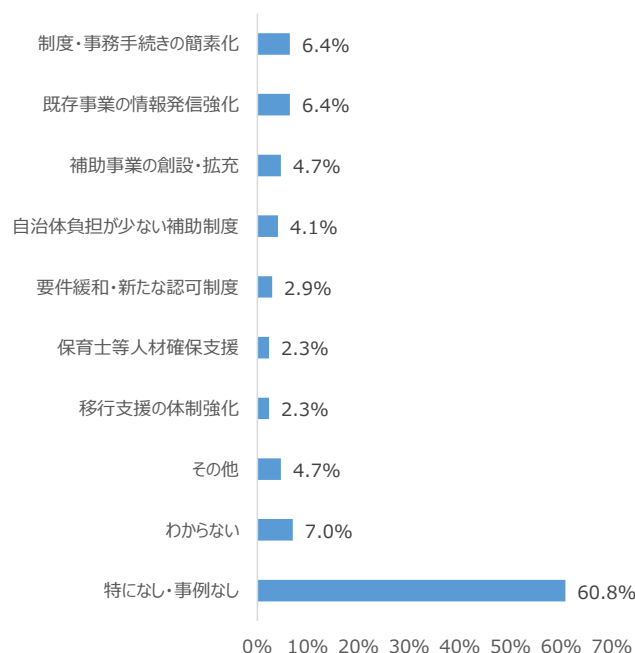
【指導監督基準を満たしていない場合に有効と考える支援策】

- 指導監督基準を満たしていない認可外保育施設に対する有効な支援策としては、財政支援、実地調査・巡回指導などが比較的多くあげられている。

図表 72 巡回支援指導員の配置状況

	n	配置している	配置していない
都道府県	38	39.5%	60.5%
指定都市等	84	35.7%	64.3%
一般市町村	992	8.3%	91.7%
計	1114	11.4%	88.6%

図表 73 さらに認可移行のために必要と考える支援・取組・制度（自由記述集計） n=171



【具体的な記述例】

制度・事務手続きの簡素化	- 制度が多く、それぞれ条件があり、それを施設に伝えるににくい - 色々な制度の内容、その申請方法等の仕方の冊子などの配布があると助かります。また申請時の提出書類が簡素化できる事を望みます
既存事業の情報発信強化	- 国から認可化するメリットやデメリットについて分かりやすく説明する資料があれば、事業者も検討しやすいのではないか - 市職員や事業者に対する参考事例等を基にした事業内容説明会の実施
補助事業の創設・拡充	- 改修費等支援事業の拡大、認可外保育施設に対する運営費補助 - 認可化移行までの準備期間の保育士等資格者雇用に対する助成
自治体負担が少ない補助制度	- 認可外施設や所在自治体の財政負担がないような事業の新設 - 市の予算も限りがあるので市負担があると、要望はあっても実施できない事業はある
要件緩和・新たな認可制度	- 施設の広さの要件の緩和など - 現行の認可移行によらない新たな認可制度の創設。（例：多様な保育・教育活動の支援と保育・教育の質の確保を両輪で検討する等）
保育士等人材確保支援	- 保育人材の確保を促進するための制度の拡充・制定 - 保育士人件費補助
移行支援の体制強化	- 各園を訪問し、現地調査やヒアリングを実施することで、基準を満たすために必要となる改修や配置について助言する - 無償化がスタートし認可外保育施設も行政との手続き等が増大している。その事務に対する支援があればいいと思う。
その他	- 多くの自治体で、年少人口が減少していく中で、一律に認可外保育施設の認可移行を進めるのは、適切ではないと考える。公立保育所も含め、既存の保育施設の有効活用（再整備等）に対して、支援を充実させていくべきと考える。 - 主に従業員の児童を保育している施設については、認可に移行することにより保育できる児童の選定の自由がなくなる

図表 74 国の補助制度の活用状況(設備関連事業)

		n	活用している	活用していない
保育所等改修費等支援事業（認可化移行改修費等）	都道府県	38	5.3%	94.7%
	政令市等	84	14.3%	85.7%
	一般市町村	992	2.6%	97.4%
	計	1114	3.6%	96.4%
認可外保育施設改修費等支援事業	都道府県	38	2.6%	97.4%
	政令市等	84	1.2%	98.8%
	一般市町村	992	1.7%	98.3%
	計	1114	1.7%	98.3%
認可化移行可能性調査支援事業	都道府県	38	13.2%	86.8%
	政令市等	84	3.6%	96.4%
	一般市町村	992	1.7%	98.3%
	計	1114	2.2%	97.8%
認可化移行助言指導支援事業	都道府県	38	15.8%	84.2%
	政令市等	84	3.6%	96.4%
	一般市町村	992	1.6%	98.4%
	計	1114	2.2%	97.8%
指導監督基準遵守助言指導支援事業	都道府県	38	13.2%	86.8%
	政令市等	84	2.4%	97.6%
	一般市町村	992	1.7%	98.3%
	計	1114	2.2%	97.8%
認可化移行移転費等支援事業	都道府県	38	15.8%	84.2%
	政令市等	84	4.8%	95.2%
	一般市町村	992	1.9%	98.1%
	計	1114	2.6%	97.4%
認可化移行運営費支援事業	都道府県	38	18.4%	81.6%
	政令市等	84	8.3%	91.7%
	一般市町村	992	3.1%	96.9%
	計	1114	4.0%	96.0%

図表 75 国の補助制度の活用状況(人材関連事業)

		n	活用している	活用していない
認可外保育施設保育士資格取得支援事業	都道府県	38	21.1%	78.9%
	政令市等	84	6.0%	94.0%
	一般市町村	992	2.2%	97.8%
	計	1114	3.1%	96.9%
受験対策学習費用補助事業	都道府県	38	2.6%	97.4%
	政令市等	84	3.6%	96.4%
	一般市町村	992	1.6%	98.4%
	計	1114	1.8%	98.2%
保育士宿舎借り上げ支援事業	都道府県	38	2.6%	97.4%
	政令市等	84	8.3%	91.7%
	一般市町村	992	3.6%	96.4%
	計	1114	3.9%	96.1%
認可外の居宅訪問型保育研修事業	都道府県	38	7.9%	92.1%
	政令市等	84	2.4%	97.6%
	一般市町村	992	1.4%	98.6%
	計	1114	1.7%	98.3%
家庭的保育者等研修事業（基礎研修）	都道府県	38	2.6%	97.4%
	政令市等	84	4.8%	95.2%
	一般市町村	992	1.9%	98.1%
	計	1114	2.2%	97.8%
居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）	都道府県	38	5.3%	94.7%
	政令市等	84	1.2%	98.8%
	一般市町村	992	1.6%	98.4%
	計	1114	1.7%	98.3%
子育て支援員研修事業（地域保育コース）	都道府県	38	65.8%	34.2%
	政令市等	84	13.1%	86.9%
	一般市町村	992	4.6%	95.4%
	計	1114	7.4%	92.6%

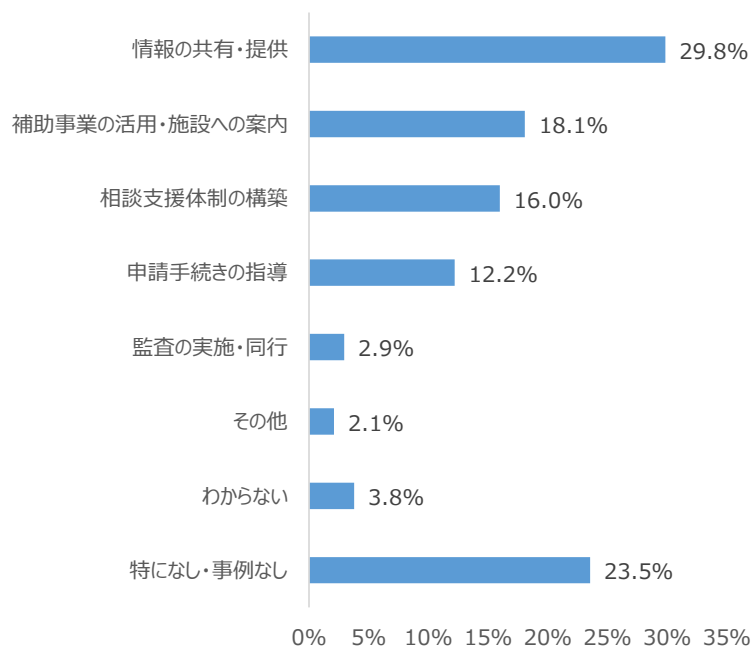
図表 76 認可外保育施設に対する自治体独自の支援策の実施状況

	n	人件費・事業費等に対する助成	保育料に対する補助	保育士・保育者に対する研修	認可移行に向けた説明会の開催	専門家の派遣	その他	なし
都道府県	38	13.2%	7.9%	13.2%	2.6%	7.9%	26.3%	57.9%
指定都市等	84	26.2%	17.9%	16.7%	0.0%	1.2%	20.2%	41.7%
一般市町村	992	8.0%	7.2%	2.0%	0.0%	0.3%	5.4%	82.3%
計	1114	9.5%	8.0%	3.5%	0.1%	0.6%	7.3%	78.4%

図表 77 認可外保育施設の認可移行に関する都道府県と市町村の連携状況

	n	都道府県 が主体と なり、連 携しなが ら実施	市区町村 が主体と なり、連 携しなが ら実施	都道府県 のみで実 施(市町 村との連 携なし)	市区町村 のみで実 施(都道 府県との 連携なし)	その他
都道府県	38	13.2%	44.7%	2.6%	7.9%	31.6%
指定都市等	84	2.4%	7.1%	0.0%	51.2%	39.3%
一般市町村	992	8.8%	12.5%	9.3%	10.2%	59.3%
計	1114	8.4%	13.2%	8.3%	13.2%	56.8%

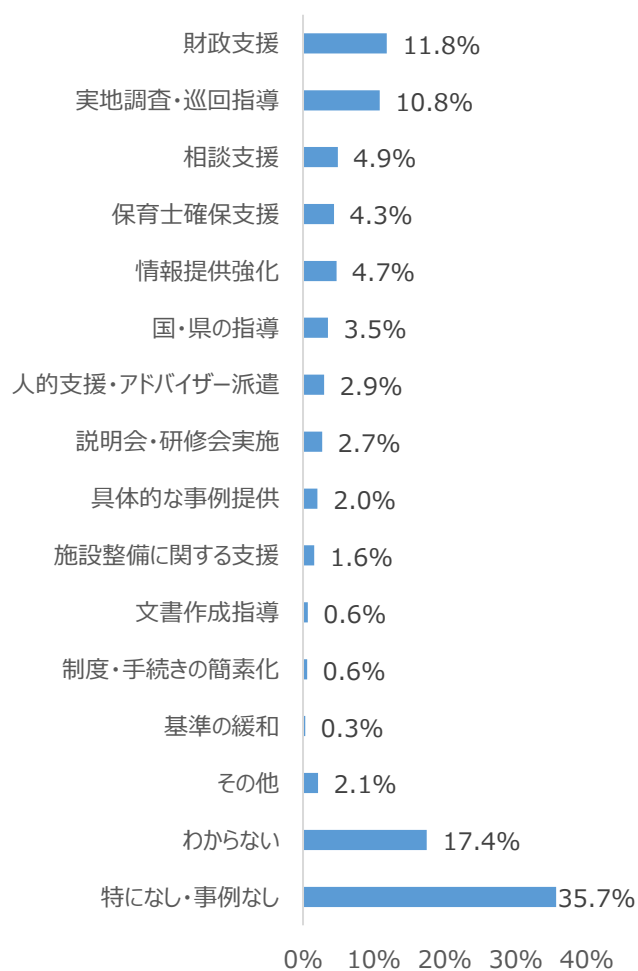
図表 78 都道府県と市町村の連携内容(自由記述集計) n=238



【具体的記述例】

情報の共有・提供	・ 園や補助制度等の情報共有 ・ 県からの案内を市内届出保育所へ周知 ・ 管内の移行希望調査の取りまとめ等 ・ 認可外保育施設としての運営実績の情報共有等を行っている
補助事業の活用・施設への案内	・ 県の認可移行支援事業の活用 ・ 活用できる補助事業を手続きについてのアドバイスをいただく ・ 道から適宜、最新移行支援事業情報を共有してもらっている ・ 活用できる補助事業を手続きについてのアドバイスをいただく
相談支援体制の構築	・ 市が窓口となり、県の助言により実施 ・ 施設から相談があった場合、県の担当者に報告し、必要な書類や手続きについて確認している
申請手続きの指導	・ 該当施設に指導するため、県から指導を受け書類提出の準備を進めていく ・ 申請書作成方法、基準に関する相談など
監査の実施・同行	・ 県の立入調査時同行し、相談等も聞いている ・ 県より監査結果の情報提供があります
その他	・ 市町村から認可化の希望が出され、市町村で国補助金の予算措置がされれば、県も予算措置して認可化を実施する ・ 過去市で実施していた家庭的保育者、委託訪問型保育研修及び子育て支援員研修について県が実施している

図表 79 指導監督基準を満たしていない場合に有効な支援策（自由記述集計） n=1,035



3. アンケート調査結果の整理

(1) 認可外保育施設向けアンケート調査

- アンケート調査に回答した認可外保育施設のうち、認可保育所等への移行について検討している施設の割合は少ない。
 - 認可移行について「検討しており、移行に向けた準備中」が全体の 3.5%、「検討しているが、具体的な準備は進めていない」が 12.5%である。
 - 認可保育所等への移行に関する検討状況は、法人属性や施設の規模、定員充足状況、自治体独自の認証制度を取得しているか、過去 5 か年の利用者の増減動向によって差がみられる。
- 移行を検討している場合の施設類型としては「認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）」が最も多く、次いで「事業所内保育事業」である。移行対象として想定されている認可保育所等類型は、現状の認可外保育施設の類型の影響、現状の施設の置かれている状況による影響が大きい。
- 認可保育所等への移行に向けた課題・障壁としては、「移行に必要な資源（資金・土地等）の確保」、「自治体として運営事業者の募集をしていない」、「既存の施設・設備では認可施設の設備基準（保育室等の建物部分）」を満たすことができない」が多く挙げられる。
 - 認可外保育施設の 9 割超が認可外保育施設の指導監督基準を満たしていると回答しているものの、認可保育所等としての基準には十分ではない施設が多いものと考えられる。
 - 「利用者を自ら選考できなくなること」、「現状の保育内容・園の特色が維持できなくなる可能性」を課題・障壁に挙げる施設も一定数みられる。
 - また、そもそも認可保育所等に移行できないと考えている施設も存在する。とくに企業主導型保育事業の施設等において一定数みられる。
 - 加えて、認可保育所等への移行に係る具体的な要件を把握できていないという施設も少なくない。
 - このほか、書類作成など、事務面の負担感を障壁と考える施設もある。
- 認可外保育施設においては、認可移行に関する要件や手続きに関する情報を十分に把握できていない傾向にあり、また、認可移行に関連する行政の支援策についても認知・活用が進んでいない状況にある。
- 認可保育所等への移行に関して、自治体から情報提供を受けたことがないという施設が多く、認可移行を検討・進めるうえでの自治体への期待事項として情報提供に関するものが多く挙げられる。
 - 具体的な検討、手続きを考える時点では資金面の期待などが大きくなると考えられるが、検討段階ではまず情報への期待が高いものと考えられる。

(2) 自治体向けアンケート調査

- 認可外保育施設の認可保育所等への移行実績は全国で年間 100 件～200 件程度とみられる。
- 認可外保育施設の認可移行はその他の認可外保育施設から認可保育所等、小規模保育事業への移行などが多く、次いで、事業所内保育施設の事業所内保育事業への移行が多い。
- ただし、現状、自治体の多くにおいては、積極的に認可保育所等への移行を推進している状況にはない。
- 指定都市等では認可移行を政策として進めている割合が比較的大きいが、一般市町村の多くは政策として進めてはいない。
 - 認可移行を政策として進めていても、施設に働きかけを行う割合は半数以下である。
- 認可移行を政策として進めていない大きな要因は、保育の受け皿が管内の認可保育所等で充足していると考えていることが挙げられる。待機児童の解消によって認可保育所等を増やす予定がないという意見もみられる。
- また、認可外保育施設からのニーズがないことを確認しているケース、認可保育所等への移行希望があった施設はすでに認可保育所等に移行を終えているというケースもある。
- 認可移行に関する相談を受けたことがある自治体は、認可移行を政策として進めている自治体割合よりも多く、施設側の希望がより大きい可能性が考えられる。
- ただし、具体的な相談件数は年に数件という自治体が大半であり、多くの施設が相談しているものではない。
- 自治体が考える、認可移行のさらなる推進のために必要な支援策としては、手続きの簡素化や、現行制度の改変(審査内容の見直し、多様な保育の容認、利用者選択の見直しなど)などが挙げられる。
- 国の補助制度は一部を除いてあまり活用されておらず、制度の認知や具体的な検討、手続きの推進まで進む施設が少ない点が課題であると考えられる。

第3章 ヒアリング調査結果

本章では、アンケート調査を踏まえ、認可外保育施設向けおよび自治体向けに実施したヒアリング調査結果について示す。

1. 認可外保育施設向けヒアリング調査

施設向けのヒアリング調査は、アンケート調査を踏まえ、認可外保育施設の施設種別と認可保育所等への移行に関する検討状況などをもとに対象施設を抽出した。

（ヒアリング結果の要点）

- 認可保育所等への移行を検討している施設の検討・希望理由としては、「利用者確保・運営の安定（運営費補助）」、「質の向上」、「保育士確保・処遇改善」、「保護者の負担軽減・安心感」といったものが挙げられる。
- 認可保育所等への移行に向けた課題・障壁としては「自治体が募集していない」というものが最も多く挙げられた。
 - 企業主導型保育事業の場合は、補助金の一括返還が大きな障壁となっている。
 - 事業所内保育施設を中心に、利用者との直接契約・選択ができなくなるということも認可移行の障壁となっている。
 - 建物・設備面の基準を充足できないということも挙げられる。
- 行政への期待としては、認可移行できない場合においても、質の向上に係る支援や運営費に係る支援に関する期待が大きい。
 - とくに設備基準・人員基準は満たしているものの認可移行の募集がない場合などにおいて、費用面の補助を期待する声が聞かれた。

【企業主導型保育事業】

施設 A(大阪府)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中 (自治体に問い合わせ済み、具体的な相談検討中) ・小規模保育事業への移行を検討
移行を検討・希望した理由	・利用者確保のため ・認可保育所等のほうが利用者が集まりやすいと感じている ・現状、保護者から選ばれにくく、認可に入れない利用者が入園することが多い
移行に向けた課題・障壁	・自治体が公募を行っていない(個別相談は受け付けてもらえるため、今後具体的な相談を実施)

	・施設の規模や立地条件などはこれから詳細を検討していくことが必要 ・現在、企業主導型保育事業としての運営のため、補助金の一括返還が必要となる
期待する支援	・認可保育所等への移行について明確に募集があるとよい ・自治体側から案内があることが望ましい ・認可保育所等への移行に際して必要な条件のガイドラインなどの資料が欲しい
その他	-

施設 B(北海道)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中 ・自治体に事前相談済み ・待機児童も生じているため移行可能ではないかとの感触
移行を検討・希望した理由	・保育の質の向上 ・保護者の要請(認可保育所等より割高な利用料) ・長期的な利用者確保(現状は利用者確保できている)
移行に向けた課題・障壁	・現在、企業主導型保育事業としての運営のため、補助金の一括返還が必要となる ・現状、経営は安定しているため一括返還してまで認可移行するメリットがない
期待する支援	・保育士の確保および質的な向上に資する支援、研修制度の拡充 ・療育など支援が必要な子どもの保育 ・認可外保育施設に利用者が集まりにくいイメージの払拭
その他	・設備基準・人員基準はクリアしている

施設 C(京都府)	
移行の検討状況	・検討しているが、具体的な準備は進めていない(自治体に問い合わせ済み、具体的な相談検討中) ・小規模保育事業への移行を検討
移行を検討・希望した理由	・保育の質の確保・向上のため(現在の企業主導型保育事業の監査が画一的と感じるため)
移行に向けた課題・障壁	・自治体の募集がないこと(市は企業主導型保育事業は管轄外と考えているのではないかと)

	・現在、企業主導型保育事業としての運営のため、補助金の一括返還が必要となる
期待する支援	・認可保育所等への移行が難しいとしても、認可外保育施設向けの研修の充実などによる質の向上の支援 ・企業主導型保育事業においても他の施設と同じような監査を実施することによる質的向上への支援 ・企業主導型保育事業で受けている補助金の扱いに関する整理
その他	・現在、質に注力した保育を進めており、利用者満足度も高い

施設 D(愛媛県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが断念した
移行を検討・希望した理由	・質の向上 ・保護者の要請(現状対象が3歳未満のため就学前まで預かりたいと考えていた) ・保育士の確保
移行に向けた課題・障壁	・認可保育所等は十分整備されているということで、自治体の募集がないこと(個別相談は継続)
期待する支援	・保育士の確保が難しくなっており、保育の仕事・現場の魅力が伝わるような発信などの支援
その他	・園外保育に力を入れており、利用者は確保できている

施設 E(鳥取県)	
移行の検討状況	・検討していない
移行を検討・希望した理由	-
移行に向けた課題・障壁	・企業主導型保育事業は認可保育所等への移行ができないと思っていた(移行可能なのであれば検討する可能性はある) ・補助金の一括返済は障壁となる
期待する支援	・認可保育所等と異なり加配がないため、自主的な職員配置基準は財政面負担となるため考慮してほしい ・認可保育所等のほうがいいとの世間イメージで、利用者確保に苦慮している認可外保育施設がある
その他	・認可保育所等と同等の基準は充足している ・自然保育に注力していることで特性がある利用者も多い

施設 F(鹿児島県)	
移行の検討状況	・検討していない
移行を検討・希望した理由	－
移行に向けた課題・障壁	・柔軟な保育が維持できるかに不安が残る ・利用者と直接契約でなくなる
期待する支援	・現時点で、完全に加配が必要な利用者はいないが、加配したほうがよいと感じる利用者はおり、全体でカバーしているため、認可保育所等と同程度に加配できれば子どもにとって有用と考えている
その他	・食育、3 歳児以上異年齢保育を実施

【事業所内保育施設】

施設 G(埼玉県)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中 ・小規模保育事業に移行予定
移行を検討・希望した理由	・利用者確保のため ・運営の安定
移行に向けた課題・障壁	・とくになし
期待する支援	・保育士の確保
その他	・ショッピングモール内の施設

施設 H(山口県)	
移行の検討状況	・検討しているが、具体的な準備などは進めていない
移行を検討・希望した理由	・運営の安定 ・365 日対応などの保護者支援・保護者の要請
移行に向けた課題・障壁	・自治体の公募がない(認可保育所等はすでに充足)
期待する支援	・認可保育所等と同程度の基準に達している園に対しては認可同様の補助金を支援してもらいたい
その他	・設備基準などは認可保育所等と同等の基準を満たしている ・院内保育施設で 365 日開園、病児保育も対応 ・利用者数は増加傾向も定員充足しても赤字

施設 I(石川県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが断念した
移行を検討・希望した理由	・運営の安定化

移行に向けた課題・障壁	・自治体が認可しない方針
期待する支援	－
その他	・定員充足してやっと黒字の状況 ・来年度定員はまだ充足していない

施設 J(千葉県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが断念した
移行を検討・希望した理由	・自治体からの情報提供・声かけ ・施設方針と合わない判断し断念
移行に向けた課題・障壁	・利用者と直接契約できない、選べない
期待する支援	－
その他	・福利厚生 の位置づけとしての院内保育施設であり、赤字覚悟で運営している

施設 K(三重県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが断念した
移行を検討・希望した理由	・保育の質の向上 ・運営の安定化
移行に向けた課題・障壁	・施設基準を充足できず、借入を行っても認可が確約されないこと ・利用者との直接契約・選択ができないこと(家庭との連携が必要であり、熱心な保護者であることが必要なため) ・英語を話せる保育士確保
期待する支援	・外国人でも保育の資格を取得できるような制度(現状は、保育士と別に外国語ができるスタッフを雇用)
その他	・モンテッソーリ教育を実践するインターナショナルスクール

施設 L(千葉県)	
移行の検討状況	・現状検討していない(今後検討の可能性はある)
移行を検討・希望した理由	－ (補助・助成という点から企業主導型保育事業の検討を行ったことあり)
移行に向けた課題・障壁	・利用者との直接契約・選択ができないこと
期待する支援	・認可外保育施設でも認可同等の基準を満たしており、児童の募集枠を一部外部(自社社員以外)に設定したら一部助成が受けられるなど、柔軟な制度設計

	・子どもとの関わり方など、保育現場で役立つ内容の研修の充実
その他	-

【ベビーホテル】

施設 M(茨城県)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中
移行を検討・希望した理由	・保育の質の向上
移行に向けた課題・障壁	・自治体が認可移行について保守的 ・土地建物の所有、建物に抵当権がついていないという条件のクリアが困難
期待する支援	・コロナ禍で夜間の保育需要が減少していることへの支援
その他	・障害児などの他の園でお断りされたり、退園してしまったりした児童、病児や、病児の兄弟などの預かりを実施

施設 N(北海道)	
移行の検討状況	・検討しているが、具体的な準備は進めていない
移行を検討・希望した理由	・運営の安定
移行に向けた課題・障壁	・施設の要件、人員配置基準を満たすことができない ・不明点などがあっても相談すべき相手がわからない ・夜間対応や日曜対応が制限されると現状あるニーズに対応できなくなってしまう
期待する支援	-
その他	・個々人の発達状況、家庭ごとのニーズに応じた柔軟な保育

施設 O(東京都)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが断念 (別自治体での認可保育所等の新設を検討)
移行を検討・希望した理由	・保育の質の向上 ・運営の安定
移行に向けた課題・障壁	・自治体の募集要件に、認可保育所等の運営実績が含まれており、経験がない場合は応募できない ・希望者への習い事提供などができなくなる
期待する支援	・設備や人員基準は満たしており、運営面の補助などの支援が期待される
その他	・講師を招いての習い事や学童保育などのサービスも提供

施設 P(神奈川県)	
移行の検討状況	・現状、検討していない
移行を検討・希望した理由	・運営の安定
移行に向けた課題・障壁	・自治体から認可保育所等への移行希望アンケート調査が来たため、小規模保育事業への移行希望を示したが、小規模保育事業は充足しており、大規模な認可保育所等への移行を推奨されている(現状、移行に踏み切れない)
期待する支援	－
その他	・24 時間対応のベビーホテル ・自治体の独自認証を取得

【居宅訪問型保育事業】

施設 Q(兵庫県)	
移行の検討状況	・検討しているが、準備は進めていない
移行を検討・希望した理由	・利用者確保・運営の安定
移行に向けた課題・障壁	・インターナショナルスクールのため外国人の保育者であるが、日本の保育士資格を有していないため要件を満たすことができない
期待する支援	・無償化の施行から事務量が大きく増加している ・認可外保育施設であり複数の自治体の利用者を受け入れているため、様式などがそれぞれに異なっており負担となっている
その他	－

施設 R(奈良県)	
移行の検討状況	・現状検討していない
移行を検討・希望した理由	－
移行に向けた課題・障壁	－
期待する支援	・自治体から保護者向けに居宅訪問型保育についても周知してほしい
その他	・定期利用は現状 2 件で、そのほかはスポット利用である ・一般的な認可保育所等で対応できない時間帯、内容に応じるものであるため認可保育所等への移行は検討していない

【その他の認可外保育施設】

施設 S(神奈川県)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中 ・自治体には相談済み
移行を検討・希望した理由	・利用者確保 ・運営の安定(運営費の支給による) ・保護者や地域からの要請
移行に向けた課題・障壁	・利用者を選択できないこと、園の特色が維持できなくなる可能性は懸念している
期待する支援	・認可保育所等でも利用者と直接契約、選択ができるような制度
その他	・利用者の募集、確保に非常に苦慮している ・自治体の独自認証取得

施設 T(鳥取県)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中
移行を検討・希望した理由	・保育の質の向上 ・運営の安定(運営費) ・保育士の処遇向上 ・保護者の負担軽減
移行に向けた課題・障壁	・自治体の募集要件に、認可保育所等の運営実績が含まれている
期待する支援	・認可外保育施設でも加配ができるような支援 ・認可外保育施設と認可保育所等のイメージの払拭
その他	・自然保育を実践し、利用者は確保できている ・自治体の独自認証取得

施設 U(岐阜県)	
移行の検討状況	・検討しており、現在移行に向けた準備中 ・自治体の賛同は得られている
移行を検討・希望した理由	・運営の安定(運営費補助)
移行に向けた課題・障壁	・利用者との直接契約・選択ができないこと(もともとグループ会社の従業員向けの位置づけが強いため)
期待する支援	-
その他	-

施設 V(千葉県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが、断念
移行を検討・希望した理由	・保育士の処遇改善 ・保護者の安心
移行に向けた課題・障壁	・自治体の募集がない ・申請時に不動産の確保、融資が受けられることを明確にしておく 必要があり小規模の施設では財政上厳しい面がある
期待する支援	・認可移行の募集があるか確定していない状況で不動産契約、借入を実行することは難しい ・認可移行に関する書類作成・手続きの支援
その他	・認可保育所等では対応が難しい一時預かりや特別な配慮を要する子どもにも対応

施設 W(鳥取県)	
移行の検討状況	・検討したことがあるが、断念
移行を検討・希望した理由	・運営の安定(運営費補助)
移行に向けた課題・障壁	・自治体の募集がない ・基準は満たしているが、自治体としてこれ以上認可保育所等を整備する予定がないとのこと
期待する支援	・幼保連携や小学校連携などの質の向上の取組・連絡会などに認可外保育施設も出席できるようにしてほしい ・職場加算や、処遇改善の手当てについて認可外保育施設も対象としてほしい
その他	・経営は赤字で閉園も検討したが、地域住民からの要望で継続している

2. 自治体向けヒアリング調査

自治体向けのヒアリング調査は、アンケート調査を踏まえ、自治体内における直近 3 か年での認可保育所等への移行実績、認可移行に関するニーズ調査の実施有無、令和 2 年度における認可移行に関する相談の有無などをもとに対象自治体を抽出した。

(ヒアリング結果の要点)

- 待機児童数の減少や、既存の認可保育所等で受け皿が足りている自治体は、認可移行に積極的でない傾向にある。
- 過去 3 年の移行実績がある自治体も、待機児童減少に伴い今後は認可移行を抑える方針。原則断るが「小規模保育事業」のみ認可する、といった違いもみられる。
- ニーズ調査やヒアリングは、自治体から積極的に働きかけるよりも、施設から相談があれば対応する傾向にある。
- 自治体独自の認証制度のある自治体の場合、認証施設からの認可移行を前提にしているケースもある。
- 認可移行の対象とみなさない施設に対しても、安全面での質を確保するための補助金の給付などで対応する例も存在。
- 都道府県は、市町村が主に相談を受けるという認識をしている傾向にある。他方、県の委員会で認可移行が審議される自治体も存在しており、地域による差がみられる。

図表 80 自治体ヒアリング結果一覧

自治体	移行 実績	調査 実施	相談 実績	移行実績 支援内容	移行に関する 方針・スタンス
A市	あり	あり	なし	認可移行の希望がある場合は市に事前相談をしてもらい、移行したい対象などの内容、移行希望時期を確認、認可基準を満たしているかの確認を行う。	市全体として今後認可保育所等を増やす予定はないため、移行については原則断っている。地域型保育事業への移行についてのみ認可するスタンス。
B町	あり	あり	なし	認可保育所等への移行を希望していたすべての認可外保育施設の認可移行が完了。各施設、設備基準、人員基準ともに満たしていたため、特段の問題なし。	待機児童は 0、認可移行のニーズもないため、今後認可園の整備予定なし。

C 市	あり	あり	あり	毎年、認可移行を推進。施設から相談を受けたのち、認可基準を説明し、クリアしていくためのステップを個別に支援。今後も引き続き、希望園については認可移行を推進予定。 改修費・人件費に関する独自の補助金制度あり。毎年、5 年先までの認可への移行希望を施設に提出してもらい、ニーズを把握している。	独自の認証制度を設けており、認可と認証の両輪で待機児童対策をしている。認可移行を希望している認証保育園は「保育の質の向上」の点から認可移行を推進している。なお、特色ある園運営などにより認可移行を希望しない園については、その意向を尊重している。
D 市	あり	あり	あり	毎年認可外保育施設に対し、認可移行の希望に関する調査を実施。直近数年間で希望していたところは大半が移行したためか、昨年、今年度は移行希望自体が減少している。	まずは移行希望の園の立地するエリアの需要を確認する。すでに待機児童は少なくなっているが、一定の需要が確認でき、認可保育所等の条件が満たせそうであれば、移行を認めている。
E 区	あり	あり	あり	毎年書面でのアンケートを行っている。希望する園のうち、公募プロポーザルに通った園を認可移行させている。 特段実績に関する条件を設けているわけではないが、認可移行事例はすべて区内外ですでに認可保育所等を経営している団体等の経営する園によるものである。	基本的には認証保育園からの移行を前提にしているが、そもそも完全な認可外保育施設からの相談もない。 エリアなどの条件は設定しておらず、総合的にプロポーザルを見て判断している。
F 市	あり	あり	あり	毎年募集は行っており、相談があったところは支援してきた。	とくに積極的に認可移行を進めているわけではない。ただし、申請があれば対応する。認

				企業主導型保育事業の場合も、補助金の返還は承知のうえで申し込んできた為、特段問題なく移行していた。	証保育園になってからでないといけないという制限は置いていない。
G 市	あり	なし	あり	建物基準を満たせる場所に移転。1 回目の相談→必要な設備の説明・方針決定→翌年に工事→その翌年に移行。計 10 回程度の打合せを実施。 必要な建物基準の説明や、移転先の間取り相談に対応し、必要な保育室を満たすためのレイアウトなどをアドバイス。	認可移行のニーズがあれば、要件の説明を行い相談対応をしている。保育所設立、認可移行など、保育関連施設の設置に関する相談担当者を 2 名配置。
H 市	あり	なし	あり	認可移行の相談は年間 5～6 件程度で、うち認可移行するのは 1 施設あるかないか程度。設備基準に関して図面確認などを対応しているのみ。 認可移行を見据えた認可外保育施設の設置について相談があっても、現状認可移行が難しいと事業者伝えてる。	市では事業実績がない事業者に対して新規認可保育所等を許可していない。まずは認可保育所等を運営できるかどうか確認するための実績期間として、認可外保育施設の運営実績をおおむね 3 年程度要求しそのうえで、施設が立地している地域に保育ニーズがあれば認可保育所等への移行に対応しているが、待機児童数 0 が継続しており、現状大半の地域で施設数が飽和状態であるため、新規認可保育所等はほぼ設置していない。
I 市	あり	なし	あり	認可保育所等の配置、増設の検討は施設整備課という、認可外保育施設の管轄とは別の課が行ってい	移行の対象は独自の制度である横浜保育室のみ。特色ある保育を続けたいような保育所も多く、すべて認可移行の対

				る。そこでエリア(居住者や駅との位置関係など)を踏まえた認可保育所等の設置計画を立てている。	象にはならない。横浜保育室以外の認可外保育施設に対しても、安全面の確保(健康診断費補助、呼吸モニター導入補助など)に関する補助金は出しており、それで質の確保は一定程度できていると認識している。
J 市	あり	あり	なし	ここ数年間、申請してきた園は基本的に認可移行してきた。	特段条件を設けることなく、希望があれば市の審査会、市の審査会を通れば県の審査会で検討しており、そこで許可されれば移行、ということになっている。その会議における詳細な検討事項は関知できていない。
K 県	あり	なし	なし	認可移行後の形態が地域型保育事業であるため、県ではとくに相談を受けていない。	市町村主体で相談を受けている。
L 県	あり	なし	なし	主体は市町村であり、移行の詳細について県では把握していない。	本県は待機児童は多くなく、とくに認可移行推進せず現状の認可保育所等で受け皿としては足りているという認識。
M 市	あり	なし	なし	27 年度子ども・子育て支援事業スタート時に認証保育園で認可移行したいと要望があった施設は移行支援実施済みで、現在移行ニーズはないと考えている。	認証保育園以外の認可外保育施設を認可移行する考えは、平成 27 年度当初からない。
N 市	なし (進行中)	あり	あり	移行の意思がある園については個別相談、希望に添えるように改修の補助などを案内。移行準備中の 1 園は、待機児童が多い地	施設から相談があればヒアリングを行う。企業主導型保育事業や事業所内保育施設は補助金制度があるため、ニーズがあるとすれば国等からの

				域なので、認可移行を進めることとした。課題は施設要件のみ。もう 1 件相談がきているが、待機児童が多くないエリアのため対応を検討中。	補助がない「その他認可外保育施設」だと思っている。
〇市	なし	あり	なし	認可移行の支援は行っていないが、市の単独事業として、認可外保育施設に対して補助金を支給しており、安定的な運営を支援している。	待機児童数が少ないため移行、新設ともに現在は認可保育所等の設置は受け付けていない。 ハード面の整備よりも、保育士不足の解消の方に力点を置いている。
P市	なし	あり	なし	子ども子育て支援新制度ができる際に、認可移行を希望した園はすべて認可移行した。 また、市内の公立園はその際にすべてこども園に移行している。	希望した施設はすでに認可保育所等になっているという認識であり、いま認可外保育施設を経営している施設は、望んで認可外保育施設であり続けているという認識である。
Q市	なし	なし	なし	小規模保育事業やその他認可保育所等の新設の公募を行い、相談があれば公募申請に関する支援を行っている。ただし、最近は認可移行の相談が減っている。 新制度が始まった平成 27 年度から認可外保育施設に対して小規模保育施設への移行を案内している。その結果希望園は大半が移行し、移行ニーズは落ち着いている。	待機児童数が多く、認可保育所等の量的な整備を政策として進めている。

R 市	なし	なし	なし	—	企業主導型保育事業をはじめとした認可外保育施設は、認可保育所等とは異なるニーズの受け皿になっていると考えており、異なるニーズに対応していくという考え方。従来より、認可外保育施設を認可保育所等に移行させる仕組みがない旨は事業者の説明している。
-----	----	----	----	---	---

第4章 まとめ

本章では本調査研究における調査・検討の結果、今後に向けた課題などを整理する。

1. 各種調査結果からの示唆・考察

（施設調査から）

- 施設向けの調査結果から、認可保育所等への移行を検討している認可外保育施設は限定的であり、検討中の施設は15%程度であった。また約6割の施設が今後も含め検討予定がない。
- 認可施設への移行を検討している場合、移行対象として検討している施設類型は認可保育所が約5割、小規模保育事業が約3割であった。
- 検討している理由としては「運営が安定するから」「利用者確保のため」「自治体からの各種補助や支援が受けられるから」が約6割程度であった。
- 検討が進まない共通的な要因・課題として以下が挙げられる。
 - 自治体が認可保育所等を新規に募集していない。
 - 移行に必要な資金・土地等の不足、既存の施設・設備では認可保育所等の基準を充足できない。
 - 施設種別による課題もみられる。
 - ◇ 企業主導型保育事業では、補助金の一括返還が大きな障壁となる。
 - ◇ 事業所内保育施設、院内保育施設の場合、従業員・職員の福利厚生の意味合いが強く、利用者を選択できなければならないことが課題である。
 - このほか、特色ある保育の継続、特色ある保育の実践のための利用者の選択なども認可移行に二の足を踏む要因となり得る。
- また、施設によってはそもそも認可保育所等に移行できるということ自体を認識していない場合もみられる。

加えて、仮に基準を満たしていたとしてもマンパワー不足、事務処理能力の問題から手続きに多くのリソースを割かなければならず、負担が大きくなる可能性もある。国等の多様な支援策についてほぼ認知されておらず活用が進んでいない点も課題の一つと考えられる。

（自治体調査から）

- 直近3か年でみると、各年度100を超える自治体において、認可外保育施設の認可施設への移行実績があった。
 - 施設類型では、移行前が「その他の認可外保育施設」が約8割と大半を占めており、認可外の居宅訪問型（いわゆるベビーシッター事業者）は移行実績が0であった。
- 認可外施設の認可移行について、政策として進めている自治体は、政令市等で16%程度、都道府県で7%程度と限定的であった。

- 自治体が新規の認可保育所等の募集などを行わない要因としては、地域の保育需要の充足、待機児童の解消などによるところが大きい。
 - このほか、ニーズ調査を実施し、ニーズがないことを確認しているケース、ニーズがあった施設はすべて移行が完了したという自治体もある。
 - 多くの自治体では相談自体が少ないということもあり、地域差が大きい面があると考えられる。認可外保育施設の施設数等の多さも考慮した検討が必要と考えられる。

（調査結果を踏まえた認可移行促進における課題の整理）

- 認可外保育施設の認可移行が十分に進まない要因として、自治体の方針によるところ、施設の問題によるところの双方が想定される。
- 認可外保育施設の認可移行についてさらなる促進を考えるうえでは、認可移行を進める流れに応じて課題を整理し、取組の方向性を考えることが効果的と考えられる。
- 検討の流れに応じた課題は、調査結果を踏まえて以下のように整理できる。
- 今後、自治体および認可外保育施設それぞれの視点から課題・論点についてその方向性を明確にしていくことが必要である。

図表 81 認可移行に係る検討ステップごとの課題と論点

	調査から明らかとなった課題	検討すべき論点
情報収集・認知	・ 認可施設に移行できることを知らない ・ 具体的な要件がわからない ・ （自治体が募集しておらず情報が回っていない）	・ 認可移行が可能な条件・対象の周知方法 ・ 自治体ごとの募集状況・内容の相違、募集していない場合の周知のあり方
検討・意思決定	・ メリット・デメリットがわからない ・ 活用できる支援策を知らない ・ 検討に要するマンパワー不足	・ 認可移行のメリット・デメリットとして伝えるべき内容 ・ 支援策についての適切な周知 ・ マンパワー不足をいかに補うか
準備	・ 人手の確保ができない ・ 移転先が確保できない ・ 設備を改修する費用がない ・ 事務手続きがわからない	・ 人材確保をいかにして支援できるか ・ 移転先の確保にどこまで支援が必要か ・ 費用面の支援をどのように考えるか ・ 事務手続きのどこまで支援するか
応募・審査	・ 自治体が募集していない ・ 事務手続きがわからない	・ 自治体が募集していない場合、どのように対応すべきか ・ 事務手続きのどこまで支援すべきか

2. 今後の論点および検討の方向性

今後の認可外保育施設の認可移行を考えるうえでは、以下の点について方向性を整理し、自治体および認可外保育施設向けに周知、共有を図っていくことが必要と考えられると有識者会議において指摘があったところである。

【各自治体・地域における認可外保育施設の認可移行のさらなる促進に向けて】

(論点 1) 今後新規に認可保育所等を増やす予定がない自治体においてどのような対応を図るべきか

- 管内の認可保育所等は十分に整備されている、待機児童が解消されているといった状況にある自治体では今後新規に認可保育所等を増やす予定はないとしていることが多くなっている。
- しかし、認可外保育施設等、認可保育所等以外のサービスが利用されているという現状に鑑みると利用者側のニーズは既存の認可保育所等だけでは充足できていない可能性があるのではないかと。利用者のニーズは多様であり、単に定員数といった量的な尺度だけで測ることはできないのではないかと。
- 地域における利用者ニーズに適切に対応していくうえでは、利用者ニーズを丁寧に把握し、分析、明確化して、細かなニーズに対応できるよう環境を整えていくことも必要なのではないかと。夜間対応ニーズや保育内容に対する保護者の期待などの多様性を考慮すると単に現状の待機児童が解消できるという量的な充足に加え、ニーズに適切に応えられるといった質的な充足も図っていくべきと考えられる。
 - 利用者のニーズは、保護者の就労環境に伴うニーズ、保育内容・保育環境に係るニーズなど、利用者の状況や考え方によって複数のニーズがあり、さらにその内容は多様であるものと考えられる。
- 認可外保育施設の認可保育所等への移行は、待機児童対策といった側面だけではなく、利用者の多様なニーズにより適切に対応すること、保育の質的な向上にもつながる側面があることを改めて認識する必要があるのではないかと。また、一口に利用者ニーズといっても多岐にわたるという点にも留意が必要である。
- すでに待機児童が解消されている場合や認可保育所等で十分に受け皿として機能している場合においても、利用者ニーズへのより適切な対応、さらなる保育の質の向上の観点からは、さらに認可保育所等への移行の促進を検討すべきと考えられる。
- なお、今後の人口減少などの影響による定員割れの懸念については、利用者数が減少することでより個々人への対応が可能となると考えられるため、利用者ニーズへの適切な対応、さらなる質の向上に資するという点で利点があることも考慮して対応を図っていくことが必要であろう。
 - 子どもが少なくなることで、子ども一人当たりの面積がより広くなるので情緒的、精神的

安定が得られやすい、例えば子ども間の適切な距離が確保されるので子ども同士のけんか・ぶつかり合いが減る等のメリットもあると考えられる。

- 保育の質の向上には、保育者の人員配置、保育の内容が重要であるが、とくに人員配置の面から、より充実した体制整備が可能となるよう、認可保育所等への移行を検討していくことが必要ではないか。
- 認可施設からの定員減の申請に対し自治体が適切に対応できれば、利用者数が減少することでより個人への対応が可能となると考えられるため、利用者ニーズへの適切な対応、さらなる質の向上に資するという点で利点があることも考慮して対応を図っていくことが必要であろう。その場合、自治体には適切に認可施設の定員減の申請に対応できる仕組み・方策を示していくことも有用ではないか。
- 認可移行の促進については以上のような観点から再度検討のうえ、子育て支援事業計画などに位置付けることも視野に考えていくことが必要ではないか。子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画の基本指針として、労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項が示されており(第 60 条 2 項 4)、これに鑑みても、利用者の就労環境、それに伴う保育ニーズを充足できるように計画を検討・推進していくことが期待される。
- 対応するサービスがない場合、待機児童としてカウントされることがないといったことにも留意して検討を進めるべきであろう。夜間保育などが提供されていない場合、そもそも利用できないということで待機児童にならないが、実態として現状提供されていないサービスなどにニーズがあることが考えられる。
- 待機児童の状況、今後の人口減少の見込み等、地域の状況に応じて求められる保育ニーズは異なるものであり、それぞれの地域の状況・特性を踏まえて検討することが必要となるのではないかと。いずれの地域においても、自治体、施設それぞれにとって納得がいくような調整、ルールづくり等について考慮する必要があると考えられる。

【認可外保育施設の認可移行を推進するうえでの自治体の対応策・対応範囲について】

(論点 2) 認可移行に関する条件・対象などの周知策、情報提供はどのようにすべきか

- 自治体からの周知・情報提供を基本としつつ、多様な方法でアプローチすべきではないか。また、単一方向の周知・情報提供だけでなく、相談の機会などは設けるべきである。
- 多くの自治体で認可外保育施設にも、巡回支援指導員が訪問することとなるため、巡回指導の際の情報提供、相談対応といったことも有効なのではないか。
- 積極的に情報収集を進める施設ばかりではないと考えられ、ある程度アウトリーチの仕掛けも検討する必要があるのではないかと。
- 認可移行のメリットとして、経営の安定化(運営費の補助)もあるが、保育士確保・質の確保など、多様な観点でのメリットがあることを示していくことが改めて必要ではないか。
- 認可外保育施設への周知・情報提供においても利用者確保などの観点だけではなく、利用

者ニーズへの対応、質の向上、それに伴った利用者の満足度向上といった観点でも認可移行が一つの方策であることを示していくべきではないか。

- 国等の支援制度について、施設に十分認知されていない状況であるが、これは自治体の認可移行がさらに推進されることでより活用が広がる可能性があるのではないか。支援制度について単体で周知を図るのではなく、認可移行の趣旨・利点を丁寧に説明しつつ活用できる支援があることを示していくことが効果的ではないか。

（論点 3）認可移行を進める際、自治体がどこまで支援すべきか

- 事務対応に係るマンパワー不足、情報不足、手続きに不慣れなことなどから施設にとっては非常に負荷が高い面があり、ある程度自治体からの支援が期待される。
- 移行を促進するためには、ある程度具体的な書類の書き方や移転先の探索のあっせんまで踏み込んで支援することも期待されるのではないか。
- 質の向上といった観点から改めて認可外保育施設の認可移行について検討し、具体的な支援も含めて推進していくことも必要ではないか。

【現状では、認可外保育施設から認可保育所等への移行が難しい状況下での対応について】

（論点 4）認可保育所等への即時の移行が難しい状況の場合、どのような方策が考えられるか

- 地域内で認可保育所等を増やす予定がない、あるいは認可移行希望があるものの基準、要件を充足することができないという場合においても、多様な利用者ニーズへの対応、保育の質の確保などの観点から一層の取組が期待される。
- 現状の環境下で、認可外保育施設の認可保育所等への移行を進めることが難しい場合、自治体独自の認証制度などを活用することも有効となるのではないか。さまざまな制約から認可保育所等とすることが難しい場合において、地域のニーズ・課題に対応した施設を自治体として支援するような仕組み・制度についてはより多くの自治体で検討できるのではないか。独自認証を経て段階的に認証施設に移行するというプロセスも考えられる。
 - なお、現状の自治体独自の認証制度は補助・助成を伴うことが多いが、資金的な支援以外の支援を充実させていく方向性も考えられる。
 - また、認証制度という独自の制度まで構築しない場合でも、認可外保育施設の指導監督基準よりも認可保育所等に近い基準を満たしている施設として評価できるような仕組みなども検討していくべきではないか。
 - 都市部における土地確保の困難さ等、地域における人口の減少など、地域固有の事情を考慮した制度・仕組みを設けることで認可移行のステップとして段階的な対応を図ることも検討できるのではないか。

（論点 5）認可外保育施設としての運営を維持する場合の対応をどう考えるか

- 認可保育所等への移行が今後も難しい場合、あるいは施設側が認可外保育施設としての

運営を希望する場合が想定されるが、その際も、多様なニーズへの対応、保育の質の向上は考える必要がある。

- また、質の確保という観点からは、現状、認可外保育施設が対象となっていない研修などへの参加を認めていくということも一つの方策ではないか。また、巡回指導支援員の一層の効果的な活用についても検討すべきではないか。配置のさらなる充実、利用者ニーズへの対応、質の向上に資する指導・支援の実践など、さらにその効果を高める余地はあるのではないか。
 - 認可外保育施設の指導監督については、先行事例の収集、効果の検証などを踏まえて、より望ましいあり方を模索していくことも期待される。
- 都市部等で土地の確保が難しい場合などでも利用者ニーズへのさらなる対応、質の向上については考えることが必要であり、これらの検討を進めることが重要と考えられる。

以上

参考資料 1 施設向け調査票

No.	設問	回答形式	選択肢
1	貴施設の名称をご記入ください。	自由回答	【 】
2	貴施設の種別について一つ選択してください。	単一回答	☐ 企業主導型保育事業 ☐ 事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。） ☐ ベビーホテル ☐ 認可外の居宅訪問型保育事業（いわゆる「ベビーシッター」事業者） ☐ その他【 】
3	貴施設・事業所の運営主体の法人種別について一つ選択してください。	単一回答	☐ 公立 ☐ 社会福祉法人 ☐ 社団法人・財団法人（公益・一般） ☐ 株式会社・有限会社 ☐ 学校法人 ☐ NPO法人 ☐ 宗教法人 ☐ 個人 ☐ その他【 】
4	運営母体（法人等）が経営する保育施設数について記入してください。	数値回答	認可施設 【 】 認可外施設 【 】
5	貴施設は認可外保育施設指導監督基準を満たしていますか。それぞれ一つ選択してください。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ・職員配置 ・設備基準	マトリクス	・職員配置 ☐ 満たしている ☐ 満たしていない ・設備基準 ☐ 満たしている ☐ 満たしていない
6	（Q5で1つでも満たしていないを選択した場合） 令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化制度では、5年間の経過措置期間内は、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も対象となりますが、その後は、指導監督基準を満たさない施設は無償化の対象とならないことをご存じですか。	単一回答	☐ 知っている ☐ 知らなかった
7	（Q5で1つでも満たしていないを選択した場合） 上記の経過措置期間の終了を見据えて対応をどうお考えですか。	単一回答	☐ 指導監督基準を満たすことは考えていない ☐ 指導監督基準を満たすことを目指す ☐ 対応未定
8	（Q5で1つでも満たしていないを選択した場合） 具体的にどの項目について満たしておらず、当該項目について現状どのような状態なのか具体的に教えてください。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ・職員配置 ・設備基準 ※各項目については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の別表の「調査事項」の項目レベルでご回答願います。交付要領は以下をご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000826761.pdf	マトリクス 自由回答	・職員配置【 】 ・設備基準【 】
9	（Q5で1つでも満たしていないを選択した場合） 指導監督基準を満たすことができない障壁・理由は何ですか。具体的にお聞かせください。	自由回答	【 】
10	（Q5で1つでも満たしていないを選択した場合） 指導監督基準を満たすためにどのような支援があるとよいか、具体的にお聞かせください。	自由回答	【 】
11	貴施設では、地方自治体独自の認証制度を取得されていますか。 （例）東京都の認証保育所、横浜市の横浜保育室等 ※Q2で「企業主導型保育事業」を選択された方は回答不要です	単一回答 自由回答	☐ 認証を取得している一認証制度名【 】 ☐ 自治体に認証制度がない、又は認証を取得していない
12	貴施設の所在都道府県を選択してください。	プルダウン	【 】
13	貴施設の所在市区町村を選択してください。	プルダウン	【 】
14	貴施設の開園年について西暦でご記入ください。	数値回答	西暦【 】年

22-3	自治体では、国の補助を受け、認可外保育施設への支援制度を様々設けている場合があります。それぞれの事業内容はご存知ですか。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ◇設備関連 ・認可保育所、認定こども園、小規模保育事業又は事業所内保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対して、それぞれの認可基準を満たすために必要な改修費等の経費の一部を補助（保育所等改修費等支援事業（認可化移行改修費等）） ・指導監督基準のうち、職員配置基準は満たしているが設備基準を満たしていない認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助。認可化移行計画を策定し、「認可化移行運営費支援事業」による補助を受け、当該補助を受けた時点から5年以内に認可への移行を図ること等が必要。（認可外保育施設改修費等支援事業） ・認可を目指す認可外保育施設が認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書作成に要する費用の一部を補助（認可化移行可能性調査支援事業） ・認可を目指す認可外保育施設が認可保育所等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するために要する費用の一部を補助（認可化移行助言指導支援事業） ・認可を目指しているが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言・指導を行うための費用の一部を補助（指導監督基準遵守助言指導支援事業） ・認可を目指しているが、立地場所や敷地面積の制約上、現行の施設では児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の認可基準を満たすことができない認可外保育施設の移転費や仮設設置費に必要な費用の一部を補助（認可化移行移転費等支援事業） ・認可を目指す認可外保育施設に対し、運営費を補助（認可化移行運営費支援事業） ◇人材関連 ・認可外保育施設指導監督基準を満たす等の要件を満たす認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、指定保育士養成施設における受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費を補助（認可外保育施設保育士資格取得支援事業） ・保育士試験により保育士資格取得を目指す者が保育士試験合格後、認可外保育施設指導監督基準を満たす認可外保育施設等に保育士として勤務することが決定した者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助（受験対策学習費用補助事業） ・認可保育所等への移行を前提とし、改修費等の補助を受けている認可外保育施設等に対し、保育所等の事業者が保育士用の宿舍を借り上げる費用の一部を補助（保育士宿舍借り上げ支援事業） ・認可外の家庭的保育事業及び事業所内保育事業においては有資格者がいない場合に1人以上、認可外の居宅訪問型保育事業においては有資格者でない場合に必ず受講が求められる、保育に従事する者に関する研修の実施（認可外の居宅訪問型保育研修事業、家庭的保育者等研修事業（基礎研修）、居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）、子育て支援員研修事業（地域保育コース））	マトリクス	○そのような内容の支援があることは知っており、利用している ○そのような内容の支援があることは知っているが、利用していない ○そのような内容の支援があることは知らなかった
22-4	（Q22-3で「そのような内容の支援があることは知っているが、利用していない」を選択した場合） 支援制度を活用していない理由を具体的に教えてください。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ◇設備関連 ・保育所等改修費等支援事業（認可化移行改修費等） ・認可外保育施設改修費等支援事業 ・認可化移行可能性調査支援事業 ・認可化移行助言指導支援事業 ・指導監督基準遵守助言指導支援事業 ・認可化移行移転費等支援事業 ・認可化移行運営費支援事業 ◇人材関連 ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ・受験対策学習費用補助事業 ・保育士宿舍借り上げ支援事業 ・保育に従事する者に関する各種研修（認可外の居宅訪問型保育研修事業、家庭的保育者等研修事業（基礎研修）、居宅訪問型保育研修事業（基礎研修）、子育て支援員研修事業（地域保育コース））	自由回答	【 】
23	認可移行に関すること、その他運営にあたって自治体からの支援あるいは情報提供において期待することがあれば自由に記述してください。	自由回答	認可移行に関すること 【 】 その他 【 】
24	今後、どのような支援等があれば認可保育所等への移行が考えられますか。新たに必要と考える支援や取組、既存の補助事業の拡充・改善等の意見がありましたら、具体的にお教えてください。	自由回答	【 】
25	貴施設の利用者が負担する年齢別の保育料（月額）を教えてください。 （おむつ代等実費負担額、自治体からの補助額を除く平均的な金額を回答してください。） ↓下記それぞれに対してご回答ください ・0歳児 ・1歳児 ・2歳児 ・3歳児 ・4歳児 ・5歳児 ・6歳児以上	単一回答	○10,000円未満 ○10,000～20,000円未満 ○20,000～30,000円未満 ○30,000～40,000円未満 ○40,000～50,000円未満 ○50,000～60,000円未満 ○60,000～70,000円未満 ○70,000～80,000円未満 ○80,000～90,000円未満 ○90,000～100,000円未満 ○100,000円以上
26	貴施設の利用者の最も多い利用日数を教えてください。 ※全利用者の中で、最も割合が多い利用日数をご回答ください。	単一回答	○週1日 ○週2日 ○週3日 ○週4日 ○週5日 ○週6日 ○週7日 ○週1日以下で不定期
27	貴施設における利用者の募集・申し込み状況について、もっとも近いものを選択してください。	単一回答	○利用者の募集、確保にはまったく困っていない ○利用者の募集、確保にはあまり困っていない ○どちらともいえない ○利用者の募集、確保にはやや苦慮している ○利用者の募集、確保に非常に苦慮している

参考資料 2 自治体向け調査票

No.	設問	回答形式	選択肢
1	貴自治体について選択してください。	単一回答	☐ 都道府県（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。） ☐ 指定都市 ☐ 中核市 ☐ 児童相談所設置市（中核市である場合は「中核市」を選択） ☐ 市町村（上記以外）
2	貴自治体名及びご回答される方の所属部署について記入してください。	自由回答	自治体名【 】 ご回答者所属部署【 】
3	回答される部署の連絡先電話番号について記入してください。	自由回答（任意）	【 】
4	貴自治体における令和3年4月時点の待機児童数を教えてください。	数値回答	【 】名
5	貴自治体における令和3年4月時点の認可外保育施設（児童福祉法第59条の2に基づいて届出されたもの）の類型別施設数を教えてください。	数値回答	企業主導型保育事業 【 】施設 事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。） 【 】施設 ベビーホテル 【 】施設 認可外の居宅訪問型（いわゆる「ベビーシッター事業者」） 【 】施設 その他の認可外保育施設 【 】施設
6	貴自治体では、認可外保育施設について独自の認証制度を設けていますか。 （例）東京都の認証保育所、横浜市の横浜保育室等	単一回答 自由記載	☐ 認証制度を設けている→認証制度名【 】 ☐ 認証制度は設けていない
6-2	（Q6で「認証制度を設けている」を選択した場合）施設数を教えてください。	数値回答	【 】施設
6-3	（Q6で「認証制度を設けている」を選択した場合）認証を受けた施設に対する支援内容を教えてください。	自由記載	【 】
7	（Q1で「都道府県」を選択した場合）認可外保育施設に係る事務について、市区町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。）に対し、権限移譲を行っていますか。	単一回答	☐ 行っている ☐ 行っていない
7-2	（Q1で「都道府県」を選択した場合） （Q7で「行っている」を選択した場合）権限を移譲している事務ごとに市区町村（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。）数を教えてください。	数値回答	「指導監督基準に基づく立入調査等」のみ移譲 【 】市区町村 「児童福祉法第59条の2に基づく届出等」のみ移譲 【 】市区町村 両方の事務を移譲 【 】市区町村 その他 【 】市区町村 ⇒ 具体的な事務の内容【 】
8	貴自治体における令和3年4月時点の認可保育所等の施設数を教えてください。	数値回答	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。） 【 】施設 幼保連携型認定こども園 【 】施設 小規模保育事業 【 】施設 事業所内保育事業 【 】施設 家庭的保育事業 【 】施設 居宅訪問型保育事業 【 】施設

12-4	(Q12で「相談を受けたことがある」を選択した場合) 相談を受けたもののうち、認可外保育施設から認可移行ができた例についてお伺いします。 移行に際して特に課題となっていた点、解消することで移行につながったと考えられる点についてあてはまるものをすべて選択してください。	複数回答	☐ 認可施設の設備基準（保育室等の建物部分）の充足 ☐ 認可施設の設備基準（屋外遊技場）の充足 ☐ 認可施設としての人員配置基準の充足 ☐ 保護者の理解 ☐ 職員の理解 ☐ 法人本部の方針として認可化を決めたこと ☐ 現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整 ☐ 移行に必要な事項等についての情報の確保 ☐ 移行に必要な資金の確保 ☐ 現状の保育内容・特色の維持 ☐ 事業所の安定的な運営 ☐ その他【 】 ☐ 直近で認可移行した施設はない
12-5	(Q12で「相談を受けたことがある」を選択した場合) 相談を受けたもののうち、これまでに認可外保育施設から認可保育園への移行に至らなかった例についてお伺いします。 どのような理由によって、移行されなかったと思いますか。解消できなかった課題等があれば教えてください。	複数回答	☐ 既存の施設・設備では認可施設の設備基準（保育室等の建物部分）を満たすことができない ☐ 既存の施設・設備では認可施設の設備基準（屋外遊技場）を満たすことができない ☐ 認可施設の人員配置基準を満たすことができない ☐ 移行に必要な資源（資金、土地等）が確保できない ☐ 自治体として運営事業者の募集をしていない ☐ 保護者の理解を得ることが難しい ☐ 職員の理解を得ることが難しい ☐ 法人本部の方針として認可移行しないこととしたため ☐ 現に利用している利用児童と認可移行した後の利用児童の調整が困難 ☐ 施設が利用者を自ら選考できなくなる ☐ 行政の関与が増えると考えている ☐ 現状の保育内容が維持できなくなる可能性がある ☐ 事業所の収入が減る可能性があること事業者が考えた ☐ その他【 】 ☐ 直近で相談を受けて認可移行できなかった例はない
12-6	(Q12で「相談を受けたことがある」を選択した場合) 移行に至らない理由等について、より具体的に記入してください。（具体的にどの部分がネックになっているかなど）	自由回答	【 】
12-7	(Q12で「相談を受けたことがある」を選択した場合) 直近で認可施設に移行ができたもののうち、具体的な支援、指導の内容について可能な範囲で具体的に記入してください。（課題・障壁となっていた事項、状況、解消のための支援・助言の内容等）	自由回答	【 】
12-8	(Q12で「相談を受けたことがない」を選択した場合) 移行における課題、課題解消のポイントとして考えられることについて、可能な範囲でご記入願います。	自由回答	【 】
13	現在貴自治体に所在する認可外保育施設に関して、認可保育所への移行ニーズはどれくらいありますか。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ・企業主導型保育事業 ・事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。） ・ベビーホテル ・認可外の居宅訪問型（いわゆる「ベビーシッター事業者」） ・その他の認可外保育施設	マトリクス 単一回答	○移行ニーズはまだ多い 【○○カ所程度（把握している場合は記入）】 ○移行ニーズは少ない 【○カ所程度（把握している場合は記入）】 ○移行ニーズはほとんどない ○移行ニーズは全くない ○移行ニーズはわからない
13-2	(Q13で「移行ニーズは少ない」「移行ニーズはほとんどない」「移行ニーズは全くない」を選択した場合) その理由を教えてください。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ・企業主導型保育事業 ・事業所内保育施設（企業主導型保育事業として実施しているものを除く。） ・ベビーホテル ・認可外の居宅訪問型（いわゆる「ベビーシッター事業者」） ・その他の認可外保育施設	マトリクス 自由回答	【 】

15-4	(Q15で「活用していない」を選択した場合) 国の補助事業を活用していない理由を具体的に教えてください。 ↓下記それぞれに対してご回答ください ◇設備関連 ・保育所等改修費等支援事業（認可化移行改修費等） ・認可外保育施設改修費等支援事業 ・認可化移行可能性調査支援事業 ・認可化移行助言指導支援事業 ・指導監督基準遵守助言指導支援事業 ・認可化移行移転費等支援事業 ・認可化移行運営費支援事業 ◇人材関連 ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業 ・受験対策学習費用補助事業 ・保育士宿舍借り上げ支援事業 ・認可外の居宅訪問型保育研修事業 ・家庭的保育者等研修事業（基礎研修） ・居宅訪問型保育研修事業（基礎研修） ・子育て支援員研修事業（地域保育コース）	自由回答	【 】
15-5	(Q15で「活用していない」を選択した場合) 認可移行を促進するため、新たに必要と考える支援や取組、制度の見直し、既存の補助事業の拡充・改善等の意見がありましたら、具体的にお教えください。	自由回答	【 】
16	認可外保育施設に対し、貴自治体独自の支援策はありますか。（国の補助事業を除く。）	複数回答	☐ 人件費・事業費等に対する助成 ☐ 保育料に対する補助 【 】円 ☐ 保育士・保育者に対する研修 ☐ 認可移行に向けた説明会の開催 ☐ 専門家の派遣 ☐ その他【 】 ☐ なし
17	認可外保育施設への認可移行のための支援において、都道府県と市区町村はどのように対応していますか。	単一回答	☐ 都道府県が主体となり、連携しながら実施 ☐ 市区町村が主体となり、連携しながら実施 ☐ 都道府県のみで実施（市区町村との連携なし） ☐ 市区町村のみで実施（都道府県との連携なし） ☐ その他【 】
17-2	(Q17で「都道府県が主体となり、連携しながら実施」「市区町村が主体となり、連携しながら実施」を選択した場合) どのように連携して、どのような移行支援を行っていますか。	自由回答	【 】
18	認可外保育施設への認可移行のための支援にあたり、都道府県の場合は管内市区町村と、市区町村の場合は都道府県とどのような情報共有を行っていますか。	自由回答	【 】
19	認可外保育施設が指導監督基準を満たしていない場合、指導監督基準を満たすためにどのような支援があると効果的かお教えください。	自由回答	【 】
20	今後本調査についてより詳細に把握するために、可能であれば追加でヒアリングさせていただきたいと考えております。 ヒアリングへのご協力が可能かどうか教えてください。	単一回答	☐ 対面、オンライン（電話又はオンライン会議ツール）いずれも可能 ☐ オンライン（電話又はオンライン会議ツール）であれば可能 ☐ いずれの方法でも不可

参考資料 3 その他集計表・自由記述（施設アンケート調査）

図表 82 指導監督基準の人員基準を満たしていない状況の具体的（抜粋）

・常時2名以上の職員配置が困難である。
インターナショナルスクールとして採用している先生たちは日本人しか受験することができない保育士の資格を取得することはできないので、施設における保育士の人数が規定に満たない状態になってしまう。
インターナショナルスクールとして運営しており、また小さな規模のため、日本人の有資格者を雇う余裕がない。
シルバー人材センターの会員が就業するため、有資格者がほとんどおらず、今後も見込めない。
一時預かり専門 保育士一名で一歳以上三名まで受入（保育士の他にボランティア保育者いる場合あり）
開園日は月に1日程度 開園日は院内の看護師と保育士2人で運営しています。
基本的には満たしているが、保護者の急な残業で、お迎えの時間が遅くなった時に起こることがある。
現在保育士資格取得に向けて試験を受けている職員が数名いること、また求人を出して有資格者の獲得を目指している。
現時点では保育士資格を持っている保育者がおりません。現在資格を取るため勉強中です。
現状、保育士資格を保持する保育従事者を必要数確保できておりません。求人サイトなどを利用し、資格保持者を募集するとともに、現スタッフの資格取得をサポートしています。
個人経営の為、園児数が少ない。資金的に正社員を雇えず。午後は、保育士不足で子育て支援員で動かしている。
最低限の時間帯保育者数は達しているが、保育士資格を持たない人員のみで稼働している時間帯が時折、一時間ほどある。
始業約2時間までと就業約2時間の間に、規程人員の配置ができないことがある。
子どもを預かる日が土曜、祝日のみであり、実質預かる子供の数が1～2名程度に限られているため、保育士（パートタイム）の雇用を1名で運営しています。
資格を有していない者も従事している。利用者に資格を有していない者が担当することを伝えている。
児童数に対しての保育士の数が足りていない時間帯がある。
保育に従事する者の保育姿勢等の内、東京都居宅方型保育基礎研修、ガイダンス研修等、必要な研修を受講できていない保育スタッフがいるため
保育に従事する者の有資格者の数
保育に従事する者の有資格者の不足 1名不足
保育関係の資格を保有していない。
保育士が基準人数を満たしていない 現在1名
保育士が勤務していない
保育士の資格を有している者が常勤していない。
保育士の資格取得者が現状1名しかいないので、保育士の採用ができるよう求人活動をしています。
保育士や看護師の資格を有しておりません。3歳以上のお子様1名(場合により兄弟含む2名)のみを数時間保育するベビシッターとして登録しています。保育園や認定こども園に通うお子様を、園から帰宅後の数時間保育することになるので国の無償化には該当しないタイプの保育と考えています。
有資格の保育士を3人以上配置するように指導されているが、職員の退職によって現状1人しか配置できていない。ハローワークや求人サイトへ求人票を出して早急に補充できるように努めている。

図表 83 指導監督基準の設備基準を満たしていない状況の具体的(抜粋)

(1)保育室の面積(2)調理室の有無(3)乳児と幼児の保育場所とが区画されかつ安全性の確保(4)保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保(5)保育室に専用の手洗い設備の設置(6)便所
・トイレの手洗い場が近くにない。・消化器が設置されていない。
・健康管理・安全確保 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。
・職員の健康診断・職員に関する帳簿等の整備
・耐震性能・下水・給食室床
①建物の面積(1.65/人×園児数)の不足 ②年2回の健康診断の未実施
1歳未満と他の幼児の保育場所との区画されていない1フロアの為別の部屋が用意出来ない。異年齢の為他の幼児の事も考えベビーフェンスやベットで仕切りも難しい
2方向避難がない。保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていない。
2方向避難の屋外階段設置を試みたが建ぺい率の問題で屋外階段の設置が不可
2方向避難の不可
トイレに手洗い場はない。別の場所にある。
トイレの手洗い場の設置について、監査時の指導にて、「今後工事の予定がある際に設置すること」となっている。
ビルの構造の関係で、園だけの努力ではどうすることもできないため
ビルの設備的に非常避難口が2方向無い
園庭、乳児室、医務室
園庭がない
園庭無し
外気浴、外遊びの機会が適切に設けられていない
外部研修参加及び内部研修の実施項目が満たしていなかった。今年度は、外部研修へ参加済み。また、内部研修については、保育指針・幼児虐待等の研修を実施した。
外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていない
給食設備
給食等はやっていない 利用者と契約書等のかlashはない
採光の基準を満たしておらず、改修が必要
子供の人数に対する保育室の面積不足
調理室の有無
調理室を設けておらず、保護者に弁当を持参してもらっている。園庭など基準を満たしていない。
年2回の健康診断

図表 84 指導監督基準を満たすための課題(抜粋)

すぐに建て替えができないため
すぐに建て替えることができないため
そもそも設備が基準に適合していない。
ブラジル人向けの保育施設なので、ポルトガル語しか話さないです。ポルトガル語と日本語両方話して日本の保育士資格を持っていればベストですが、難しいです。
プレスクールでは英語のネイティブのスタッフが学びに従事しているが、保育資格を有しているネイティブの先生を探すのが難しい。
一軒家を施設として使用しているため、保育施設の基準を満たすには改善点が多い
一定レベル以上の英語ができる保育士の配置が必要となるため。
英語が堪能な保育士(有資格者)の採用が難しい。開発による移転が決定している為、施設工事ができない状況。
改修の費用がかかるので収入が少ないため一度には改善できず少しずつ改善していつている。
改修工事にかかる費用
改修工事にかかる予算
建物の構造、予算が見つからない
建物の構造と立地により、建て替えないと基準を満たすことができない。
建物の構造上及び資金面
現在の場所では、設備の基準を満たすような整備ができない。
現在の物件では、契約上無理で今後改善できない。移転を考えているが、整備資金の調達面で課題が大きい
職員向けの保育施設であり、地域開放は難しいため。
職員配置について 障壁ではなく、有資格者ではないが、子育てをキャリアとして、社会参画をすることを目的に立ち上げた団体なので、資格の有無は問わず、法人が主催する研修を受講したもので対応している。子どもに対する人数等は満たしています。設備基準 賃貸物件であること。
賃貸のアパートを借り、保育園を運営してるので、難しい
賃貸マンションである事と資金の問題
保育士の確保
保育士の基準です。認可と同じ基準がおかしい。認可と認可外の目指しているに対応をすべき
保育士の基準人数の確保
夜間の運営で職員募集しても保育士の応募がない
夜間託児所の為、保育士確保が難しい。
役所からのアドバイスが少ない。出来ていないことはわかっているが、具体的な計画や指示を二人三脚で進めることが出来ない。改善してください。と投げやりな状態で具体的ではないし、その後の進捗状況などが不明確。
里山(野外)を拠点として活動しているため。

図表 85 指導監督基準を満たすために期待される支援(抜粋)

移転の為の補助金 保育施設として使ってよい建物の紹介
一時預かり専門施設であることを踏まえ、基準の緩和。
運営補助金のようなものがあれば良い
英語での保育士資格試験の実施
家賃補助や運営費用補助等
改修工事費の補助金
基準を満たすために当園に必要な点を具体的に指摘し、支援してほしい。
基準を満たすための補助。要件を見直す。→時代に即した基準。
規則が変わって5名以下の託児でも認可外として登録しなくてはいけないのでありますが、子どもの心を大事にするという趣旨のボランティアとして始めたことなので全く規模とは不釣り合いなルールを監査などで当てはめるのをやめて欲しい。決まりなので沿う形で対応していますが、保護者の方にお話しても不思議がられるので。たとえば内容揭示の部分で保育士代表一名の託児所と記載あるのにクレーム対応の電話番号別に記載してないだけで注意の対象になったことなどです。
今より施設の整った場の提供があれば紹介し、提供していただきたいです
冊子などで具体的な指導やアドバイス、注意喚起があるとよい。
仕事を求めている保育士についての情報、紹介等についての支援
指導監督基準についての説明会など。
指導監督基準を満たしているか分からないことがあるので、保育従事者全員が把握できるよう、分かりやすい研修などがあると良いです。
指導監督基準を満たすために、必要な費用に対する補助金等があると助かる。
指導監督基準を満たす施設への転居補助など。(望ましいテナントの紹介や転居費用の補助)
施設の改修工事や建て替え等に対する支援が欲しい
施設を整備するための財政支援 期限までに間に合うようにアドバイスを随時もらえるような伴走サポート
施設基準を満たす設備を持つための、資金援助(家賃援助等)
施設整備への助成
資格のない職員も資格者と一緒なら配置可能に緩和をしてほしい。
資格を取りやすいよう勉強のための経済的支援があれば嬉しいです。外国人でも資格が取れるシステムもあればいいと思います。
資格取得は難しい。講習会等での研修は積んでいる。育児経験と研修を重ねることで、有資格と同等レベルとみなして頂けるようになれば、、
設備にかかる補助金があると助かります。
設備の補助、基準に関わる書式整備、市からの 指導
設備投資にかかる補助金
認可外保育施設に対し、認可園と同様とまでは言わないが、補助金制度の増強、及び増額が望まれる。
認可保育園と同じような補助
保育をできる場所や協力者、資金援助
保育採用への支援
保育士(有資格者)採用の斡旋
保育士の斡旋
保育士の斡旋。工事にかかる費用の補助。

図表 86 認可保育所等への移行を検討している理由(自由記述)(抜粋)

認可保育園ですと、保育士の研修が優先になったり、幼稚園教諭の資格更新にも経験として捉えていただけたらするので、それを理由に退職した職員もいたため。保護者から認可園にならないのかと問い合わせがあったため。
認可保育所希望者の途中退園が多く、利用者数が安定しない。自治体独自の支援が受けられない(保育従事者の優先コロナワクチンの接種が対象外となっている)
0,1,2歳児を対象に家庭的な環境の少人数保育を目指していた為、2015年の開設当時に創設費用やその後の運用などで少しでも助かるのではと検討した。
1歳児の受け入れをして地域に貢献したかったから。
2018年から現在2園の企業主導型保育施設を運営しておりますが、やはり認可保育園への自治体からの優遇と、安定に格差があると思います。今後、認可保育園及び認定こども園等、世代交代や時代が移り変わる中、一般法人の運営能力を持って、行政におんぶにだっこではない未来に向けた運営ができると考えております。社会福祉法人等だけではなく、参入できる枠が欲しいです。同県にて、100人規模の認可保育園設立の準備を行政と進めていましたが、ギリギリになって、社会福祉法人に取って代われ当社の設立は叶いませんでした。もっと沢山、安全で時代に合った行政に頼りっぱなしではない認可保育園を設立したいです。現在は社会福祉法人設立を念頭に小規模保育園の申請を始めております。
2019年度の10月より、企業主導型保育事業を展開させていただいておりますが、5年ほど前の話になりますが、施設長である私はそもそも認可の保育園をしたいという願望がありました。しかしこの自治体も新規参入には後向きな姿勢で諦めてしまったという経緯があります。色々な障壁があるとは思いますが、私個人的には移行したいと思っております。
3歳以上児への一貫した教育・保育の提供が、子どもにとって望ましいと判断したため
3歳児からの受け皿が欲しい。そのために認可園となり連携が必要
4月は定員に満たないので運営費が激減し、保育士に賞与も払うことが出来ない。認可と変わらないような基準を満たしているのに、認証保育所には未充足加算が無い。今までどうりの保育が出来なくなるが、仕方がないので移行を計画している。
6歳まで通いたいと言って下さる保護者が多く、実績を積んで今後認可保育園を設立できるようにする為
あまりに、認可外施設への社会的パッシングが大きい為、水準以上の良質な保育をしていても、認可外ラベルで、判断される国が、勝手に法律を変更して、認可施設との差別化を広げていったため。競争力がなくなったため。
グレーゾーンと言われる、発達障害の子供を生み出さない為に歯止めをかける真なる育てる保育を、少しでも多くの親子に伝えたい。
この園を全く知らない人と社会からの信用問題
この施設には、お仕事をされている方々のお子様も預かりしており、保育園としての補助金が保護者に出されることを目的として、検討いたしました。
コロナ禍で保育士への慰労金が市内の保育士に配布されたが、企業主導型の保育所に在籍する職員だけがもらえず、連絡もなかった。このような事例があり、改めて認可保育所への移行が必要だと感じた。
コロナ禍による入園控えのほか、育休制度の広がりや認可園増設による認可園の定員増加により、認証保育所への入所数が減少し、9月以降も定員が埋まらず、赤字経営になるので、認可移行し安定した運営をしたい
コロナ等の影響もあり、費用の点で入りたいけど入れない外国人の利用者が多数いるため。
さまざまな子育て世帯に、育児と仕事両立出来るような保育サービスの提供する。
すこやか保育、配慮を必要とするこどもに加配がつかないため。加配に対する予算がつかないため。
どんなに、認可園より質の高い保育・環境など整えても、認可外という言葉が保護者様に人気がないので認可園との併願を希望され、4月には定員を切ってしまうことが2年続いた。やっと園の評判が定着しているが不安がある。認可園に逃げたまいように工夫するほかないのが現実。移行することができ、今のような保育ができるなら移行し、保育料など保護者様の負担も軽減してあげたい。
ニーズがあるインターナショナルスクールにおいて、何も補助が受けられないために、運営継続のために小さな施設で運営をするしかできない状況。子供のためにももっと優れた施設を準備したい(園庭や大きな教室)が、保護者負担をこれ以上増やさずに実行するのは不可能。
ニーズが多い地域である。運営費の有無で保育の質を保つことの難しさ、限界もある。利用者も不公平感を感じる部分も多い様子だった。
フリーランスや短時間勤務、学業のための保護者のニーズにも応えたいと思った
モンテッソーリ教育という特別な教育を行っており、保護者からの信頼は得ているのに、国・地方公共団体からの支援がまったくないので、経営が圧迫されている。私立の幼稚園類似施設に対する補助もお願いしたい。
安定した運営の為
安定した保育所運営(園児確保、職員確保、ひいては保育の質向上)のため。
一時預かりの需要は多いのに、認可外保育施設では利用料金が高くなってしまいあきらめてしまう保護者が多いので、小規模保育施設として一時預かりを低料金で利用出来たら助かる保護者は多いと思っております。
運営状態が常に不安定である為、いつ廃業してもおかしくない状況にある。現在利用している子どもたちや保護者の為にも、認可へ移行し引き続き保育を提供していきたい。原資となる保育料の値上げには限界がある。
園児学希望者が大幅に減少したため
園児の確保が大変なため。認可外保育園というだけで敬遠されるため。
園児の確保を行い、施設整備も含めて更に質の高い保育を行いたい。3歳以上の無償化にはなっているが、0～2歳の保育料が高く、保育園に受け入れをできない子もいる。誰もが同じ条件で受け入れできる施設にしたい願いがあ。現在の施設が、老朽化している。

企業主導型保育事業が先行き不透明な為
企業主導型保育事業としての運営に不安を感じる。企業枠の確保、市より認可の入園の促進をするため、認可の空きがあれば、そちらに年度途中でも転園し、園児確保とそれに見合った保育従事者の確保のバランスが厳しいと感じる。福岡市では、認可の増園も進んでおり、待機児童の減少とともに、小規模、認可外、企業主導型保育事業等の継続が困難となる可能性が増す。
企業主導型保育事業の制度が認可保育園制度と大きく異なり、管理が難しいため。また、園児確保も難しいため。
企業主導型保育事業の行く末が未確定な為。
企業主導型保育事業を運営しているが、認可園と同等の支援を受けての運用が可能。所管、運営費の出先等の違いのみならず、市町村が窓口となる認可に移行した方が良いのではないかと感じる。尚、身近に行政、協力体制があると運営上の不安も軽減する。
企業主導型保育事業所として助成を受けているが、現在の助成金では運営が成り立たず赤字が続いている。
企業主導型保育所で待機枠が埋まっているため、認可保育園を落ちないと入らない状況で、認可に入れると辞めていくことが多く、入れ替わりが激しい。できることなら園に残りたいが、認可に受かったので辞めないといけないといった声も聞かれる。
企業主導型保育事業が永続的に補助金が交付されるかが不透明な為。
勤務保育士より、認可になることで幼児の成長を見守りたいと要望があった、認可外施設では半年また1か月での退園が多く、保育施設に慣れた矢先に転園となり、幼児にも負担を掛けたくない
近くの認定こども園さんが保護者のニーズに応えられていない声の中に「このまま卒園せずに子供を通わせたいのですが・・・」といわれることが多くなりました。地域の貢献、出生数増加の一役を担えたらと思います。
近年、当園の英語教育に興味のある保護者の方が増え、入園を検討されるも、お月謝が高額になってしまう為、入園を断念される方が多く見慣れるので、希望される方が収入に関係なく望む教育を受けられたいのにと考えるからです。
金銭的な問題が大きく、職員に十分な給与や福利厚生を行うことが出来ないで、運営面を安定させたくて移行を検討した。
月極希望者を上回る人数の一時預かり希望者が多い。一時預かりの枠を狭めずに、認可へ移行し、保育人数、スタッフ確保の安定に努めたい。当園は施設の整備上、小規模認可に移行したいが、1〜3歳児のみの、認可の募集が江東区にはなかった。
月極保育園児が満たない為
建物が老朽化しているうえに、建物全体の大規模修繕が行われない為
現在は、保護者には保育料の補助金が支給されているが、運営事業体には補助金が支給されておらず、開設以来赤字経営が続いているから。
現在も「共同運営に関する協定」を締結した近隣企業との共同運営を行っているが、「事業所内保育事業」に移行したほうが近隣企業従業員の利用者の利便性が向上する(協定締結企業以外の従業員の受け入れが可能になる)と考えたため。また、「事業所内保育事業」では自治体から運営費の支給が受けられる点が魅力的であったため。
現在も認可外の偏見が多く、それだけで補助やイメージが全然違います。日本の子どもさんが平等でないかと思っております よろしく願いたします。
現在運営中の園での園児進級の際の受け皿となるため
現在企業主導型にて運営しているが、自治体と国としての統制がばらばらであり保護者への説明が難しい。
現在企業主導型保育施設として運営しておりますが、まだ企業主導型という認知度が低く宣伝・集客に苦戦している現状があります。認可園に入れなかった方の受け皿ともなっておりますが、認可園に空きが出ると自治体から当園の利用者へ連絡が入り、退園され認可園にかわる方もいらっしゃるようです。また、自治体とはコロナも含め情報提供も頂き双方の連絡は取れておりますが、認可園となり更に自治体と密に連携を取り、保育の質の向上に繋げたいと願っています。令和2年度に小規模認可保育園の2園設立募集があり、申請をしましたが、10件の応募の中落ちてしまいました。
現在出雲市からの補助金のおかげで運営出来ているが、補助金がいつまで続くかわからないため。
現在小規模保育事業A型を運営しているが、3歳以降も当園での保育の継続を希望する保護者の声が多いため。
今まで地域や一般保護者からの問い合わせが多数あった。現在 本体の病院の職員の児童のみの保育のために、妊娠・産休・育児休暇など、保育園サイドでの予測が立たない事、入園時期及び保育人数の予定が立てずらいことなどから、認可保育所のように春の段階で、保育士の配置を揃えられるようにしたい希望もあったため
今後認証保育園のままで安定した運営が厳しいと判断したため。
今後保護者支援のためにも未満児保育から以上児さんまで安定した保育を提供したいと思います。現在企業主導型事業ですが可能であれば認可に移行できるのであれば定員を増やし働く保護者と共に子育てサポートをしていきたいと思っています。
困ってある家庭も多く、助けたい気持ちがあるため。保育士資格保有者も多く在籍し人材豊富なため。収入増のため。
困っている方々を助けたいと思い24時間、年中無休で運営しています。保育者の確保、賃金支払いとニーズをバランスよく取り子どもが安心できる環境を作りたからです。一人ひとりの子どもとしっかり向き合い心を育てていきたいと考えています。
自治体からの採用サポートや補助がまったく受けられず、周辺の認可園に採用条件で歯が立たない。コロナ発生時、周辺の認可園が休園になる中、当園に関しては自治体と児童育成協会が互いに向こうの支持に従って欲しいと責任を投げあい、板挟みになってしまった。(児童育成協会に対する不信感) コロナに関する補助など、認可園の方が大きく充実しているため。緊急時も含め、児童育成協会に問い合わせがつかないケースが多い。子ども集め(マーケティング)に労力がかかる。勤務している保育士や、会社の運営実績として認められないケースが多いため。※何事も保育所等(企業主導型を除く)という記載が多い 他
自治体からの補助金が入ることによりご家族の保育料が下げられるため。無償化が満3歳から利用できるため。出産後の兄妹保育利用が一年に伸びるため。

小さな園ですが、やめていかれる方が費用面で認可と言われます。ここが、認可だったらという声が多かったのですが、働いてない育児に行き詰まった方の利用も多く、悩むところです。 小学校に上がるまでの大切な時期に自分の考える子どもにとって必要な保育を行いたいこと 又、保護者支援、地域との関わりのあり方 小規模保育施設B型から移行した時に、こども園の書類作成に非常に難しさを感じたので、更に検討の余地が必要と考えた。小規模保育施設を併設しているが、現在小規模を卒園した児童が認可外に入園するのが難しく他の認可園に行かなければならない状況がある。小規模と認可外と合わせて認定こども園になれば以上児クラスへの移行がスムーズに出来て保護者の負担を減らすことができるので、自治体に相談したが、現在認定こども園の新設は考えていないと言われた。 障害児の加配が無償である。未満児の第二子以降の半額、無償の補助が受けられない 障害児の受け入れ等に助成金額がもらえることで受け入れができる。認可になることで地域の情報や、他の園とのつながり、園長会や研修に参加できる 障害児や医療的ケア児の受け入れも進めており、より大きな集団での生活を提供したいと考えたため。 職員、園児へのしっかりとした保証。 職員の安定した収入が保障される事により、質の高い保育やモチベーションの維持に繋がると考えているため。 職員の処遇改善とキャリアのため 待機児童の減少により、認可外保育園への入園希望者が減少し、園を運営できる収入が大きく減少し、運営が厳しくなったため、認可移行により運営を安定させるため。 待機児童は年々減少し待機児童以外の顧客だけでは成り立たない。認可外が認可の真似事としても、資金面で差があるので太刀打ちできない。企業主導型も年々増えていっているので、状況は悪くなる一方。認可外に認可並みの事を求めるのであれば、全ての施設を国や市町村が運営すべき。 地域の子育て支援、待機児童解消に貢献しようと考え、保護者も認可施設であれば信用度が高まり、安心できる。 地域の人から認可外より認可の保育園としてより高く認めてもらえるから 地域の待機児童の解消のため、現施設を小規模認可保育園に移行させたい 地域社会の福祉という公益により広く寄与することで、地域社会と共に共存共栄していくため。 地域社会の福祉という公益により広く寄与することで地域社会と共に共存共栄していくため 地域柄外国人が多く、外国人の待機児童も多いので、保護者からの要望が多く、もっと外国人対応のインターナショナル保育園を増やしたいと考えている為。 当園にフルタイムで働きたいと言ってくれる保育士が何人もいるが、認可外保育園としては予算の都合上、キャリアに応じた適正当園の教育方針等、なかなか発信する手段が少なく、自治体等の協力を得ながら運営していきたいと考えたため 当園の保育(アウトドア・異年齢自由保育)を国や自治体に認めていただきたいと思い検討しました。 当園は企業主導型保育施設ですが、法人として別に幼保連携型認定こども園を運営しており、事務作業や監査等が倍以上になってしまっているため 当園は認可保育所と同様、それ以上の施設設備基準や人員基準を満たしています。また、保育の質の向上や保育士の質の向上、食育・体育・知育にも力を入れて運営しています。しかしながら、認可保育所に入所出来なかった利用者が入所してくる事がまだまだ多い状況です。未来の子どもたちの為に、良い取り組みをしていますが、認可保育所の方がまず選ばれるイメージがあり、認可保育所に移行したいと考えております。 当施設はコワーキングスペース付きの保育施設です。この特色を生かして母子分離が難しいが仕事をしたいお母さんなど、本当に必要としている利用者がいても認可外の料金設定で断念される方もいらっしゃいます。必要としてくださる方により利用しやすい料金設定で提供したいので、運営費補助などが受けられる認可を目指したいです。 入園希望者が多数いたため、施設を拡大した方が良いかと思った。入園希望の保護者からも依頼が多くあったため。 認可という名称が、機関から認められ、様々な基準を満たしているという印象に繋がり、保護者・利用者にとって、より安心できるのでは感じた為 認可になることで春の時点で入園児の確保が見込まれる。近隣の保育園だけでは、待機児童の解消はまだされていないが、認可外保育施設であるという状態では、利用される保護者の判断基準上にもあがらない傾向も見受けられる。 認可に移行した方が、保育士のモチベーションと保護者の満足度が、よりアップすると考えたから。 認可の施設を希望されたが入れなかった方も受け入れているが、そういった方が年度末にまとまって退園されることが多く、年度初めの経営が非常に窮する為 認可移行になれば、補助金、支援もあり、より多くの人材が雇える 認可外のままだと運営費や園児の健康診断費などが全くないので園を運営すること維持することが困難になってくるのではないかとされる。また当園を利用する園児に不利益が生じる。 認可外のままでは保育士の処遇改善等の補助が受けられない現状がある。現職保育士の今後の雇用を安定させることや新しい保育者を育成することが、保育の質を向上させることと考える

図表 87 認可保育所等への移行における課題・障壁と考えている事項(自由記述)(抜粋)

園庭の確保が難しい。
地域での認可保育所の募集が出ていない
自治体の認可化移行要件が厳しく、条件を満たす移転先の物件が見つからない
市では認可の募集はしておらず、認可外が認可になる事も募集はしていない。その為、基準がどのようになっているかが解らない。
市役所に何度か認可を希望したいとお願いしたが、募集をしていないと断られました。ですが、今後も諦めずに応募を考えている。
自園給食が出来ない。(自園給食にする為の、改装費、人件費が無い)
市が認可保育園の設置の意向があるか不明である
当市以外の近隣町村からの受け入れを現在行っているため認可になった場合にこうした利用者に不利益が生じる可能性がある。
就労等に関わらず、就学前の教育の場としての利用も多くある、認可になった場合にこうした利用者に不利益が生じる可能性がある。
認可申請をしたとしても、認可がおりるのか。(現在公募なし)
現在、福利厚生として保育園を設置しているが 法人としてそれを無くして良いのか。(職員の子を優先的に預けられなくなる)
0～6歳の施設として運営している為、園庭が基準よりも小さいと思われます。現在は近隣の公園を利用させていただいています。
①自治体間の境目に位置しており、他自治体の児童も三分の一程度受け入れている。認可化することで園から近くても入園が困難になることが予想されるため。
②設備について、キッチンなどは大掛かりな工事が必要となりそうなのでこの間保育が出来ない状況になる可能性がある。
①設置基準の一つである他の施設との連携が困難、他の施設も定員が一杯で3歳児の受け入れが容易ではないため。②小規模保育事業でのA型では全保育従事者に保育士資格が必要という基準達成が困難、B型も選択出来るが、運営費が減額となるので事業の継続が出来ない
1番は、自治体から認可移行支援の案内が出ない。
インターナショナルスクールとして、英語を母国語とする職員に教育・保育も担当してもらおうことになる。コストを考慮すると、保育資格保有者の割合が上がらない。
インターナショナルプリスクールの為、保育内容が保育指針に沿わない部分がある。又、英語保育の為、保護者の理解と協力が得られるか不安。
こども園や認可であれば園庭が必要だが、高級住宅街等では園庭の確保はかなり難しい。小規模ならば園庭は必要無いのか？
職員は、国際的な有資格者であるが、それを有資格として認めてもらわない限り、条件が満たされない。
そもそも企業主導型がついているために、認可にはなれないと言われた。そこをどうにかしてほしい。研修に参加しにくい、予算もつかないなど、認可との差がありすぎて、子どもたちも、よい子の集いなどに参加できない。子どもたちのために認可になりたい。
できれば今の形で補助金などを頂き上手くやれればと思っていますが、やはり移行するに当たって、分からないことが多く どうかのお力添えが必要です。
どのように進めたらいいのかわからないため
どのように進めていけばよいのか、進めたらどのようなメリット・デメリットがあるのか把握できておりません。
どの様に勤めたら良いかわからない
移行するのに施設の増改築が必要となり、費用が工面できない。
移行を希望しても自治体にそのニーズがあるのか不明なので、そもそも実現可能なのかわからない。
移行希望地域での募集がない
移行先をさがすのがむずかしい
英語の保育園を運営していくにあたり、職員の半分が外国籍であるため、外国の保育士や幼稚園経論の資格も認めてもらえないと、保育士数が規定に達しない。
園の方針や特色を制限されてしまうことや、こちらの保育施設を利用したいと希望されている方たちが利用できなくなってしまうことはとても残念です。
園庭について都市部では近隣公園で認められるが、当市の場合、近隣公園では認められない。都市部の託児所であるため、園庭設置は困難
園庭を作ることが難しい。
過去3年間の決算状態が条件に含まれており、移行を断念せざるを得なかった。また今後の状況改善も見通せない。
過去の経営上の収支をみられて、自治体にははねのけられる。だが、保育料の収入が少ない上に、年々保育士の給与・賞与が上がっていくので、なかなか保育園単体で黒字化できない。株式会社として企業主導型の委託運営もしているので経営が回っているが、18年前から経営している認可外保育事業所もそれだけの補助金があれば普通に経営できるのにと苦しい状況に悩んでいる。利用者は毎年いて、地元では必要とされているのに残念です。
企業主導型 施設整備費助成金を一度に返還しなければならず、移行が自由に出来ない
企業主導型からの認可化ができるのかわからない
企業主導型から移転して認可にする際、既存の企業主導型保育園の設備費の返還を求められて資金を借入しないといけないため

企業主導型の補助金で、整備で設立し、運営を行っているので、企業主導型をやめて認可へ移行をするためには、補助金の返還等の条件がある為、移行が出来ない。企業主導型が認可外でなく、認可保育園としていただく制度変更を希望したいです。
企業主導型は認可外だが、管轄が内閣府ではないので認可移行の道が現在ない。
企業主導型事業で創設時に整備費の補助金を全額返済しなければならないので、その原資がなくなっている。認可になるのであれば、そのまま返金義務を免除して頂きたい。
既存の近隣施設からの反対及び、自治体の了解が得られない
既存の建物が古いが、移動するには費用がかかってしまう。新しく運営する場所の設備等にも費用がかかる。そうしたところに支援が必要だと思う。
急な利用希望者の受け入れが難しくなること(受け入れの柔軟性)や、現在行なっている卒園児の「学童保育」ができなくなる可能性があること。
給食、提携医療機関
給食施設や屋外遊技場の確保が困難 室内遊具規定の遵守困難
給食室/調乳室があることが条件と認識していたため
給食提供や定員数、営業時間等、変更することが難しかったため
近隣に適当な物件がないこと、地価が上がっていること。
近隣に認可施設が多く設立されたことに伴い、待機児童がいなくなるため、今年度での廃止が決定したため。
近隣に保育施設がたくさんあり、年齢別で定員に満たっていない保育施設があると自治体からの説明があった。他の保育施設との距離も近いなど立地条件の課題もあった。
建物の検査済み証がないこと。また、代わりの建物や土地をさがすとしても、それに充てる資金がないこと。
建物の登記事項証明書がなかった。増築したため建ぺい率に問題があることが分かり、建物を建て替えたり土地を買い足すには資金不足
建物の老朽化
検査済証がない物件のため自治体の許可が得られなかった
現在、自治体で認可の保育施設を必要としていない。建物が、一軒家なので、0歳児の専用の環境が作れない。
現在、認可外幼稚園として園児家庭には無償化で支援があるが、園への運営補助はほとんどもらえないため、職員の給与や福利厚生を削って運営せざるを得ない。幼稚園になるには保育園よりも厳しい条件があり幼稚園になることはできないなか、保育園に移行となると今までのノウハウとは異なってしまう。
現在、分園の対象となる建物はあるものの行政担当のサポートが弱いため、なかなかスムーズに進めずにいる。既に認証から移行した他行政との違いに戸惑っている。保護者からの認可移行を望む声も多く残念である。
現在でも事務量が多く、認可移行に向けて手が回らない
今現在、在籍している子どもや保護者に迷惑をかけないかが心配。保育室に適した場所などの確保が出来るかどうかと、保育室を開設するまでの準備資金などが心配。
今後子供の数が減っていくから自治体がこれ以上保育園を増やさないと回答したため
市の待機児童減少により、認可保育所の設置計画がない
市の方針で、これ以上の認可園を増やす財源がないといわれた。
市町村をまたいでの利用
市内に、待機児童がいない事。
市役所に相談に伺ったところ、市内のニーズが少ないので 認可に移行するのは難しいと言われ、断念しました。
施設が認可の要件に合致しない可能性が高い。モンテッソーリ教育を継続できる環境を保てるかが分からないこと。モンテッソーリ教育の資格も有する保育士が確保できるか疑問。
施設の設備の問題が大きい
施設や建物等への基準が高すぎる。別の建物への移転等の費用や工事費用
自治体からの情報が無い。
自治体からの情報不足と資金(補助金)の確保
自治体が株式会社の認可園参入に難色を示している
自治体が認可の募集をおこなっていない。
自治体での募集が無い
自治体で認可募集をしていない。

図表 88 認可保育所等への移行を検討したが断念した理由(自由記述)(抜粋)

『資金不足』を市に指摘され認可外は認可に移行出来ないと確信した為、認可移行を断念せざるを得なかったです。
3歳児以降の受け入れ提携園を作ることができなかった 現状面積・設備での認可移行は難しいため、分園設置場所を模索したもの、設置先、及び費用の目途が立たなかった。
以前、自治体に尋ねたところ「この地域には認可保育所が多くある為これから先待機児童が出ることも見込まれず認可化は無理」と言われた
以前認可(小規模)移行を申請していたが認可が下りなかったため、現段階では今通ってくれている他区からの子ども達の保育を優先したい。認証保育園を希望しているが、当自治体では募集していない。
院内の職員の『働きやすい環境づくり』も大きな目的であるため、認可保育園になった場合の縛りが心配
英語保育をしている為、全ての提出書類に日本語訳を付けなくてはならなくなり、業務が大幅に増える為
英語保育園としての質の低下を懸念した 英語に興味のない家庭の受け入れに対する抵抗感
園に通じる道すべてが認可保育園の設置基準である、消防車の通れる幅の道路に面するという要件を満たせないため。
園児数の確保に不安があったため、定員20人での認可移行を自治体に打診したが、20名定員での認可は行わないとの回答により断念した。
園独自の保育方針に共感して入園を希望する利用者が入園できない。また、認可園に入園できなかった人の一定の受け皿になっており、その必要性を感じている。
開室時間
開所する場所
外国人の保育士資格取得ができない
管轄の課が移行に対して消極的で、情報を教えてくれなかったから。
企業主導型から認可へスムーズに移行する法令整備
企業主導型保育施設は内閣府の管轄であり、自治体の認可保育施設、認可外保育施設とは別立てのよう。途中で辞退することはできないのではないかと恐れ、一部助成を受けた建設費用等の返還を求められるようなことがあっても、とても応じられる状況にない。
企業主導型保育所は認可移行できないと聞いた事がある為
月極、一時預かりを含めて、就労以外の子供の預かりを可能にしている。幼稚園や他の認可保育所へ行く前の母子分離、産後うつ、通院など、個人情報をお互いに細かく問わずに預かりを行っている。
現在、通ってきている保護者の期待に沿える保育内容にならないと思って断念しました。
現在の運営形態である企業主導型保育事業で取得した整備費を返還する必要がある為
現在の園の周辺は、自然環境がとても恵まれていて、園の保育内容も自然環境に即したものになっていて、それが特色の園であるため、認可のために他へ移転することはできない。この環境下で、認可が取れる方法を探している。
市に相談に行ったが、現在は認可保育園を増やす予定がないので、その他条件をクリアしていたとしても認可保育園として認める事ができないと言われたから。
資金不足、施設設備の設置困難
資産条件など
資本金が少ない。低賃金で保育士の確保は難しい。
自治体の方針で認可ができないため
自治体へ幾度か相談に行ったが、一向に認可移行への取り組みをする予定がないと回答されたため。
地域の少子化が加速しており、認可園でも空きがある状況。新たに認可にしたとしても、園児数を安定して確保することが難しいと考えた。
地域的に複数の市町村からの利用者も多く、認可移行に伴い利用できなくなる家庭もいたため
認可を考えた時期に市からは、これ以上認可園は作らないといわれた。また、こども園については、認可外が子ども園になった例が無いからだめといわれた
認可移行するには、移転を進められたが、費用がかかるので断念した。
認可移行にあたっての、相談する専門家や、知識を持った人を知らないため、やり方がわからないし、自分で行う余裕などもない。土地や建物の取得が難しい。
認可園に移行する為の手続きが膨大である 又、敷地確保や維持がとても困難そうであった
認可園の公募時期が不定期であり、情報量が少なくハードルが高い。
認可園への移行の募集は見るが1ヶ月で土地の確保や建設費等見積もりを出す必要があり、実質入る余地はない
保育内容ではなく、駅から遠いという理由(利便性が悪い)だけで断られている
保育面積の基準が変わるので定員が減ってしまう、連携施設を探すのが困難
法人の取得が難しい。
法人化の手続きについて不明なところ

図表 89 認可移行するメリットがないと考える具体的理由(自由記述)(抜粋)

あくまでも事業所内の託児所のため
あくまでも職員のための院内保育を目的としているため
あまり利用者がいないため
インターナショナルスクールであるため
インターナショナルスクールにて、日本の基準をみたさないため
インターナショナルスクールのため、外国人保育者がメインであり、日本の保育士資格を取得出来ない(日本語が理解出来ない)ため。
一時預かりを専門とする施設の為、目的が違うので。
一時預かり専門の施設のため
院内職員のための施設のため
院内職員の為の保育施設である為、現状のままで良いと考えている
院内職員対象のため
院内保育所であるため
英語スクールとしての運営が主体のため
英語学校としての機能を維持することが難しくなる為
介護施設で働く職員の為の保育施設の為、優先して職員のお子さんを預かるため
介護施設の職員の福利厚生として運営しており、利益を求めないから
介護施設内の職員専用託児室の為
会社の従業員の託児がメインの園のため
学童メインの施設であるため、未就学児の受け入れ人数は多くない
看護師確保もしくは福利厚生のための無料の施設のため
企業主導型で従業員のための利用のため必要性がない
企業従業員の保育の必要性があり地域外からの勤務者がいる為認可保育所では助成を得られない為
教習生のお子様に関りその時間のみ預かっているため
教習生の利便のため運営しているため
事業所内保育施設のため職員の子以外を保育する予定はない
事業所内保育施設の任務を終えつつあるため
事務作業が多くなり、保育者の負担が増える為
従業員の子どもを優先的に預かれなくなるため
従業員の子どもを預かるために開所した保育所であるため
職員のための子育て支援
職員のための保育施設と認識しているため
当院及び市医師会加入病院の職員の子のみを受入対象としているため
当院職員の育休復帰のための空き状況の確保など、地域枠の利用との調整が難しくなるため
認可になり、保育課を通すと緊急時の対応が遅れるため。これまで認可保育園で対応できないケースや定員になっているため
他園で断られた子どもを受け入れてきたが、そういった対応が出来なくなる可能性がある。
認可の開園時間(12時間)以上開園することがあるため
認可外保育の需要があるため(緊急の場合にも受け入れられる)
利用児童(地域も含む)が少ない
利用者が少ないため

図表 90 どのような支援があれば認可保育所等への移行を検討できるか(自由記述)(抜粋)

「認可化移行支援強化事業」を利用して認可施設を運営したいのですが、富山市ではこの支援事業は利用できないと言われました。各市ごとの利用基準規定等があるのでしたら、明確にして頂きたいです。どうぞよろしくお願いいたします。
「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されている保育園が認可保育園の1/2でも支援制度が欲しいです。その支援があれば、本来家庭で愛情深く育てていくべき3歳までの乳児を中心にした保育ができ、保育士の処遇も改善されると思います。
【居宅訪問保育(ベビーシッター)】●エプロンの支給 ●保育従事者の健康診断、検便の費用の負担 ●居宅訪問保育専門の定期的な研修 ●工作で使う材料やおもちゃなどの支給
■市が認定こども園の認可をするかどうかを検討の前提になります。・園が望めば市は受け入れるものなのか、市の計画に載っていないければそもそも無いのかなどの教授。■企業主導型保育から認定こども園に移行するためのバックアップ。・整備費の返還の有無
■保育士における待遇や研修等の支援や運営費等の助成金の支援。■設定保育の自由化
●現在、認可外と小規模保育事業を併設しているが、就学前の全年齢を対象とした、小規模認可事業が新たに実施されることを期待する。(小規模保育事業を未満児だけでなく、就学前の全年齢対象として欲しい) ●定員20人の認可移行が認められること ●認可移行を積極的に推進する対応策の実施(パンフレット作成、説明会開催等) ●認可園に準ずる補助金の増額
●小規模でよりよい幼児教育のために奮闘している全国の「森のようちえん」を援助してください。●認可外保育施設届出団体として、認証してください。●認可外という言葉自体に、マイナスイメージを感じる人が多いと思います。名前を変更してください。基準を満たしているのに、満たしていないまたは、届け出もしていないと思われ、劣悪な施設をイメージする保護者もいるようです。
・まず流れなどから気軽に相談できる窓口、HPでの情報アップや質問受付など情報を取得できるようにしてほしい。・整備費、運営費の補助。(すでにありますが。)・移動費の補助。
・移行フローを知りたいです。・問い合わせに関して情報を提示して欲しいです。
・移行手続きの支援・必要な設備への補助
・一からサポートして移行するための助言をもらいたい。・言葉(日本語)が難しいので、もう少しわかりやすく説明してもらいたい。・移行する建物など提供いただきたい。
・一時保育の充実・誰を預かるのかを、保護者、行政等と一緒に考えることができる制度
・英語保育でも認可以降を是非検討していただきたいです。どうぞよろしくお願いいたします。
・園児の確保・補助金(運営費等)の拡充と単価の引き上げ
・園児確保の支援・職員への労働環境の安定・運営管理のフォロー
・開所時間の緩和・人員配置・施設設備の基準の緩和
・具体的に利用可能な助成金情報・特色を生かした保育(野外保育)を可能にする運営方法についての指導提案
・建物の改修費用の支援及び、手続き等への援助。英語保育等を始めとするサンパレーインターナショナルスクールは、22年の取り組みで多くの活躍する子ども達を輩出しており、この保育、教育内容を変えずに認可保育施設への移行の実現にはどのような事が必要であるかなどについて情報を得たい。幅広い保育教育内容に対する理解をいただきたい。・土地の広さは十分にあるが、改修が必要だと思っているので、その費用が案じられる。・画一的な保育施設のみならず、保護者たちの選択や施設の選択などが、今よりも反映されることを望む。個々の責任も明確になり良いと考えている
・建物や設備面では基準に適うための資金補助をご配慮いただけると取り組みやすいと思います。・まずは自治体からの認可外保育施設に向けての最新情報を配信いただきたいです。・認可外施設はそれぞれの特色を大事にしている(それがアピールポイントであり、選んでもらうための大きな要素で、収入に直結することだから)ので、現にそれを選んで通ってくれている家庭の思いを台無しにしないような移行ができると、園も保護者も子ども、皆が喜ぶ移行が実現すると思います。・これからは、認可園といえども福祉的な「処置」の観点から通園先を自治体が決定するのではなく、「教育」を選べる自由な契約形態を(幼稚園のように)していただくとが時流に合っていると思います。
・研修・移行した保育園の見学・資料を頂きたい
・現施設から認可保育所へ移行する際に必要になる事項を、ホームページ等で簡易的にシミュレーションして分かつと事務的にとても助かる。(要綱等は読みにくい)・認可保育所を運営した際、助成金がいくらかいになるか事前に分かるようなサイトやシミュレーションがあると良い。・企業主導型保育事業から認可保育所への移行した園の例を共有していただけると助かる。
・施設と、移行に必要な土地等・人材費・屋外遊戯場も作れない・全般的に費用が無い
・私設保育施設等の連携会議(オンライン含む)・行政との意見交換や地域の課題の共有や連携について・病児保育や病後児保育等、感染対策に特化した保育施設の補助率の拡充
・自治体がどのようにサポートしてくれるかがわかりませんが、認可に移行するにあたり使える補助金・運営の基準などを細かく教えていただきたい。
・自治体の協力姿勢・体制・「保育所型」の事業所内保育事業所については連携施設の要件を緩和すること(たとえば現に認可保育所を運営している事業体はこの要件を必須としない、など)
・助成金等の経済的支援・利用者確保のための情報提供・保育士及び各種職員等、人材確保の為の情報提供・自治体との連携強化に向けた各種研修等、状況提供並びにご指導。・各施設の運営効率化・最適化に向けた具体的なご指導
・情報提供
・点数制で自治体が利用者を割り当てるような入園制度ではなく、利用者が選んで入所できるようにしてください。・保育所が特色ある保育を学び実践できるような自由度を持たせてください。・必ずしも認可に移行しなくても認可と同等の運営ができるような支援を確立してください。認可と認可外では補助制度があまりに違うのに、指導監督基準は同等の厳しさでは不公平です。
・土地続きの建物があり、保育所として利用したいと考えている。中野区と検討していた時は一階なら利用できると言われている。当園は長く地域に根付いている。移転は考えていない。
・認可移行にあたって、書類作成や補助の仕組みを説明してくれる担当者を決めて貰いたい。・障壁となっている問題についてアドバイスを受けられるシステム。・東京都の認証保育所制度の継続と補助内容の拡充。

・認可移行計画申請時の保護者同意書必須は不要とする。・認可移行(移転新設)の改修費補助予算を行政で確保していただく。
・物件の紹介・移行に向けた信頼あるコンサルタントの紹介
・保育士資格試験の受験資格枠の拡大(産前産後ケア関連で認可外保育施設開設にはドゥーラ等は受験資格がわかりやすく一般人も可能だが保育士の場合要件が多くわかりづらい、かつ年単位で現在一般社会人の方はとれない)・必須研修の受講が出来ない状況をオンライン枠増加や現在認可外保育施設として市に登録がある保育施設分だけでも無償化していただくと認可保育所として活動意思が増えていく可能性が高まります(保育園で働きながら個人でも活動しているという方もいらっしゃいます)・認可施設としてみとめられる場所の提供をし、派遣型で資格のある方を利用されるのが1番コストも人数も確保できるのではないのでしょうか
・保育内容についてのご相談
・補助金窓口の一本化・地域枠についても助成対象にしてほしい。または、4月時点で利用予定がない枠は従業員枠として利用しても良いなどの緩和策。・外国籍や配慮児童のお預かりについて事業者が選択できる体制(自治体に受け入れ可か相談できる)
・補助金窓口の一本化・地域枠について空き枠でも助成対象にしてほしい。または、4月時点で利用予定がない枠は、従業員枠として利用しても良いなどの緩和策・外国籍や配慮児童のお預かりについて事業者が選択できる体制(自治体に受け入れ可か相談できる)
運営企業の募集など自治体からの案内・情報がメールや書面で直接くるようになれば設置への取組や計画がたてやすくなる。
運営費、整備費などの補助金 長く続けていけるための支援
運営費・設備費の金銭的な補助。必要な手続きをサポートする法人か、団体。
運営費の拡充
運営費の補助
運営費の補助です。弊社は、主たる生業は製造業ですが代表が意をくみ取り20年以上施設運営ができました。その間保育士の加算などで待遇は改善されたのは認可のみで認可外は自らの持ち出しです。園舎がもともと工場として建築建設したものを改修したので老朽化が進んでいます。施設整備費のねん出が課題です。
運営費支援 人件費支援 給食材料費拡充(現在の金額では不十分)
運営費等の安定した収入、設置基準の緩和
運営費等の補助
運営費補助 小規模保育の0から2歳児の縛りの撤廃
運営費用の100%補助または赤字分の補填
運営法人が独自の保育事業を行わず、企業型保育の保育園を外部委託する場合に限り、検討する
営業所と併設の為、この施設では考えていない
英語が堪能な保育士の育成または外国人の保育士資格取得の推進。担当者による具体的なアドバイスおよびコンサルティング
英語でコミュニケーションの取れる資格取得者の採用を目標にしております
英語での保育士資格の受験。
英語での保育士資格取得試験の実施 地域の特性を生かした園児の受け入れ(外国人の受入) 園に寄り添った監査(押しつけでなく一緒に改善してくれる) 専属医師や看護師を市町村で割当
英語の保育士資格試験。外国人雇用に対する支援・補助。

図表 91 保育料の分布

	n	10,000円未満	10,000～20,000円未満	20,000～30,000円未満	30,000～40,000円未満	40,000～50,000円未満	50,000～60,000円未満	60,000～70,000円未満	70,000～80,000円未満	80,000～90,000円未満	90,000～100,000円未満	100,000円以上
0歳児	3,141	13.4%	16.6%	16.7%	28.8%	10.0%	7.1%	3.6%	1.8%	1.0%	0.3%	0.9%
1歳児	3,637	15.8%	16.5%	16.3%	27.1%	10.2%	5.9%	3.5%	2.1%	0.9%	0.5%	1.2%
2歳児	3,765	16.5%	16.1%	16.6%	27.2%	9.6%	5.5%	3.4%	2.1%	1.0%	0.6%	1.4%
3歳児	2,676	32.9%	15.3%	16.4%	14.8%	6.8%	4.4%	2.9%	2.2%	1.3%	1.0%	2.1%
4歳児	2,222	32.8%	14.2%	16.2%	15.4%	6.6%	4.7%	2.5%	2.2%	1.8%	1.2%	2.5%
5歳児	2,036	32.5%	13.4%	16.4%	15.6%	6.8%	4.9%	2.5%	2.2%	1.9%	1.3%	2.7%
6歳児以上	703	40.8%	17.6%	13.4%	13.4%	5.0%	3.6%	1.4%	0.9%	0.6%	0.9%	2.6%

図表 92 週当たり利用日数

	n=4,236
週1日	2.0%
週2日	2.3%
週3日	4.3%
週4日	7.3%
週5日	70.5%
週6日	7.5%
週7日	0.6%
週1日以下で不定期	5.5%

図表 93 利用者確保の状況

	n=4,236
利用者の募集、確保にはまったく困っていない	14.4%
利用者の募集、確保にはあまり困っていない	22.1%
どちらともいえない	28.2%
利用者の募集、確保にはやや苦慮している	21.4%
利用者の募集、確保に非常に苦慮している	13.9%

図表 94 利用者確保の状況別の認可保育所等への移行検討状況

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等は進めていない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後の可能性がある	検討しておらず、今後 検討する予定もない
利用者の募集、確保にはまったく困っていない	612	2.1%	4.4%	4.2%	9.5%	79.7%
利用者の募集、確保にはあまり困っていない	937	3.0%	14.0%	7.9%	18.5%	56.7%
どちらともいえない	1195	3.3%	9.9%	7.1%	15.6%	64.0%
利用者の募集、確保にはやや苦慮している	905	3.2%	16.8%	12.2%	19.1%	48.7%
利用者の募集、確保に非常に苦慮している	587	6.5%	17.0%	18.6%	16.7%	41.2%
全体	4236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 95 利用者の保育の必要性認定

	n=4,236
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね8割以上	39.5%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね6割以上8割未満	5.8%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね4割以上6割未満	5.5%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね2割以上4割未満	4.2%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね2割未満	9.9%
分からない・不明	35.1%

図表 96 利用者の保育の必要性認定分布状況別の移行検討状況

	n	検討しており、 準備中である	検討しているが、 具体的な準備 等はない	検討したことがあるが 断念した	現在は検討していないが、 今後 検討の可能性はある	検討しておらず、今後 検討する 予定もない
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね8割以上	1,675	5.1%	17.1%	10.3%	19.9%	47.5%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね6割以上8割未満	246	5.7%	23.6%	17.1%	17.1%	36.6%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね4割以上6割未満	231	3.9%	16.5%	14.3%	17.7%	47.6%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね2割以上4割未満	178	2.8%	15.2%	12.4%	20.2%	49.4%
2号、又は3号認定を受けている利用者が概ね2割未満	420	2.1%	9.8%	9.0%	17.6%	61.4%
分からない・不明	1,486	1.7%	5.2%	6.5%	10.9%	75.8%
全体	4,236	3.5%	12.5%	9.5%	16.3%	58.2%

図表 97 利用者の入園児の希望

	n=4,236
貴施設を第一希望としていた利用者が大半	47.2%
貴施設を第一希望としていた利用者は、第2希望以下だった利用者をやや上回る	6.7%
貴施設を第一希望としていた方と併願が半々程度	13.9%
貴施設を第一希望としていた利用者は、第2希望以下だった利用者をやや下回る	4.5%
貴施設を第一希望としていた利用者はほとんどいない	5.1%
分からない	22.6%

図表 98 利用者が重視していると考えている点

	n=4,236
自宅からの距離・アクセス面	47.3%
保育料等の費用面	36.0%
認可保育所等へ入園できなかったための代替措置	35.3%
認可保育所等への入園までの一時的な利用	29.5%
登園・退園の時間の柔軟性や延長保育・病児保育等の緊急時の柔軟な対応	22.3%
施設や設備、園庭等のハード面	6.9%
特徴的な取組内容 具体的に	21.6%
保育方針や理念 具体的に	15.0%
その他 具体的に	24.6%

図表 99 利用者が重視していると考えている特徴的な取組の具体例(自由記述)(抜粋)

24時間対応
24時間年中無休
24時間保育
365日 院内保育24時間対応、家庭的、小規模保育
365日開園
英語教育やリトミック
英語教室・ダンス教室・絵画教室等
ICTの導入 多彩な教育カリキュラム メディア露出
アートなどの課外活動
アートの講師をアドバイザーに迎え、アート、芸術の視点から保育を考える。制作活動、造形活動を通して園児の個性感性を受け止め、普段の保育、関わり合いにも活かしている。
アートプログラムや運動できる環境
インクルーシブ保育
インクルーシブ保育・異年齢保育
インスタを活用し、情報発信。保護者との連絡にコドモン活用
インターと保育園の長所を両方持っていること
インターナショナルスクール
インターナショナルスクール(英語イマージョン教育)
インターナショナルスクールとして語学教育(英語8割日本語2割)に取り組んでいる。
カリキュラムや園の雰囲気の良い
カリキュラム内容
カリキュラム内容やサービス
くぼたのうけん・英語・音楽・体育・フラダンス・ダンス
コワーキングスペースが併設されている
コワーキング併設
シュタイナー(幼児)教育に基づいた取組
シュタイナー幼児教育
スイミング・英語・クライミング・体操教室・食育・自然保育
スタッフの就労環境、食事内容、スマート保育化
スポーツ、英語
スポーツなどのカリキュラムが豊富
バイリンガル教育
バイリンガル教育を提供しているため
マンツーマン保育
マンツーマン保育 学童の兄弟も一緒に預かれる
モンテッソーリ、リトミック、英語の取入れ
モンテッソーリ、英語教育
モンテッソーリメソッドを取り入れたカリキュラム
モンテッソーリをはじめ、音楽教室や英語教室等に取り組んでいるため
異年齢保育
異年齢保育、主に外での保育活動など、一般的な保育施設ではあまりおこなわれていない子供主体とした保育内容であること
異年齢保育・体操・科学遊び等
医療ケアの受入れ、児童発達支援を併設
医療機関併設
医療法人に附属しているため、出勤日・残業等について柔軟に対応しているため
育休復帰からの早期復職手段として
育児休業復職時のスムーズな0歳児保育
運動・音楽・英語に特化した教育プログラム
運動遊び、英語教室
運動遊びの充実や広い園庭
園外活動(歩育・自然体験活動)が充実

園外行事、保護者との行事が多いため
園外保育ときめ細かな保育
園外保育多さ。けん玉を保育に取り入れている事。
屋外活動、運動量の多さ、英語100%
屋外遊び重視、異年齢交流、自然から学ぶ。
自然に恵まれた環境、園外保育が充実
自然の中での保育
自然の中での保育を行っている点
自然の中で過ごす環境や動物とのふれあい
少人数で家庭的な保育の実践
少人数で手厚い、子育てアドバイス
少人数で縦割りの保育を実施
食育
食育 野外遊び 行事
森での保育
森のようちえん
体づくり・英語教育・イベントへの取り組み・レッスン内容
体育、英語、食育などの特色のある保育
体験型保育で野外活動を多くしている点
体操、英語、音楽などの特別レッスン
夜間保育がある
夜間保育に特化している

参考資料 4 その他集計表・自由記述(自治体アンケート調査)

図表 100 (認証制度を設けている場合)認証している施設数の分布

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	4	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	25.0%
政令市等	20	5.0%	15.0%	10.0%	15.0%	0.0%	5.0%	5.0%	25.0%	15.0%	0.0%	5.0%
一般市町村	22	18.2%	18.2%	18.2%	13.6%	4.5%	4.5%	13.6%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%
計	46	10.9%	15.2%	13.0%	13.0%	4.3%	4.3%	8.7%	13.0%	13.0%	0.0%	4.3%

図表 101 認可保育所等数の分布(認可保育所等)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	2.6%	86.8%
指定都市等	84	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	4.8%	31.0%	40.5%	21.4%
一般市町村	992	9.0%	14.5%	8.8%	7.3%	6.4%	4.6%	20.8%	17.6%	9.2%	1.2%	0.7%
計	1114	8.2%	12.9%	7.8%	6.5%	5.7%	4.1%	18.7%	16.1%	10.7%	4.2%	5.2%

図表 102 認可保育所等数の分布(幼保連携型認定こども園)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	7.9%	23.7%	31.6%	28.9%
指定都市等	84	6.0%	1.2%	4.8%	0.0%	1.2%	4.8%	15.5%	19.0%	32.1%	14.3%	1.2%
一般市町村	992	43.6%	16.5%	10.8%	6.9%	5.3%	3.8%	8.5%	3.7%	0.8%	0.0%	0.0%
計	1114	39.5%	14.8%	10.0%	6.1%	4.8%	3.8%	8.8%	5.0%	3.9%	2.2%	1.1%

図表 103 認可保育所等数の分布(小規模保育事業)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	13.2%	0.0%	5.3%	2.6%	0.0%	2.6%	10.5%	2.6%	34.2%	13.2%	15.8%
指定都市等	84	15.5%	2.4%	6.0%	4.8%	2.4%	3.6%	7.1%	20.2%	22.6%	7.1%	8.3%
一般市町村	992	62.7%	11.6%	5.6%	4.3%	3.9%	1.1%	5.4%	3.4%	1.6%	0.0%	0.1%
計	1114	57.5%	10.5%	5.7%	4.3%	3.7%	1.3%	5.7%	4.7%	4.3%	1.0%	1.3%

図表 104 認可保育所等数の分布(事業所内保育事業)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	15.8%	2.6%	2.6%	5.3%	21.1%	5.3%	21.1%	13.2%	10.5%	2.6%	0.0%
指定都市等	84	36.9%	10.7%	9.5%	8.3%	8.3%	4.8%	13.1%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	83.7%	9.7%	4.4%	1.3%	0.2%	0.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	77.8%	9.5%	4.8%	2.0%	1.5%	0.7%	2.2%	1.1%	0.4%	0.1%	0.0%

図表 105 認可保育所等数の分布(家庭的保育事業)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	36.8%	18.4%	5.3%	7.9%	2.6%	2.6%	10.5%	10.5%	2.6%	0.0%	2.6%
指定都市等	84	61.9%	6.0%	2.4%	6.0%	2.4%	2.4%	9.5%	4.8%	3.6%	1.2%	0.0%
一般市町村	992	91.3%	4.7%	1.6%	1.0%	0.0%	0.5%	0.3%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%
計	1114	87.3%	5.3%	1.8%	1.6%	0.3%	0.7%	1.3%	1.0%	0.4%	0.1%	0.2%

図表 106 認可保育所等数の分布(居宅訪問型保育事業)

	n	0	1	2	3	4	5	6-10	11-20	21-50	51-100	101-
都道府県	38	94.7%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市等	84	91.7%	2.4%	3.6%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.9%	0.5%	0.3%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	98.2%	0.7%	0.5%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 107 企業主導型保育事業からの認可移行の施設類型別実績件数

移行前	移行後	区分	R2	H31	H30
企業主導型保育事業	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	1	2	0
		計	1	2	0
	幼保連携型認定こども園	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	小規模保育事業	都道府県	0	1	0
		政令市等	1	0	0
		一般市町村	3	2	2
		計	4	3	2
	事業所内保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	1	0
		計	0	1	0
	家庭的保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
合計			5	6	2

図表 108 ベビーホテルからの認可移行の施設類型別実績件数

移行前	移行後	区分	R2	H31	H30
ベビーホテル	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）	都道府県	0	0	0
		政令市等	1	2	1
		一般市町村	0	0	0
		計	1	2	1
	幼保連携型認定こども園	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	小規模保育事業	都道府県	0	1	2
		政令市等	1	1	2
		一般市町村	0	1	0
		計	1	3	4
	事業所内保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	1
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	1
	家庭的保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
合計			2	5	6

図表 109 認可外の居宅訪問型保育事業からの認可移行の施設類型別実績件数

移行前	移行後	区分	R2	H31	H30
認可外の居宅訪問型 (いわゆる「ベビーシッター 事業者」)	認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	幼保連携型認定こども園	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	小規模保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	事業所内保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	家庭的保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	都道府県	0	0	0
		政令市等	0	0	0
		一般市町村	0	0	0
		計	0	0	0
合計			0	0	0

図表 110 企業主導型保育事業からの認可保育所等移行件数分布(令和2年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.9%	0.2%	0.1%	0.0%	1.8%
計	1114	98.0%	0.2%	0.2%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

図表 111 企業主導型保育事業からの認可保育所等移行件数分布(平成 31 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	99.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
計	1114	98.5%	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.1%	0.3%	0.0%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.1%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.3%	0.1%	0.0%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

図表 112 企業主導型保育事業からの認可保育所等移行件数分布(平成 30 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.2%	0.2%	0.0%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

図表 113 事業所内保育施設からの認可保育所等移行件数分布(令和2年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	92.1%	5.3%	2.6%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.1%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.0%	0.3%	0.1%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	81.6%	18.4%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	96.9%	1.3%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	96.5%	1.9%	0.0%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

図表 114 事業所内保育施設からの認可保育所等移行件数分布(平成 31 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	99.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	94.7%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.1%	0.3%	0.0%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	92.1%	7.9%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	96.4%	2.4%	1.2%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.3%	0.9%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	97.0%	1.3%	0.1%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
計	1114	98.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
計	1114	98.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

図表 115 事業所内保育施設からの認可保育所等移行件数分布(平成 30 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
計	1114	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	97.6%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.2%	1.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	97.2%	1.2%	0.0%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.4%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%

図表 116 その他の認可外保育施設からの認可保育所等移行件数分布(令和2年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	89.5%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%
政令市等	84	85.7%	8.3%	2.4%	3.6%	0.0%
一般市町村	992	97.8%	1.7%	0.1%	0.2%	0.2%
計	1114	96.6%	2.3%	0.3%	0.6%	0.2%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.8%	0.4%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	89.5%	5.3%	5.3%	0.0%	0.0%
政令市等	84	86.9%	11.9%	0.0%	1.2%	0.0%
一般市町村	992	96.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.7%
計	1114	95.5%	2.4%	0.4%	0.2%	1.5%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.9%	0.3%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	97.9%	0.4%	0.1%	0.0%	1.6%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.8%	0.2%	0.1%	0.1%	1.8%
計	1114	97.9%	0.3%	0.1%	0.1%	1.6%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
計	1114	98.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%

図表 117 その他の認可外保育施設からの認可保育所等移行件数分布(平成 31 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	84.2%	5.3%	5.3%	5.3%	0.0%
政令市等	84	85.7%	9.5%	1.2%	3.6%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.9%	0.3%	0.4%	0.2%
計	1114	96.8%	1.7%	0.5%	0.8%	0.2%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	89.5%	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.8%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	81.6%	7.9%	2.6%	5.3%	2.6%
政令市等	84	84.5%	9.5%	6.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	96.0%	1.8%	0.4%	0.0%	1.8%
計	1114	94.6%	2.6%	0.9%	0.2%	1.7%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	94.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
政令市等	84	97.6%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.9%
計	1114	97.8%	0.3%	0.0%	0.0%	1.9%

【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	94.7%	2.6%	0.0%	0.0%	2.6%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.7%	0.1%	0.1%	0.2%	1.9%
計	1114	97.8%	0.2%	0.1%	0.2%	1.8%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	94.7%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
政令市等	84	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
計	1114	98.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%

図表 118 その他の認可外保育施設からの認可保育所等移行件数分布(平成 30 年度)

【認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	76.3%	13.2%	5.3%	5.3%	0.0%
政令市等	84	84.5%	4.8%	4.8%	6.0%	0.0%
一般市町村	992	97.5%	2.2%	0.1%	0.0%	0.2%
計	1114	95.8%	2.8%	0.6%	0.6%	0.2%

【幼保連携型認定こども園への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.1%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.2%	0.2%	0.0%	0.0%	1.6%

【小規模保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	89.5%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%
政令市等	84	81.0%	9.5%	7.1%	2.4%	0.0%
一般市町村	992	96.3%	1.6%	0.3%	0.1%	1.7%
計	1114	94.9%	2.3%	0.8%	0.4%	1.5%

【事業所内保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.1%	0.2%	0.0%	0.0%	1.7%
計	1114	98.1%	0.4%	0.0%	0.0%	1.5%

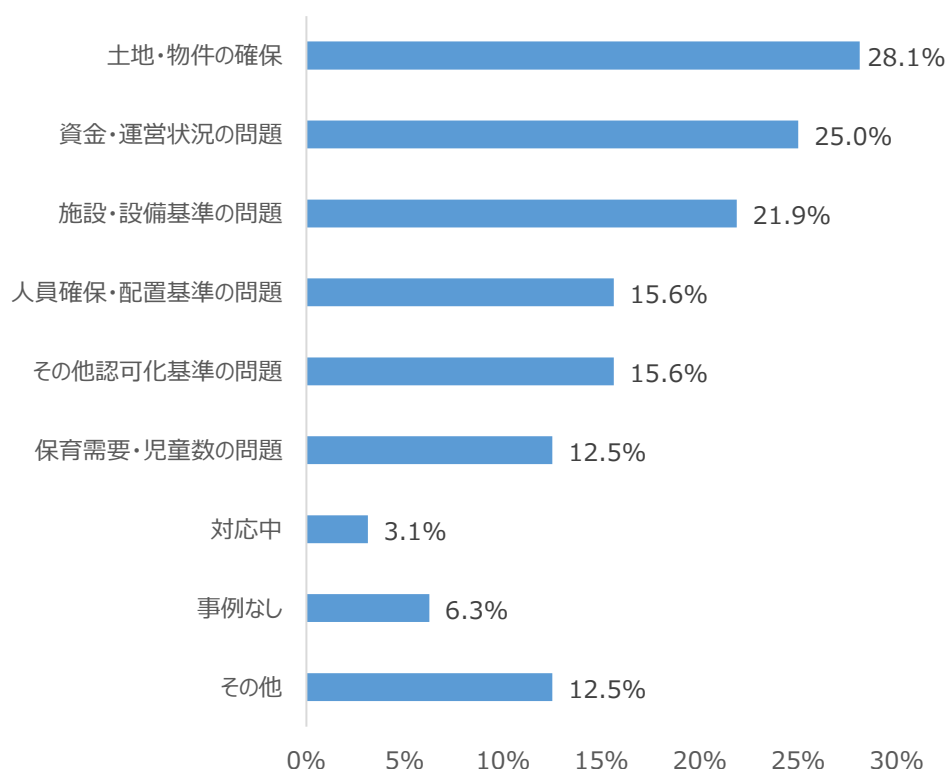
【家庭的保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
政令市等	84	96.4%	1.2%	2.4%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	97.8%	0.3%	0.0%	0.2%	1.7%
計	1114	97.8%	0.4%	0.2%	0.2%	1.5%

【居宅訪問型保育事業への移行】

	n	0	1	2	3-	無回答
都道府県	38	97.4%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
政令市等	84	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
一般市町村	992	98.2%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
計	1114	98.2%	0.1%	0.0%	0.0%	1.7%

図表 119 移行につながった要因の具体例（自由記述集計） n=32



<記述内容例>

土地・物件の確保	・ 移転先の候補物件を確保できなかった
資金・運営状況の問題	・ 自己資金の確保が困難だった ・ 運営法人の資金不足
施設・設備基準の問題	・ 移行先候補の建物では設備基準を満たせなかった ・ 既存施設で自園調理の給食室新設等が困難だった
人員確保・配置基準の問題	・ 人員配置基準を満たすための保育士の確保ができなかった
その他認可化基準の問題	・ 設置主体が法人に限定されているが法人化が困難だった ・ 運営事業者を募集し、選定を行ったが落選した
保育需要・児童数の問題	・ 保育需要が見込めない地域の提案だった
対応中	・ 認可化対応中
事例なし	・ 同左
その他	・ 認可化移行提案時点で在園児の保護者全員の同意を必要としており、対応できていない ・ 相談は受けたが実際には応募が無かった

図表 120 保育料に対する補助を行っている場合の補助額

	n	1-1万円	10001-2万円	20001-3万円	30001-4万円	40001-5万円	50001-10万円	10万円超
都道府県	2	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
政令市等	14	7.1%	7.1%	28.6%	28.6%	7.1%	21.4%	0.0%
一般市町村	56	21.4%	35.7%	14.3%	12.5%	8.9%	3.6%	3.6%
計	72	18.1%	29.2%	18.1%	15.3%	9.7%	6.9%	2.8%

図表 121 自治体独自の認可外保育施設支援策に関する自由記述

【運営費、設備費等の補助】

運営費補助
認可外保育施設（その他）の運営費に係る補助金（基本分、人数加算）
待機児童を受け入れた場合の運営費補助、受入児童数に応じた備品等購入費の補助
神奈川県の出発保育施設利用者支援事業費補助金を基に市でも補助金の支援をしている。
市内在住の保育所等入所を待機している子どもを預かる場合の施設運営費の一部補助。10,000円／月
待機児童が認可外保育を利用した場合、認可保育施設を利用した時の利用料との差額で上限20,000円
事業費等補助は市町村が保育所を補完していると認め、かつ、補助金助成をしている施設を対象。保育料補助は、自然活動に特化しているとして、県が認定した施設を対象。
町内認可外保育施設に対し、5/1時点で定期利用をしている新宮町在住の児童一人につき5,000円の運営費を交付している。また、職員の健康診断費の助成をしている。
施設に対する補助、施設的环境整備に対する補助
土地・建物を3年間無償、10年間年額331,800円で貸与
認可外保育施設指導監督基準を満たすための費用助成（調理環境の安全を図る費用、非常警報器具や防災品を購入する費用、健康診断受診や医薬品購入のための費用、損害賠償保険加入費用などの助成
予算の範囲内で上限400万円の上乗せ補助を実施

【人員の補助】

横浜保育所の認可移行支援担当として職員の配置
研修代替職員の配置に係る費用や、児童の健康診断に係る費用の補助

【保育士の研修に関する補助】

保育従事者の研修受講費に対する補助
奨学金支援、奨学金返還事業
職員研修費、保健衛生、園児賠償責任保険掛金、管理費等の補助

【保育士の家賃などの補助】

保育士家賃補助・保育士奨学金返済支援補助
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

【健康診断の補助】

職員の健康診断料、調理員2人目以降の検便費用
健康診断補助、検診補助
児童の健康診断への助成
園児健康診断・歯科検診の補助
職員の健康診断費用補助、在園児一人に年間1万円の補助
衛生管理費（検便費用）補助
健康診断費用補助（児童分）対象経費の1/2（1施設50千円上限）
児童の健康診断費の補助、障害時保育のための保育士の人件費及び保育材料費の補助
入所している児童の健康診断及び歯科検診費用・保育従事者の健康診断及び調理、調乳職員の検便費用

【給食費の補助】

副食費免除対象者の主食費の補助
給食費補助
3～5歳児の副食費：4,500円
給食費に対する補助上限月4,500円
給食の提供に対する一部補助、ヨーグルトの提供など
副食費助成 日額180円/人 上限年額54,000円/人

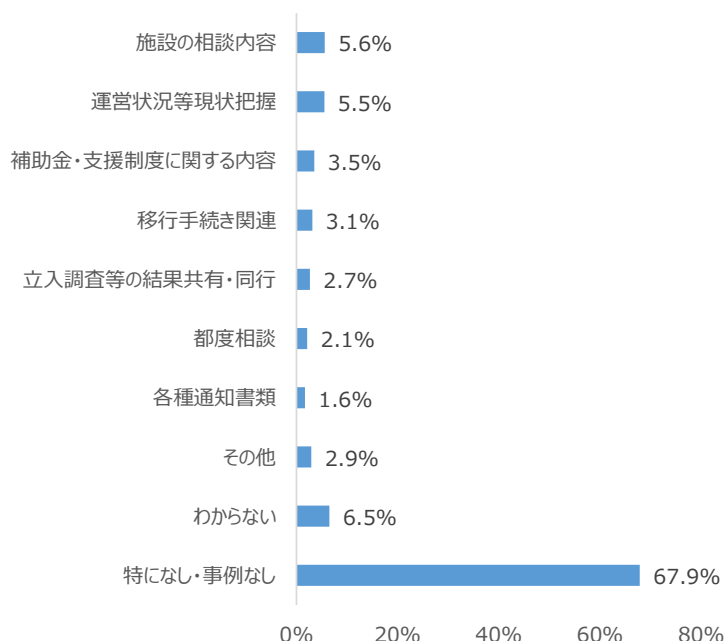
【その他】

公立施設のため町が費用負担している
届出保育施設利用者支援事業費補助金
認可外保育施設の認証保育所開設に向けての支援（都補助事業を活用した認証化移行支援事業）
相談があった場合、関係課職員同席のもと手続きに関する情報提供をする。
保育教材等購入支援、健康診断費助成
企業主導型保育事業所設置事業者の新規開設時備品購入費等補助

【利用料の補助】

保育料に対する補助 上限6.7万
保育料完全無償化
保育料減免事業、保護者負担軽減補助金
健康診断補助、検診補助
認可外保育施設に対して、入所児童の健康診断の費用を補助する。（入所児童1人あたり1回あたり2,400円、入所児童1人あたり4,800円、1施設あたり96,000円まで）
第2子以降保育料半額
第3子の保育料に対する補助
就学前第2子・第3子以降児童保護者負担金補助
保育料に対する補助は2,000円～24,000円

図表 122 都道府県と市町村の連携における情報共有内容（自由記述集計） n=1,092



【具体的な記述例】

施設の相談内容	- 要望があった場合の内容共有 - 相談の段階から情報提供を行い、助言をいただく - 認可外保育施設の意向の聞き取りを伝え、共有している
運営状況等現状把握	- 認可のための整備状況の情報共有 - 認可外保育施設の施設情報の共有 - 市内の認可外保育の動向 - 県からの移行調査に基づき情報共有を行っている
補助金・支援制度に関する内容	- 県から、各種支援制度などの情報提供を受けている - 補助金の活用予定等 - 補助金等の問合せがあった際は対応を県に確認している
移行手続き関連	- 認可保育所の認可事務は県であるため、許可に伴う事務において情報共有 - 認可に必要な事項すべてについて情報共有を行っている - 認可のスケジュールの確認や必要書類等についての調整
立入調査等の結果共有・同行	- 県が行う指導監査に、市も同席し、事業所との3者による情報共有を行っている - 届出内容や監査実施内容の共有
都度相談	- 担当者と随時連携 - 都度電話やメールで情報共有を行う
各種通知書類	県からの案内等を各施設に送付している
その他	- 県からの調査依頼があった際に回答する - 国への報告が必要となる事項について、都道府県へ情報共有を行っている

※本調査研究は、令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として実施したものです。

令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**認可外保育施設の認可保育所等への移行に関する調査研究
報告書**

令和４年３月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL: 080-2302-7799 FAX: 03-6833-9480